

第4章

有価証券と税金

上場株式等の配当の税金

本章において表示される税率の内訳は、次の表のとおりです。

税率	内訳		
	所得税	復興特別所得税 (所得税額×2.1%)	住民税
18.378%※	18%	0.378%	—
20.315%	15%	0.315%	5%
20.42%	20%	0.42%	—

※ 2015年12月31日以前に発行された国内割引債の償還差益にかかる税率。

POINT

上場株式等の配当は、申告不要（源泉徴収のみで納税が完了）と確定申告（総合課税または申告分離課税）のいずれかを選択することができます。

1 配当にかかる源泉徴収

上場株式等の配当は、配当受取時に20.315%の税率で源泉徴収されます。

上場株式等の範囲： **P.103**

2 申告不要

上場株式等の配当は、金額の大小にかかわらず、配当受取時の源泉徴収（税率20.315%）で納税を完了させ確定申告しないことができます。

配当を確定申告するかどうかは、特定口座（源泉徴収あり）で受取る配当についてはその特定口座ごとに、それ以外の配当については、1回に支払いを受ける配当ごとに選択することができます。

また、新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISAで生じた配当について株式数比例配分方式を選択した場合は、その配当については非課税であるため確定申告をする必要はありません。

3 確定申告

上場株式等の配当は、配当控除を受ける場合は総合課税により確定申告し、上場株式等の売却損と損益通算する場合は申告分離課税により確定申告する必要があります。

確定申告する場合には、総合課税か、申告分離課税か、いずれかを選択しなければなりません（一部の配当を総合課税、残りを申告分離課税とすることはできません）。

① 総合課税

日本法人の株式の配当について配当控除を受けるためには、総合課税により確定申

告する必要があります。その場合、配当はその年の給与所得や雑所得（年金収入等）、不動産所得（家賃収入等）等と合算され、累進税率により課税されます。

総合課税により課される税金と配当受取時に源泉徴収された税金との差額は、確定申告により精算されます。

②申告分離課税

上場株式等の配当を上場株式等の売却損と損益通算するためには、申告分離課税を選択して確定申告する必要があります。この申告分離課税で適用される税率は20.315%です。

4 総合課税で確定申告し配当控除を受けた方が有利なケース

上場株式等の配当は、申告不要とし源泉徴収で課税を完了させるよりも、総合課税として確定申告し、配当控除を受けた方が税負担が小さくなるケースがあります。なお、確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じるケースがありますので、留意が必要です **P.159**。

■上場株式（日本法人）の配当に係る税金負担率

2024年1月1日から2024年12月31日までの間に支払いを受ける配当金

課税所得	所得税 (%)			復興特別 所得税 (%)	住民税 (%)			①総合課税 (%) (所得税、住民税 ともに申告)	②申告不要 (%) (源泉徴収で課税 完了)
	税率	配当控除	差引負担	税率	税率	配当控除	差引負担		
195万円以下	5	10	0	0	10	2.8	7.2	7.2	20.315
195万円超	10	10	0	0	10	2.8	7.2	7.2	20.315
330万円超	20	10	10	0.21	10	2.8	7.2	17.41	20.315
695万円超	23	10	13	0.273	10	2.8	7.2	20.473	20.315
900万円超	33	10	23	0.483	10	2.8	7.2	30.683	20.315
1,000万円超	33	5	28	0.588	10	1.4	8.6	37.188	20.315
1,800万円超	40	5	35	0.735	10	1.4	8.6	44.335	20.315
4,000万円超	45	5	40	0.84	10	1.4	8.6	49.44	20.315

※「課税所得」＝配当所得を含む総所得金額（所得控除後）、「差引負担」＝「税率」－「配当控除」

「①総合課税」＝所得税の「差引負担」、復興特別所得税の「税率」および住民税の「差引負担」の合計

「②申告不要」＝源泉徴収税率

※所得税と住民税の所得控除の差額およびそのための住民税減額措置は考慮していません。

※住民税の所得割が少額の場合には、「①総合課税（所得税、住民税ともに申告）」として確定申告をした方が税負担が小さくなるケースがあります。

5 大口株主の税制

上場会社の大口株主 **P.103** が受取る配当は、配当受取時に20.42%の税率で源泉徴収されます。申告不要や申告分離課税による確定申告は選択できず、総合課税による確定申告が必要となります。ただし、少額配当 **P.103** に該当する場合には、所得税については申告不要を選択することができます（住民税の申告は必要です）。

配当控除

POINT

日本国内に本店がある法人から受取った配当や株式投資信託の普通分配金を総合課税で確定申告した場合、その配当等に一定率を乗じて計算した金額を、納付すべき税額の計算上控除できます。

1 二重課税の調整

会社は、既に法人税が課税された後の利益を株主への配当の財源としていることから、個人株主が受取った配当に所得税・住民税が課税されると、二重課税が生じます。この二重課税を調整するために設けられているのが配当控除です。

2 配当控除を受けられるケース

日本国内に本店のある法人から受取る配当や株式投資信託の普通分配金を総合課税で確定申告した場合に、配当控除を受けられます。ただし、株式投資信託については、その内容(外貨建資産や株式以外の資産への投資割合)によって、配当控除の有無や控除率が異なります。

3 配当控除を受けられないケース

次の場合には、配当控除を受けることができません。

- ・申告不要または申告分離課税による確定申告を選択した場合
- ・外国の法人や法人税がかからない主体(上場J-REIT等)から配当を受取る場合

4 配当控除の計算

配当控除の金額は、配当所得の金額に一定率(配当控除率)を乗じて計算します。配当控除率は、課税総所得金額等が1,000万円を超えるかどうかにより異なります。

ここでいう課税総所得金額等とは、配当所得、給与所得、事業所得等(山林所得・退職所得を除き、不動産譲渡所得・株式譲渡所得などを含みます)の総額から、所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)の合計額を差し引いた金額をいいます。

■株式の配当の配当控除率

課税総所得金額等	1,000万円		配当控除率
1.1,000万円以下の場合	その他の所得	配当所得	①所得税 10% ②住民税 2.8%
2.配当所得を加えると 1,000万円を超える場合	その他の所得	配当所得 ① ②	①所得税 ①の部分 10% ②の部分 5% ②住民税 ①の部分 2.8% ②の部分 1.4%
3.配当所得以外の所得がすでに 1,000万円を超えている場合	その他の所得	配当所得	①所得税 5% ②住民税 1.4%

※上表の配当所得には以下のものは含まれません。

・申告不要にした配当金 ・「申告分離課税」で申告した配当金 ・外国法人等から受けるもの等

※株式投資信託のうち、特定株式投資信託（ETFなど）の配当控除の適用の有無は、別ルールになります（「上場株式投資信託（ETF）・J-REITの税金」**P.196** 参照）。

■株式投資信託（特定株式投資信託は除きます）の収益分配金の配当控除率

		外貨建資産割合		
		50%以下	50%超75%以下	75%超【注】
非株式割合	50%以下	所得税 5% 住民税 1.4%	所得税 2.5% 住民税 0.7%	控除なし
	50%超75%以下	所得税 2.5% 住民税 0.7%	所得税 2.5% 住民税 0.7%	控除なし
	75%超【注】	控除なし	控除なし	控除なし

課税総所得金額等が1,000万円超の場合、1,000万円を超える部分については配当控除率が左記の2分の1となります。

※外貨建資産割合や非株式割合は、信託約款に記載されたところによります。

【注】「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当します。

上場株式等のみなし配当

POINT

みなし配当とは、会社の合併等に伴い株主が受取った金銭等の資産の額のうち、その株式に対応する資本金等の額を上回る金額をいい、税務上配当として取扱われます。

1 みなし配当が発生するケース

次の事由により、株主が会社から受取った金銭等の資産の額が、その株式に対応する資本金等の額を上回っている場合には、その上回る金額はみなし配当として取扱われます。

- ・ 合併、分割型分割、株式分配（適格合併、適格分割型分割、適格株式分配を除きます）
- ・ 資本の払戻し（資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの）
- ・ 解散による残余財産の分配
- ・ 出資の消却（取得した出資について行うものを除きます）等
- ・ 自己株式等の取得（市場における取得等を除きます）
- ・ 社員の退社、脱退による持分の払戻し
- ・ 組織変更（組織変更した法人の株式または出資以外の資産を交付したものに限りです）

2 上場株式等（大口株主所有分を除きます）にかかるみなし配当

通常の配当と同じく、受取時に20.315%の税率で源泉徴収されます。また、金額の大小にかかわらず、申告不要、総合課税による確定申告、申告分離課税による確定申告のいずれかを選択することができます。

3 大口株主所有分の上場株式等にかかるみなし配当

受取時に20.42%の税率で源泉徴収されます。申告不要や申告分離課税による確定申告は選択できず、総合課税として確定申告します。ただし、少額配当 **P.103** に該当する場合には、所得税については申告不要を選択することができます（住民税の申告は必要です）。

上場株式等の配当の受取方法

POINT

- ①上場株式等の配当の受取方法は、4つの方法の中から選択することが可能です。
- ②特定口座（源泉徴収あり）や新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISAに配当を受入れたい場合には、株式数比例配分方式を選択する必要があります。
- ③上場株式等の配当の受取方法の変更手続きは、該当の銘柄の配当基準日までに終了しておく必要があります。

1 上場株式等の配当の受取方法

①配当金領収証方式

郵送された配当金領収証をゆうちょ銀行等で換金することにより配当を受取る方法です。受取方法を選択していない場合はこの方式での受取りとなります。

②個別銘柄指定方式

銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関の預金口座で配当を受取る方法です。

③登録配当金受領口座方式

すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関の預金口座で配当を受取る方法です。

④株式数比例配分方式

すべての銘柄について、各証券会社等での保有株式数に応じ、各証券会社等の口座で配当を受取る方法です。なお、特定口座（源泉徴収あり）や新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISAに配当を受入れたい場合には、株式数比例配分方式を選択する必要があります。

2 配当の受取方法の変更手続き

配当の受取方法の変更手続きは、原則として該当の銘柄の配当基準日までに、申込みの内容が取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取次がれている必要があります。この手続きに要する日数は、証券会社等によって異なりますので、口座を開設している証券会社等にご確認のうえ、早めにお申込みください。

また、複数の証券会社等に口座を開設している場合、一つの証券会社等で配当の受取方法を変更すると、他の証券会社等での受取方法も証券保管振替機構を通じて自動的に変更されます。

なお、今まで配当の受取方法を選択していない場合で、引続き配当金領収証方式によって配当を受取りたい場合には、特段の手続きは不要です。

FAQ

妻の配当金と、夫の確定申告における配偶者控除の適用

Q

専業主婦である妻が、上場株式等の配当を受取りました。夫の税額計算上「配偶者控除」の適用はどうなりますか？

A

妻が配当を確定申告することにより、妻の合計所得金額 **P.28** が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が48万円以下の場合は、夫は配偶者控除を受けることができます。

1 妻が確定申告しない場合

上場株式等の配当（大口株主が受取る配当を除きます）については、金額の大小にかかわらず確定申告せずに納税を終わらせることができます。妻が受取った上場株式等の配当について確定申告しない場合は、その配当は妻の合計所得金額に含まれません。したがって、妻の配当以外の所得が48万円以下である場合には夫の税額計算において配偶者控除の適用があります。

2 妻が確定申告する場合

妻が受取った上場株式等の配当について確定申告する場合、その配当所得は妻の合計所得金額に含まれます。したがって、妻の配当所得とその他の所得の合計が48万円以下の場合は、夫の税額計算において配偶者控除の適用がありますが、48万円を超える場合には、配偶者控除の適用はありません。なお、上場株式等の売却損（または前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損）と上場株式等の配当を損益通算するために確定申告する場合は、次のとおりとなります。

①妻が同一年に生じた上場株式等の売却損と上場株式等の配当を損益通算する場合

妻が上場株式等の売却損との損益通算を行うために、上場株式等の配当を申告分離課税により確定申告した場合には、その損益通算後の配当所得の金額とその他の所得金額の合計が48万円以下であるかどうかによって、配偶者控除の適用の有無を判定します。

②妻が前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損と上場株式等の配当を通算(繰越控除)する場合

妻が前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損との通算を行うために、上場株式等の配当を申告分離課税により確定申告した場合には、その通算前の配当所得の金額とその他の所得金額の合計が48万円以下であるかどうかによって、配偶者控除の適用の有無を判定します。

3 妻が確定申告する方が有利なケース

例えば、妻が上場株式等の配当35万円について確定申告する場合、妻の配当以外の所得がゼロであれば、妻の合計所得金額は48万円以下であるため、夫の税額計算において配偶者控除の適用があります。

一方、妻は上場株式等の配当35万円を確定申告しても、所得税については基礎控除48万円の適用があるため、課税対象金額はゼロとなります。住民税についても総所得金額等の合計額が45万円以下の場合には所得割が非課税とされるため、払うべき税金は生じません。そのため、配当受取り時に源泉徴収された税金約7万円(35万円×20.315%)が還付されます。

これに対して、妻が上場株式等の配当について確定申告しない場合、夫の税額計算において配偶者控除の適用がありますが、妻は35万円の配当について源泉徴収された税金約7万円を負担することになります。

なお、確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じるケースがありますので、留意が必要です **P.159**。

〈参考：配偶者特別控除〉

妻の合計所得金額が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が133万円以下で一定の場合は、配偶者特別控除を受けることができます(夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります **P.82**)。

コラム column

配当所得の計算（借入金の利子）

配当について確定申告する際、配当所得の金額は、その年の配当収入（源泉徴収前の金額）の合計額から株式等の取得に係る借入金利子を控除して計算します。

1 負債利子控除

株式を取得するために借入れをした場合、株式の取得時期や取得価額、資金の借入時期や借入金額等からその借入れが株式を取得するためのものであることが明らかとなるときは、配当所得の計算上その株式の保有期間に対応する部分の借入金の利子を配当収入から控除することができます。

なお、借入金で購入した株式の配当収入からその借入金利子が控除しきれないときは、確定申告した他の株式の配当収入からもその借入金利子を控除することができます。

2 留意点

- ・株式購入のための借入金利子であっても、その株式を売却した場合は、売却した株式にかかる借入金利子は、配当所得の計算上控除するのではなく、株式の譲渡所得の計算上控除します **P.110**。
- ・事業所得・雑所得の基となる株式を取得するための借入金利子は、負債利子控除の対象となりません。
- ・負債利子控除の適用を受けるためには、配当を確定申告する必要があります。申告不要を選択した配当は、負債利子控除の適用はありません。

用語説明

1 上場株式等

- ・ 上場株式、上場新株予約権
- ・ 上場新株予約権付社債
- ・ 上場優先出資証券
- ・ 公募株式投資信託の受益権
- ・ 店頭売買登録銘柄株式、店頭管理銘柄株式
- ・ 上場ETF、上場ETN、上場J-REIT、上場インフラファンド
- ・ 日本銀行出資証券
- ・ 外国市場で売買される株式・新株予約権・上場新株予約権付社債
- ・ 特定投資法人の投資口

2 大口株主

上場会社の配当等の支払に係る基準日においてその上場会社の発行済株式総数の3%以上を保有する株主。なお、2023年10月1日以後に支払を受ける上場会社の配当等については、株主及びその同族会社が保有する株式の合計が、その上場会社の発行済株式総数の3%以上となる場合、その株主。

3 少額配当

1銘柄について1回に支払を受ける配当金額が、次により計算した金額以下であるもの。

$$10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数 (最高12ヶ月)} \div 12$$

配当計算期間とは、その配当の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当の支払に係る基準日までの期間をいいます。例えば、年1回の配当の場合、その配当金額が10万円以下であれば少額配当に当たります。

なお、みなし配当（資本の払戻しによるものを除きます）は、その計算期間が1年（12ヶ月）であるものとして取扱われるため、1回に支払われる金額が10万円以下であれば少額配当に該当します。

上場株式等の取得価額の計算

POINT

- ①証券会社での買付けの方法により取得した株式等の取得価額は、「取得単価×取得株数+取得に要した費用」により計算します。
- ②同一銘柄を2回以上にわたり取得し、その一部を売却した場合の取得価額の計算は、現物取引（譲渡所得、事業所得、雑所得）・信用取引等によって異なります。

1 取得価額の計算

取得価額は、「取得単価×取得株数+取得に要した費用」により計算します。取得に要した費用とは、購入するに当たり支出した買委託手数料（消費税等を含みます）・交通費・通信費・名義書換料等をいいます。

2 同一銘柄を買増した後に、一部売却した場合

同じ銘柄の株式等を買増した後、その一部を売却した場合の取得価額の計算は、その売却損益が「譲渡所得」・「雑所得」・「事業所得」・「信用取引」のいずれに該当するかによって異なります。一般的な上場株式等の売却は、「譲渡所得」に該当します。

①「譲渡所得」・「雑所得」の場合―「総平均法に準ずる方法」

株式等の売却による所得が「譲渡所得」・「雑所得」に該当する場合は、「総平均法に準ずる方法」により取得価額を計算します。

具体的には、株式等をその種類および銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その株式等を最初に取得したとき（その後既にその株式等を売却している場合には、直前の売却のとき）から今回の売却のときまでの取得価額の総額を、これら株式等の総数で除して求めます。

なお、計算した1単位当たりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げます。

②「事業所得」の場合―「総平均法」

株式等の売却による所得が「事業所得」に該当する場合は、「総平均法」により取得価額を計算します。

具体的には、株式等をその種類および銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その年の1月1日に所有していたものとその年中に取得したものととの取得価額の総額をこれら株式等の総数で除して求めます。

③差金決済の信用取引の場合―「個別法」

差金決済の信用取引については、建玉ごとに取得価額を計算します（個別法）。

同じ銘柄について差金決済の信用取引と現物取引をした場合には、差金決済の信用取引については取引ごとに取得価額を計算し（個別法）、現物取引については「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により取得価額を計算します。

④現物決済の信用取引の場合―「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」

現物決済の信用取引については、現物取引と同様に「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により取得価額を計算します。

取得原因別の取得価額の計算等

POINT

- ①証券会社での買付け以外の原因により取得した株式等については、その取得原因によって取得価額の計算が異なります。
- ②株式併合が行われた場合や資本剰余金からの配当を受けた場合、1株当たりの取得価額の調整が必要となります。

1 株式分割・株式併合・株式無償割当て

株式分割、株式併合および株式無償割当て（以下「株式分割等」といいます）が行われた場合は株数が変わりますので、株式分割等後の1株当たりの取得価額も変わります。

株式分割等後の株式の取得価額は次のとおりです。なお、株式無償割当てについては、旧株と同一の種類の株式を取得した場合に限ります。

$$\text{1株当たりの取得価額} = \frac{\text{旧1株当たりの取得価額} \times \text{旧株数}}{\text{株式分割等後株数}}$$

※株式無償割当てにおいて旧株と異なる種類の株式を取得した場合には、旧株の取得価額は変わらず、割当てられた株式の取得価額はゼロになります。

2 資本剰余金からの配当

資本剰余金からの配当を受けた場合は、みなし配当課税と株式売却益課税が行われます。資本剰余金の配当を受けた後の株式の取得価額は次のとおりです。

$$\text{資本剰余金の配当を受けた後の取得価額} = \text{従前の取得価額} \times (1 - \text{払戻し等割合}(\ast))$$

※払戻し等割合は、株主に通知されます。

3 転換社債型新株予約権付社債の権利行使による取得

転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の取得価額は、転換社債型新株予約権付社債の取得価額となります。

4 相続・贈与による取得

相続、遺贈または贈与により取得した株式を売却する場合の取得価額は、元の所有者（被相続人、遺贈者または贈与者）の取得価額を引継ぎます。

相続または遺贈により取得した株式を相続税申告期限の翌日から3年以内（相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内）に売却した場合は、その売却した株式を取得するのににかかった相続税相当額を取得価額に加えることができます（相続税の取得費加算の特例 **P.141**）。

5 財産分与による取得

離婚等による財産分与により取得した株式を売却する場合の取得価額は、財産分与により株式を取得したときの時価となります。

6 従業員・役員持株会を通じた取得

持株会において取得した株式の取得価額は、持株会から交付される精算書などの記載から把握します。持株会から交付された資料では取得価額がわからない場合には、持株会から引き出したときの名義書換日の終値を取得価額とすることができます。

7 他社株償還条項付債券（EB）の償還による取得

EBの償還により取得した上場株式等の取得価額は、そのEBの償還日におけるその上場株式等の時価となります。EBを取得した際の払込み価格でない点に注意が必要です。

8 合併による取得

被合併法人の株主が取得した合併法人株式または合併親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

- ①合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式のみの交付を受けた場合
(イ)適格合併に該当する場合

被合併法人株式の取得価額+取得に要した費用

- (ロ)適格合併に該当しない場合

被合併法人株式の取得価額+被合併法人株式のみなし配当額+取得に要した費用

- ②合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式以外の資産の交付を受けた場合

合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式を取得するために通常要する価額
(時価)+取得に要した費用

9 株式交換・株式移転による取得

完全子法人の株主が取得した完全親法人株式または完全支配親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

- ①完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式のみの交付を受けた場合

完全子法人株式の取得価額+取得に要した費用

- ②完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式以外の資産の交付を受けた場合

完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式を取得するために通常要する価額
(時価)+取得に要した費用

10 株式交付による取得

株式交付子法人の株主が取得した株式交付親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

① 株式交付親法人株式のみの交付を受けた場合

株式交付子法人株式の取得価額+取得に要した費用

② 株式交付親法人株式および株式交付親法人株式以外の資産の交付を受けた場合

株式交付子法人株式の取得価額×株式交付割合(※)+取得に要した費用

※株式交付割合は下記の算式で計算します。

$$\text{株式交付割合} = \frac{\text{交付を受けた株式交付親法人株式の価額}}{\text{交付を受けた資産の価額の合計額}} \\ (\text{剰余金の配当として交付された資産の価額を除く})$$

上場株式等の売却費用等と売却年の借入金利子

POINT

売却費用等の取扱いは、株式等の売却益の所得区分（譲渡所得、事業所得、雑所得）等、売買と密接に関連しているかにより異なります。

1 売却費用等

①売却委託手数料

売却委託手数料は、「譲渡所得」・「事業所得」・「雑所得」のいずれの所得においても損益計算上控除できます。

②口座管理料

口座管理料は、「事業所得」・「雑所得」に該当する場合には控除できます。一般的な売却である「譲渡所得」の場合は、損益計算上控除できませんが、「事業所得」・「雑所得」に該当する投資一任口座（ラップ口座）における売却の場合は控除できます。

③投資顧問料

投資顧問料は、「事業所得」・「雑所得」に該当する場合には控除できます。「譲渡所得」に該当する場合は、単なる情報提供に対する投資顧問料は費用として認められませんが、成功報酬として支払われるなど、売買と密接に関連していると認められる場合は費用として認められます。「事業所得」・「雑所得」に該当する投資一任口座（ラップ口座）における売却の場合は、投資顧問料は損益計算上控除できます。

2 売却年の借入金利子

売却した株式等の購入に係る借入金利子のうち、その株式等を売却した年に対応するもの（株式売却日までの借入金利子に限ります）は株式等の譲渡所得等の計算上売却収入から控除できます。

事業所得・雑所得の基因となる株式を取得するための借入金利子は、負債利子控除の対象となりません。

なお、株式等の購入のための借入金利子のうち、株式等を売却せずに保有している年に支払うべき利子は、配当所得について確定申告を行えば、配当所得の計算上配当収入から控除できます **P.102**。

上場株式等の売却損益の計算

POINT

- ①上場株式等の売却損益（譲渡所得等）は、「売却収入－取得価額－売却費用－売却年の借入金利子」により計算します。
- ②1年間に複数の株式等の売却取引を行った場合は、1年間の売却損益の集計結果によって取扱いが異なります。

1 売却損益の計算

1年間の売却損益の集計結果が「利益」の場合には、その利益に対して税金がかかります。一方、結果が「損失」の場合には、税金はかかりません。なお、その損失が一定の「上場株式等の売却取引」[P.142](#)により生じたものである場合には、確定申告すれば上場株式等の配当等との損益通算や繰越控除が可能です。

2 利益と損失の通算

①その年のすべての取引が「上場株式等の売却取引」（投資家同士の売買はなし）のケース

その年に行った取引のすべてが「上場株式等の売却取引」である場合は、すべての上場株式等の売却益と売却損を集計して年間損益を計算します。

②上場株式等の売却と一般株式等の売却があるケース

同じ年に上場株式等と一般株式等を両方売却し、それぞれ利益取引・損失取引がある場合、上場株式等同士・一般株式等同士では利益と損失を通算できますが、上場株式等の利益（損失）と一般株式等の損失（利益）は通算できません。

■売却損益の通算の範囲

同じグループ内であれば売却損益の通算が可能です。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.103	未上場株式 P.199
	私募株式投資信託 P.197
特定公社債 P.175	一般公社債 P.176
公募公社債投資信託 P.197 など	私募公社債投資信託 P.197 など

上場株式等の売却益の税金

POINT

上場株式等の売却益は、申告分離課税の対象として、20.315%の税率で課税されます。

1 確定申告

上場株式等の売却取引について1年間の集計結果が利益であった場合は、原則として自ら確定申告し税金を納付しなければなりません。

上場株式等の売却益については、給与所得等の他の所得とは分離して、単独で税額を計算します(申告分離課税)。税率は20.315%です。

2 申告不要

特定口座(源泉徴収あり)内で生じた上場株式等の売却益については、売却益に対して課される所得税・住民税(20.315%)を金融機関が源泉徴収して納付するため、確定申告は不要です。

また、新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAで生じた売却益も、非課税であるため、確定申告をする必要はありません。

上場株式等の売却損と配当等との損益通算

POINT

- ①上場株式等の売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と損益通算することが可能です。
- ②上場株式等の売却損は、特定公社債等の利子等と損益通算することが可能です。

1 損益通算制度

上場株式等の売却取引 **P.142** により生じた売却損は、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等と損益通算することが可能です。損益通算するためには、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等について、原則として、申告分離課税による確定申告を行うことが必要です（上場株式等の配当等を総合課税により確定申告した場合は損益通算できません）。

2 損益通算のルール

①同一年に売却損と配当等・利子等が発生した場合

上場株式等の売却損は、まず、特定公社債等の売却益および償還差益（以下まとめて「売却益等」といいます）と通算します。次に、通算しきれなかった上場株式等の売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算します。

上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算した場合に、損益通算後も上場株式等の売却損が残っている場合には、確定申告により翌年以降3年間繰越すことができます。

②特定口座（源泉徴収あり）における損益通算

特定口座（源泉徴収あり）に上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れている場合、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等および特定公社債等の売却損と上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等とは自動的に損益通算され、損益通算後の利益に対して源泉徴収が行われます **P.153**。

上場株式等の売却損の繰越控除

POINT

- ① 上場株式等の売却損は、確定申告すれば翌年以降3年間繰越することができます。
- ② 繰越された上場株式等の売却損は、翌年以降3年間の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算（繰越控除）することができます。

1 上場株式等の売却損の繰越控除

上場株式等の売却取引 **P.142** により生じた売却損は、確定申告義務はありませんが、確定申告することにより翌年以降3年間繰越することができます。

上場株式等の売却損を上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算した場合は、損益通算後に残った売却損が繰越対象です。繰越した売却損は、翌年以降3年間に生じる各年分の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算できます。

2 適用要件

損失が生じた年について一定の書類を添付した確定申告書を提出し、かつ、翌年以降も連続して確定申告書を提出する必要があります。売却損を繰越した翌年において通算を行わない場合でも、さらに次の年に売却損を繰越するためには、その年も確定申告書の提出が必要です。

3 繰越控除のルール

① 最も古い年に生じた上場株式等の売却損から通算する

前年以前3年内の2以上の年に生じた上場株式等の売却損を繰越している場合は、そのうち最も古い年に生じた売却損から、本年の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算していきます。

② 繰越してきた上場株式等の売却損は、本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等から通算する

前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損は、本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等（申告不要を選択した特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等・特定公社債等の売却益等を除きます）があれば、まず売却益等と通算しなければなりません。繰越してきた売却損が本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等と通算してもなお残った場合、本年の上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等との通算が可能となります。

信用取引

POINT

信用取引において差金決済により生じた所得は、「事業所得」または「雑所得」として取扱って差支えないこととされています。

1 信用取引と税金

信用取引の決済方法には、反対売買による差金決済（売決済、買決済）と現物株式の受渡しによる現物決済（現引、現渡）があります **P.142**。それぞれの税務上の取扱いは次のとおりです。

①差金決済の場合

信用取引の方法による上場株式等の売却による所得は、「事業所得」または「雑所得」として取扱って差支えないこととされています。

そして、現物取引の方法による上場株式等の売却と同様に、20.315%の税率による申告分離課税となります。損失が生じた場合には、上場株式等の配当等との損益通算および繰越控除の対象となります。

なお、差金決済により生じた所得は、決済の日の属する年分の所得となります。

また、取得価額は建玉ごとに個別に把握します（「総平均法に準ずる方法」・「総平均法」は適用しません） **P.105**。

②現物決済の場合

(イ)現引

現物株式の取得であり、売却ではないため、現引時点で所得は生じません（現引時における信用買建玉の取得価額によりその株式を取得したものとして処理します）。

なお、その後、取得した現物株式を売却した場合の取扱いは、現物取引と同様です（取得価額は「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により把握します **P.105**）。

(ロ)現渡

手持ちの現物株式の売却として、現物取引と同様の取扱いとなります（取得価額は「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により把握します **P.105**）。

2 配当落調整金・金利・品貸料の取扱い

① 配当落調整金 P.143

配当落調整金は配当落による株価下落の調整部分であり、純粋な配当ではありません。したがって、配当落調整金は「配当所得」には該当せず、次のとおり取扱われます。

決済前の授受	買方(受取側)	信用買建玉の取得価額から控除
	売方(支払側)	信用売建玉の収入金額から控除
決済後の授受	買方(受取側)	支払いを受けた年の総収入金額に算入
	売方(支払側)	支払った年の必要経費に算入

② 金利

信用取引の買方は、証券会社から資金の融資を受けて買建てを行うことから、その融資に係る利息を支払います(買方金利)。一方、信用取引の売方は、株式を借りて売り、その売却代金を証券会社に預けることになるため、決済までの間の利息を受取ります(売方金利)。

この金利については、次のとおり取扱われます。

金利	買方(支払側)	信用取引に直接要した費用の額に算入
	売方(受取側)	信用売付けにかかる株式の売却による収入金額に算入

③ 品貸料 P.143

品貸料が生じた銘柄については、信用取引の売方が品貸料を支払い、信用取引の買方が品貸料を受取ることになります。

この品貸料については、次のとおり取扱われます。

品貸料	買方(受取側)	信用買付けにかかる株式の売却による収入金額に算入
	売方(支払側)	信用取引に直接要した費用の額に算入

エンジェル税制

POINT

- ①個人投資家が、一定要件を満たしたベンチャー企業（特定中小会社）に出資した場合の税制優遇措置をエンジェル税制といいます。
- ②入口（出資時点）での優遇制度と、出口（その出資が不成功に終わったケース等）での優遇制度があります。

1 対象となる出資先

特定中小会社（中小企業のうち、設立年数・研究者等の比率、営業活動におけるキャッシュフロー・試験研究費等の割合等に関する一定の要件を満たす株式会社）

2 対象となる個人投資家

次の要件をいずれも満たす必要があります。

①金銭の払込みにより、対象となる特定中小会社の株式を取得していること

※他人から譲り受けた株式や、現物出資・相続により取得した株式は対象となりません。

②出資先の特定中小会社が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主グループの所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※所有割合：持株割合または議決権保有割合

※株主グループ：株主およびその家族や関係会社等

3 税務上の取扱い

① 入口版—特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

入口（出資時点）では次の2つの優遇制度があります。同一年中に取得をした同一銘柄の株式については、いずれか1つの選択適用となります。

（イ）同一年の株式等の売却益等からの控除

株式発行の際の払込みにより特定中小会社の特定株式を取得した場合は、その取得価額相当額（※）を、まず同一年の一般株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。控除しきれない場合は、その年の上場株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。

（※）2024年度税制改正において、取得価額相当額に、特定株式が一定の株式会社により発行された一定の新株予約権の行使により取得されたものである場合の当該新株予約権の取得価額相当額を含め、適用対象に、一定の株式会社により発行される特定株式を一定の信託（指定金銭信託（単独運用））を通じて取得する方法を加えることとされました。

（ロ）同一年の所得からの寄附金控除

特定新規中小会社に出資した金額は、800万円を限度として寄附金控除の対象とすることができます。

② 出口版—特定中小会社が発行した株式に係る売却損の繰越控除等

（イ）売却損の3年間繰越控除

一定要件を満たす特定中小会社の株式を公開前に売却して損失が生じた場合において、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

（ロ）株式価値喪失損失

一定要件を満たす特定中小会社が株式公開前に解散し清算終了等に至り株式の価値が喪失した場合、その株式価値喪失損失を売却損とみなし、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算します。通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

（ハ）譲渡時における取得価額の調整計算

上記①（イ）の適用を受けた場合、株式の取得価額は、その株式の取得に要した金額から上記①（イ）の適用を受けた金額を控除した金額とされます。

なお、2023年度税制改正により、設立後5年未満であること、営業損益がゼロ円未満であること等、一定の要件を満たす場合、株式の取得価額は、上記①（イ）で取得時に

控除をした金額のうち、20億円を超える部分の金額を、その取得に要した金額から控除した金額とされました。

上記①(ロ)の適用を受けた場合、株式の取得価額は、その株式の取得に要した金額から上記①(ロ)の適用を受けた金額を控除した金額とされます。

コラム column

スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

1 制度の概要

一定の居住者等が設立1年未満の中小企業者であること等その他一定の要件を充足するスタートアップの株式を払込みにより取得した場合、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、その株式の取得に要した金額の合計額を控除できる措置（スタートアップ再投資税制）が2023年度税制改正で創設されました。

2 対象となる出資先

2023年4月1日以後、その設立の日の属する年の12月31日において特定新規中小企業者に該当する株式会社で、その設立の日以後の期間が1年未満であることその他一定の要件を満たすもの

3 対象となる個人投資家

次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ①金銭の払込みにより、対象となる設立特定株式（上記②の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式）を取得していること
- ②対象会社の発起人に該当し、対象会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた者に該当しないこと

4 税務上の取扱い

①入口版・設立特定株式の取得に要した金額の控除

株式発行の際の払込みにより設立特定株式を取得した場合は、その取得価額相当額を、まず同一年の一般株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。控除しきれない場合は、その年の上場株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。

なお、この制度は、「エンジェル税制（9. **3** ①(イ)又は(ロ)）」との選択適用となります。

②出口版・設立特定株式に係る売却損の繰越控除等

(イ)売却損の3年間の繰越控除

一定の要件を満たす設立特定株式を公開前に売却して損失が生じた場合において、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損

コラム column

は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

(ロ) 株式価値喪失損失

一定の要件を満たす設立特定株式が株式公開前に解散し清算終了等に至り株式の価値が喪失した場合、その株式価値喪失損失を売却損とみなし、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算します。通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

(イ) 譲渡時における取得価額の調整計算

本制度を利用した場合、設立特定株式の取得価額は、上記①で控除をした金額のうち、20億円を超える部分の金額を、その取得に要した金額から控除した金額とされます。

税制適格ストック・オプション

POINT

一定要件を満たす「税制適格ストック・オプション」は、権利付与時および権利行使時に課税はなく、そのストック・オプションを権利行使して得た株式の売却時に課税されます。

1 税務上の取扱い

税制適格ストック・オプションの税務上の取扱いを具体例で説明します。

①権利付与時

取締役等に税制適格ストック・オプションを付与した場合、権利付与時に課税はありません。なお、税制適格ストック・オプションは権利行使価額が権利付与契約時の時価以上であることが要件とされているため、権利付与契約時の時価が900円の場合、権利行使価額は900円以上である必要があります（以下、仮に権利行使価額を1,000円とする）。

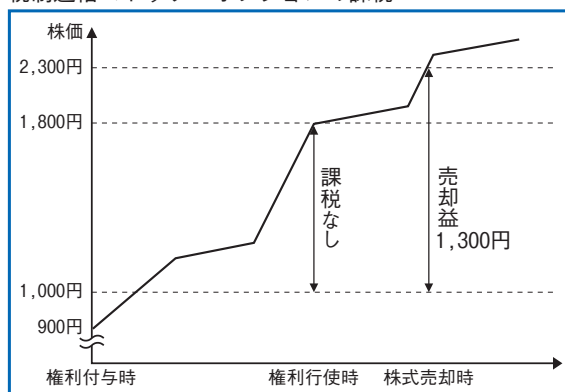
②権利行使時

取締役等が、例えば株価が1,800円になった時にストック・オプションを権利行使した場合、権利行使価額である1,000円を払込んで1,800円の株式を取得します。取締役等は経済的利益800円（1,800円-1,000円）を得ていますが、税制適格ストック・オプションの場合、株式売却時まで課税が繰延べられます。

③株式売却時

取締役等が税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した株式を、株価が2,300円の時に売却した場合、売却価額2,300円と権利行使価額1,000円との差額1,300円が株式の売却益として課税されます。

税制適格ストック・オプションの課税



2 税制適格ストック・オプションの要件

税制適格ストック・オプションは、次の①～③の要件を満たすことが必要です。

①ストック・オプションの付与対象者の要件

株式会社またはその子会社の取締役、執行役、使用人、これらの相続人および一定の要件を満たす中小企業者等の取締役及び使用人等以外の個人（中小企業等経営強化法に従って従事する社外高度人材（※1））が対象です。ただし、大口株主（上場会社等については発行済株式総数の10分の1超、それ以外の会社については3分の1超を所有する株主）やその親族等特別関係者は対象者から除かれます。

（※1）一定の要件を満たした社外高度人材が対象ですが、2024年度税制改正で、新たに、非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象が拡大されました。

②権利付与契約の要件

（イ）権利行使は、付与決議日の2年後から10年後までの間に行わなければならないこと（※2）

（※2）2023年度税制改正で、設立から5年未満の非上場会社である一定の株式会社については、権利行使は付与決議日の2年後から15年後までの間に行わなければならないこととされました。

（ロ）権利行使価額の年間合計額が下記金額を超えないこと

1年当たりの権利行使価額

		非上場	上場
設立5年未満（※3）		2,400万円	
設立5年以上 20年未満	非上場（※3）	3,600万円	—
	上場後5年未満（※3）	—	3,600万円
	上場後5年以上	—	1,200万円
設立20年以上		1,200万円	

（※3）令和6年4月1日以後付与ストック・オプションより適用

（ハ）権利行使価額が、権利付与契約時の1株当たりの時価以上であること

（ニ）新株予約権について売却禁止であること

（ホ）権利行使に係る新株発行等が付与決議で定める事項に反しないで行われること

（ヘ）権利行使により取得する株式は、その株式会社と証券会社等との間であらかじめ締結される取決めにより、その株式会社から証券会社等に直接引渡され、その営業所等の専用の口座に保管の委託等がされること（※4）

（※4）2024年度税制改正で、発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能となりました。

③権利行使時の書面提出

権利行使時において「権利付与時に、その株式会社の大口株主・その特別関係者に該当しないこと」を誓約し、権利行使した年における他のストック・オプションの行使の有無等を記載した書類をその株式会社に提出する必要があります。

3 留意点

- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式と同一銘柄の他の株式がある場合、取得価額は銘柄が異なるものとして計算します。
- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式は、特定口座・NISA口座に受入れることができません。
- ・権利行使価額の年間合計額が2②を超える行使から権利付与時の課税対象になります（例えば、年間権利行使価額の限度額が1,200万円の場合で、ある年の3月に300万円、4月に400万円、5月に600万円の権利行使をした場合、5月で年間合計額が1,200万円を超えるため、この600万円全額が課税対象になります）。
- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式が、他の証券会社等に移管された場合は、その時点で売却したものとして、移管時点での株式時価と権利行使価額との差額に対して課税されます。

コラム column

取引相場のない株式に係るストック・オプションの株価算定

1 概要

権利行使時の課税繰延べが認められる税制適格ストック・オプションに該当するための要件の一つとして、1株当たりの権利行使価額が、「付与契約時の1株当たりの価額」に相当する金額以上であること（権利行使価額要件）が設けられています。

この権利行使価額要件に係る「付与契約時の1株当たりの価額」に関し、取引相場のない株式については、株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストック・オプションの発行等において不安定な税務実務となっていました。

こうした状況に対応するため、国税庁は権利行使価額要件に係る「付与契約時の1株当たりの価額」の算定方法を定めた通達を2023年7月に新設しました。

「付与契約時の1株当たりの価額」は、売買実例等で算定した価額を原則としつつ（原則方式）、取引相場のない株式について、一定の条件の下、財産評価基本通達の評価方法（特例方式）で算定できることとなりました。

特例方式は、財産評価基本通達で定められている「類似業種比準方式・純資産価額方式・配当還元方式」をいいます。

2 株式の区分ごとの株式の価額（原則方式・特例方式の選択の可否）

株式の区分ごとの株式の価額（原則方式・特例方式の選択の可否）

区分			株式の価額	
			原則方式	特例方式
株式	取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額	選択不可
		気配相場等のある株式	気配相場価額 公募等の価額	
	取引相場のない株式	売買実例のある株式	売買実例価額	選択可
		売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して算定した価額	

(注1) 特例方式は、税制適格ストック・オプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時の株価の算定でしか選択することができません。

(注2) 気配相場等のある株式とは、次の株式をいいます。

- ① 登録銘柄として登録されている株式及び店頭管理銘柄として指定されている株式
- ② 公開途上にある株式

コラム column

(※) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

(注3) 売買実例のある株式とは、最近（概ね6月以内）において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

税制非適格ストック・オプション

POINT

株式会社が自社の取締役、執行役、使用人に対してストック・オプションを無償で付与した場合、付与時に課税はなく、原則としてストック・オプションを権利行使した時に、行使時点での株式時価と権利行使価額との差額に対して課税されます。

ここでは最近発行が増えている、権利行使価額が1円である株式報酬型ストック・オプション(税制非適格、売却禁止)を前提に具体例で説明します。

なお、税制非適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式は、特定口座に受入れることができますが、NISA口座には受入れることができません。

①権利付与時

1株900円の時に、権利行使価額が1株1円のストック・オプションを取締役等に付与します。権利付与時には、取得者に対する課税はありません。

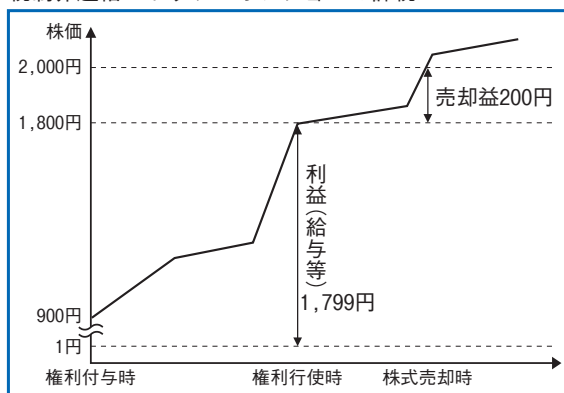
②権利行使時

取締役等が、例えば株価が1,800円になった時にストック・オプションを権利行使した場合、権利行使価額である1円を払込んで1,800円の株を取得します。権利行使時に取締役等が得た経済的利益1,799円(1,800円-1円)は、給与所得等として課税されます。

③株式売却時

取締役等がストック・オプションを権利行使して取得した株式を、株価が2,000円になった時に売却した場合、差額200円(2,000円-1,800円)が株式売却益として課税されます。

税制非適格ストック・オプションの課税



発行会社への株式売却(自己株式の取得)

POINT

- ①所有する株式を発行会社に売却する場合（発行会社側で自己株式の取得となる場合）には、みなし配当が生じる場合があります。
- ②みなし配当が生じる場合の課税は、売却する株式が上場株式か未上場株式か等に応じて、それぞれの取扱いに従います。

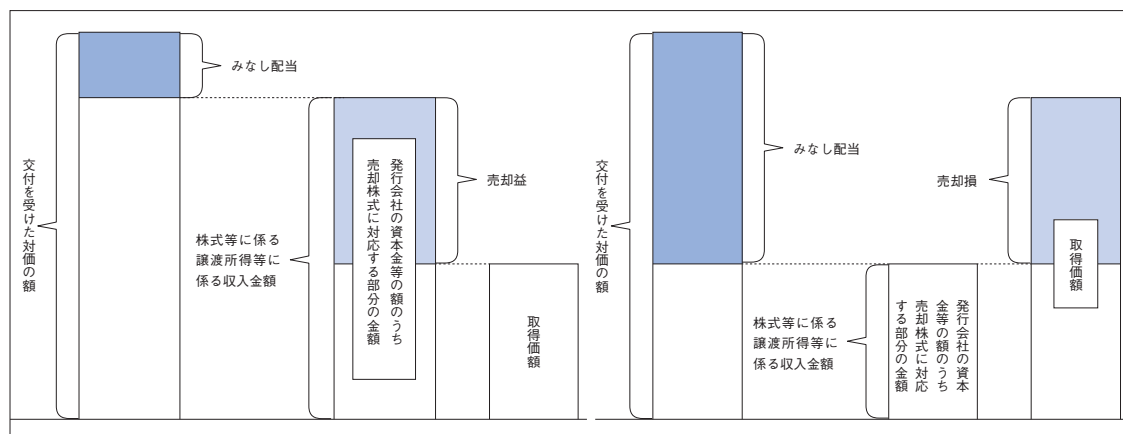
1 発行会社への株式売却（自己株式の取得）

所有する株式を発行会社に対して相対取引または公開買付けにより売却した場合には、みなし配当が生じる場合があります（ToSTNeT取引等、市場における売却の場合には、みなし配当は生じません）。

2 個人に対する課税方法

発行会社への株式売却により交付を受けた対価の額が、発行会社の資本金等の額のうち売却株式に対応する部分の金額を超えるときには、その超える部分の金額は剰余金の配当とみなされます（みなし配当）。

みなし配当が生じる場合、交付を受ける対価の額からみなし配当とされる金額を控除した金額が、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とされ、売却した株式の取得価額との差額が株式の売却損益として取扱われます。



13

第2節 上場株式等の売却

組織再編における株主の取扱い

POINT

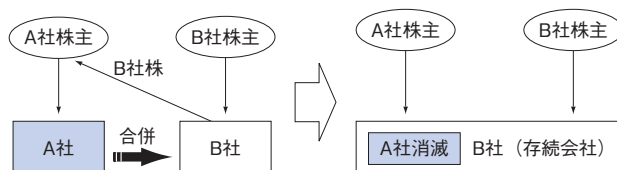
- ①税務上、組織再編は、移転資産に対する支配が組織再編後も継続していると認められるかどうかにより、「適格」または「非適格」に分類されます。
- ②組織再編により株式等の交付を受ける場合には、「適格」と「非適格」のいずれに該当するか、株式以外の金銭の交付の有無により、税務上の取扱いが異なります。
- ③組織再編により売却損益やみなし配当が生じる場合の課税は、売却等したものとされる株式が上場株式か未上場株式か等に応じて、それぞれの取扱いに従います。

1 合併の税務上の取扱い

移転資産に対する支配が継続していると認められる適格合併の場合には、株主に課税はありません。一方、非適格合併の場合には、株主は合併消滅会社の株式を時価により売却したものとして、みなし配当および売却損益が生じることとなります。ただし、合併により交付を受ける財産が合併存続会社の株式のみである場合には、合併消滅会社の株式の売却損益は繰延べられます。

なお、適格合併と認められるには、一定の要件を満たす必要があります。

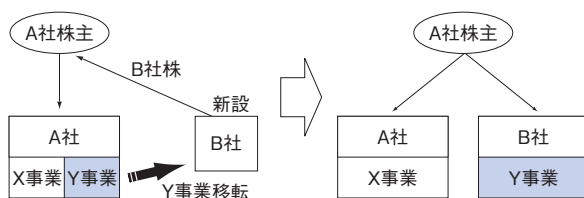
	適格合併	非適格合併	
	株式のみの交付	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じない	生じる	生じない
みなし配当	生じない	生じる	生じる



2 会社分割（分割型分割）の税務上の取扱い

適格分割型分割の場合には、株主に課税はありません。一方、非適格分割型分割の場合には、株主は分割元の会社の株式の一部を時価により売却したものと、みなし配当および売却損益が生じることとなります。ただし、会社分割により交付を受ける財産が分割先の会社の株式のみである場合には、分割元の会社の株式の売却損益は繰延べられます。

	適格分割型分割	非適格分割型分割	
	株式のみの交付	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じない	生じる	生じない
みなし配当	生じない	生じる	生じる

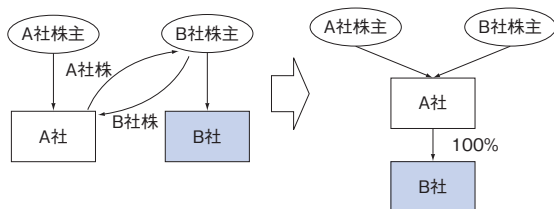


3 株式交換・株式移転の税務上の取扱い

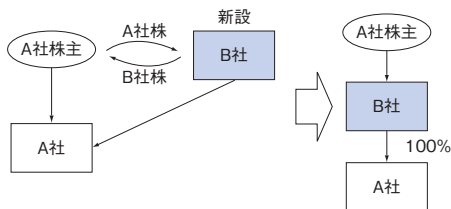
株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の旧株主は、完全子会社となる会社の株式を時価により売却したものと、原則として株式の売却損益が生じることとなります。ただし、株式交換・株式移転により交付を受ける財産が完全親会社となる会社の株式のみである場合には、完全子会社となる会社の株式の売却損益は繰延べられます。

	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じる	生じない

<株式交換>



<株式移転>



4 株式交付の税務上の取扱い

株式交付に応じた株式交付子会社の株主は、株式交付子会社となる会社の株式を時価により売却したものとして、原則として株式の売却損益が生じることとなります。ただし、株式交付割合が80%以上の場合は、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益が繰り延べられます（現金等に対応する部分の譲渡損益は、原則どおり認識することとなります）。

株式交付割合が80%に満たない場合は、譲渡損益の課税繰延措置は適用されず、株式に対応する部分も含めて譲渡損益を認識することとなります。

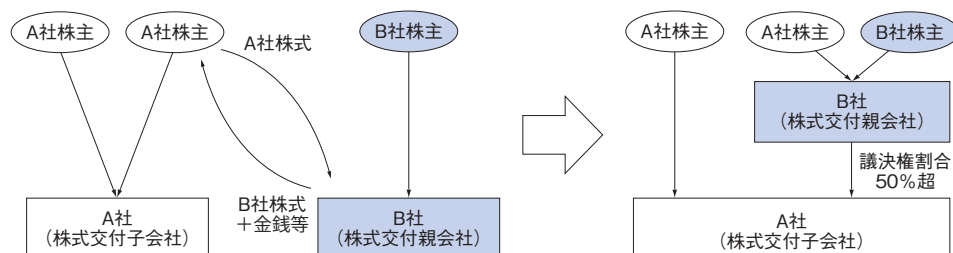
※令和5年10月1日以降に行われる株式交付から、同族会社（非同族の同族会社を除きます）が、譲渡損益の課税繰延の適用対象となる株式交付親法人から除かれることとなります。

	株式のみの交付	株式＋金銭等の交付 (株式交付割合が80%以上)	株式＋金銭等の交付 (株式交付割合が80%未満)
売却損益	生じない	生じる（※1）	生じる（※2）

※1 交付を受けた金銭等に対応する部分のみ売却損益が生じます。

※2 課税の繰延措置は適用されません。

<株式交付>



非居住者の株式売却

POINT

非居住者については、日本の所得税は日本国内で発生した所得（国内源泉所得）についてのみ適用されますが、居住している国における課税に留意する必要があります。

1 非居住者

所得税法では、個人は「居住者」と「非居住者」に区分されており、いずれに該当するかにより異なる課税が行われます。

居住者とは、国内に住所を有しまたは現在まで引続き1年以上居所を有する個人をいい、居住者以外の個人を非居住者といいます。

ここでいう住所とは、個人の生活の本拠をいい、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者等の存否、資産の所在といった客観的事実に基づき、総合的に判断するのが相当とされています。

例えば、1年以上の予定で海外に転勤する場合には、原則として日本国内に住所がなくなりますので、一般的には非居住者となります。

2 課税所得の範囲

非居住者は、日本国内で発生した所得（国内源泉所得）についてのみ課税が生じます。

非居住者の株式売却については、次の所得が国内源泉所得として課税対象となります。①から⑤は15.315%の税率により申告分離課税となり、⑥は総合課税の対象となります（原則として非居住者には住民税が課税されません）。

- ①日本に滞在する間に行う日本の会社の株式の売却による所得
- ②日本の会社の株式等の買集めをし、これをその日本の会社等に対して売却することによる所得
- ③日本の会社の特殊関係株主等である非居住者が行う、その日本の会社の株式の売却による所得
- ④税制適格ストック・オプションの権利行使により取得した特定株式等の売却による所得
- ⑤特定の不動産関連法人の株式の売却による所得
- ⑥日本国内にあるゴルフ場の株式形態のゴルフ会員権の売却による所得

なお、これらに該当する場合であっても租税条約により日本で課税されないことがあります。

ケーススタディ

取得価額と売却益の計算例

株式売却益が「譲渡所得」・「雑所得」となる場合における、取得価額と売却益の計算例は次のとおりです。

A工業株式

	単価(円)	株数
① 4月4日 買	500	10,000
② 5月16日 信用買	550	20,000
③ 8月25日 売決済	610	20,000
④ 10月14日 買	520	10,000
⑤ 11月7日 買	540	5,000
⑥ 12月5日 売	650	25,000

〈信用取引〉

③の1株当たりの取得価額 (=②)
= 550(円) …個別法

③の売却益
= $(610 - 550) \times 20,000 = \underline{1,200,000(円)}$

〈現物の売買取引〉

⑥の1株当たりの取得価額
= $\frac{500 \times 10,000 + 520 \times 10,000 + 540 \times 5,000}{10,000 + 10,000 + 5,000}$
= 516(円) …総平均法に準ずる方法

⑥の売却益
= $(650 - 516) \times 25,000 = \underline{3,350,000(円)}$

売却益計 = $1,200,000 + 3,350,000 = \underline{4,550,000(円)}$

B産業株式

	単価(円)	株数
① 5月9日 買	800	3,000
② 6月24日 買	750	2,000
③ 7月11日 売	900	4,000
④ 8月15日 買	760	3,000
⑤ 9月19日 売	880	4,000

③の1株当たりの取得価額
= $\frac{800 \times 3,000 + 750 \times 2,000}{3,000 + 2,000} = \underline{780(円)}$
…総平均法に準ずる方法

③の売却益
= $(900 - 780) \times 4,000 = \underline{480,000(円)}$

⑤の1株当たりの取得価額
= $\frac{780 \times 1,000 (\text{③の売り残り}) + 760 \times 3,000}{1,000 + 3,000}$
= 765(円) …総平均法に準ずる方法

⑤の売却益
= $(880 - 765) \times 4,000 = \underline{460,000(円)}$

売却益計 = $480,000 + 460,000 = \underline{940,000(円)}$

ケーススタディ

上場株式等の売却損の損益通算および繰越控除の具体例

上場株式等の売却損の損益通算および繰越控除の具体例は次のとおりです。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
①年間の上場株式等売却損益	▲1,000	200	▲500	▲100	▲200
②上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択して確定申告)	200	300	300	300	300
③損益通算後の年間損益 (①+②)	▲800	500	▲200	200	100
④控除額 (過去から繰越してきた損失)	0	▲800 (2020年分)	▲300 (2020年分)	▲500 (2020年分▲300・2022年分▲200)	▲200 (2022年分)
⑤繰越控除後の年間損益 (③+④)	▲800	▲300	▲500	▲300 (2020年分▲100・2022年分▲200)	▲100
⑥控除額残高 (翌年に繰越す損失)	▲800	▲300	▲500	▲200	▲100

〈2020年〉

上場株式等の売却損1,000は、上場株式等の配当所得200と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の売却損800は、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2021年〉

2020年から繰越してきた上場株式等の売却損800は、2021年に生じた上場株式等の売却益200および上場株式等の配当所得300と通算することができます。通算後に残った売却損300は、確定申告することによりさらに翌年に繰越することができます。

〈2022年〉

2022年に生じた上場株式等の売却損500は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った売却損200は、2020年に生じた上場株式等の売却損300と併せて、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2023年〉

2023年に生じた上場株式等の売却損100は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の配当所得200は、前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損のうち、最も古い2020年に生じた売却損300と通算することができます。通算後の2020年分の売却損100は、3年間繰越しの期限切れのため、2024年に繰越することはできません。2022年に生じた売却損200のみ、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2024年〉

2024年に生じた上場株式等の売却損200は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の配当所得100は、2022年に生じた上場株式等の売却損200と通算することができます。通算後に残った売却損100は、確定申告することによりさらに翌年に繰越することができます。

コラム column

出国した場合の特定口座・新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAの取扱い

出国して生活の本拠地が国内になくなることで、税法上「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」に該当しないもの(以下「非居住者」といいます)とされると、居住者であることを前提とする特定口座や新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAは利用できなくなります。

1 特定口座の取扱い**①特定口座の廃止(原則)**

出国により非居住者になった場合には、証券会社等に対して、「特定口座廃止届出書」を提出したものとみなされ、特定口座は廃止されます。

②特定口座継続の方法

出国日までに「特定口座継続適用届出書」などを証券会社に提出し、かつ、帰国後に一定の書類とともに「特定口座開設届出書」および「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」を証券会社等に提出することにより、出国前に特定口座に預けていた商品は出国中に出国口座に保管され、帰国後に再開設した特定口座に出国口座内の商品を戻して、特定口座での取引を再開することができます。

なお、出国前に特定口座に預けていた商品のほか、その商品について株式分割・株式併合や株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換・株式移転などの事由が生じたことにより取得する一定の上場株式等や、その商品が取得条項付株式、全部取得条項付株式または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債である場合に取得事由の発生または取得決議により取得した一定の上場株式等、その商品が公募株式投資信託である場合に出国後に支払われた分配金の再投資により取得する公募株式投資信託についても、帰国後に特定口座に受け入れることが可能です。

2 新NISA・旧NISA(一般・つみたて)の取扱い**①非課税口座(新NISA・旧NISA(一般・つみたて))の廃止**

出国により非居住者になった場合には、出国の日の前日までに非課税口座(新NISA・旧NISA(一般・つみたて))を開設している証券会社等に「非課税口座出国届出書」を提出する必要があり、非課税口座は出国時に廃止されます。出国時に非課税口座に預けていた商品はすべて特定口座または一般口座に払出されます(特定口座は出国により廃止

コラム column

されますが、上記**1**のとおり、一定の手続きを行うことで帰国後に特定口座に戻して特定口座での取引を継続することができます。なお、特定口座と異なり、出国により非課税口座から払出されたものは、帰国後再開した非課税口座に戻すことはできません。

②非課税口座再開設の手続き

帰国後に非課税口座を再開したい場合は、帰国時に証券会社に「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」などを提出することにより、非課税口座を再開設することができます。なお、「非課税口座廃止通知書」は「非課税口座出国届出書」を提出した際に証券会社等から交付されます。

③非課税口座の継続

上記にかかわらず、会社員が海外転勤を命じられるなどやむを得ない事由で一時的に出国する場合、出国日の前日までに「継続適用届出書」を提出することにより、提出日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日もしくは「帰国届出書」を提出する日のいずれか早い日までの間は、引き続き非課税口座を利用することができます。なお、「継続適用届出書」の提出日から5年を経過する日の属する年の12月31日までに「帰国届出書」が提出されなかった場合には、同日において非課税口座は廃止とみなされます。

なお、国外転出時課税の対象者（出国時点で1億円以上の有価証券等を所有等している者 **P.234**）は、「継続適用届出書」の提出はできません。

3 ジュニアNISAの取扱い

①18歳までに出国した場合

・未成年者口座（ジュニアNISA）からの払出し

未成年者口座（ジュニアNISA）の開設者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までに出国して非居住者になった場合には、出国の日の前日までに未成年者口座を開設している証券会社等に「出国移管依頼書」を提出する必要があり、出国時に未成年者口座に預けていた商品はすべて課税未成年者口座（特定口座または一般口座）に払出されます（未成年者口座は廃止されません）。特定口座に払出されたものの取扱いは、上記**1**と同じです。また、未成年者口座から払出されたものは、帰国後に再開した未成年者口座や新たに開設した非課税口座に戻すことはできません。

※出国の日の前日までに「出国移管依頼書」を提出しない場合は、出国時に未成年者口座は廃止されます。

コラム column

・未成年者口座の再開

帰国後に未成年者口座を再開したい場合、帰国時に証券会社に一定の届出をすることにより、未成年者口座での取引を再開することができます。なお、その年の1月1日において18歳(※)である年の1月1日以後に帰国をした場合は、帰国後に未成年者口座を再開することはできませんが、NISA(非課税口座)を開設して取引することができます。

②18歳以降(払出し制限期間後)に出国した場合

・未成年者口座の廃止

未成年者口座の開設者が、その年の3月31日において18歳である年の1月1日以後(払出し制限期間後)に出国して非居住者となった場合には、出国の日の前日までに未成年者口座を開設している証券会社等に「未成年者出国届出書」を提出する必要があり、未成年者口座は出国時に廃止されます。出国時に未成年者口座に預けていた商品はすべて特定口座または一般口座に払出され、その後の取扱いは上記①と同じです。

・未成年者口座再開設の手続き

帰国後に未成年者口座を再開したい場合は、帰国時に証券会社に「未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座廃止通知書」などを提出することにより、未成年者口座を再開設することができます。なお、「未成年者口座廃止通知書」は「未成年者口座出国届出書」を提出した際に証券会社等から交付されます。

※ 2022年12月31日以前は20歳

※ NISA制度の見直し、ジュニアNISAの廃止についてはコラム **P.171** 参照

コラム column

株式等の売却による所得（譲渡所得、事業所得、雑所得）の区分

1 株式等の売却による所得（譲渡所得、事業所得、雑所得）の区分

原則として「営利を目的として継続的に行われているかどうか」によって判定しますが、次のように取扱って差支えないこととされています。

①譲渡所得

- ・ 所有期間1年超の上場株式等の売却による所得
- ・ 非上場株式等の売却による所得

②事業所得または雑所得

- ・ 信用取引等の方法による上場株式等の売却による所得

2 所得区分による取扱いの相違

- ・ 取得価額の計算は、譲渡所得または雑所得に該当する場合、「総平均法に準ずる方法」によります。事業所得に該当する場合、「総平均法」によります **P.104**。
- ・ 株式等の売却により生じた所得については、所得区分（譲渡所得、事業所得、雑所得）にかかわらず、それらの所得相互において損益の通算が可能です。
- ・ 譲渡所得に該当する場合のみ、相続税の取得費加算の特例の適用があります **P.141**。
- ・ 事業所得または雑所得に該当する場合、管理費（口座管理料、投資顧問料など）は所得計算上費用として認められます。

3 投資一任口座（ラップ口座）における株式取引の所得区分

投資一任口座における上場株式等の売買から生じる所得区分は、事業所得または雑所得に該当すると考えられます。その理由は次のとおりです。

- ・ 投資一任契約は、所有期間1年以下の上場株式等の売買を行うものであること。
- ・ 顧客が報酬を支払って、有価証券の投資判断とその執行を証券会社に一任し、契約期間中に営利を目的として継続的に上場株式等の売買を行っていることと認められること。

コラム column

「時価による売却」とみなされる贈与等

所得税法では、次の事由によって資産の移転があった場合には、その事由が生じた時に、時価でその資産の売却があったものとみなされます。

- ①法人に対する贈与
- ②法人に対する遺贈
- ③限定承認による相続
- ④個人に対する限定承認による包括遺贈
- ⑤法人に対する時価の2分の1未満の金額による売却
- ⑥法人に対する負担付贈与（負担（債務）の金額が、時価の2分の1未満の贈与）

これらの行為が上場株式等について行われた場合は、その終値等により売却したものとみなして、株式等に係る譲渡所得等として課税対象となります。

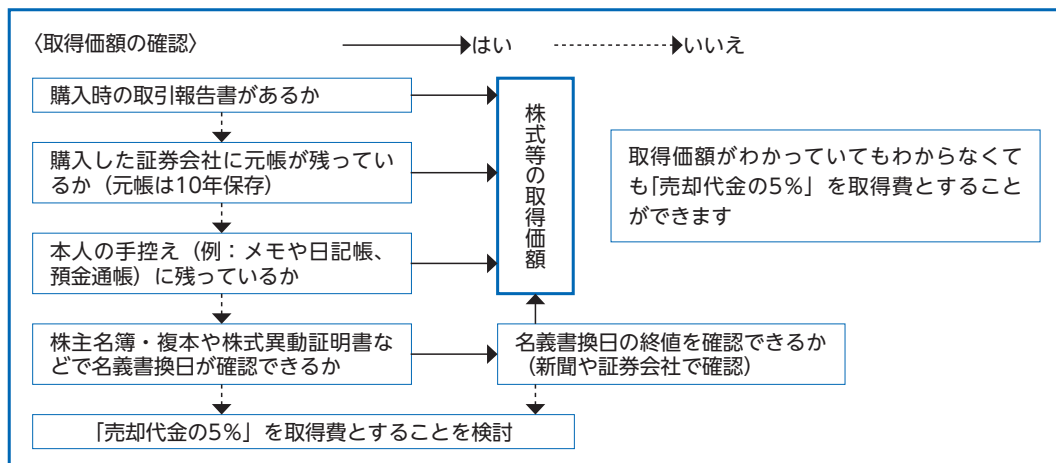
また、2015年7月1日以後、1億円以上の有価証券等を保有する一定の居住者が国外転出する場合、または非居住者に対して有価証券等を贈与、相続もしくは遺贈する場合には、その有価証券等を売却したものとみなし、含み益に対して所得税および復興特別所得税を課税する「国外転出時課税制度」が創設されています **P.234**。

FAQ

上場株式等の実際の取得価額がわからない場合

上場株式等の取得価額がわからない場合の取得価額の確認方法が国税庁ホームページにおいて示されています。

その内容について以下の図にまとめました。



FAQ

相続した上場株式を売却した場合

Q

私の父が2023年8月に死去し、私は父から上場株式を相続しました。私は相続した上場株式を2024年4月に売却し、その売却代金で相続税の申告納税を済ませました。この上場株式の売却損益の計算に当たって、何か留意すべき事項があれば教えてください。

A

相続または遺贈により取得した財産を売却する場合、その財産の取得価額は相続時の時価ではなく、被相続人の取得価額を引継ぎます。また、相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内に相続により取得した財産を売却した場合には、相続税の取得費加算の特例の適用があります。

今回のケースでは、相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内に相続により取得した上場株式を売却しているため、その売却損益の計算上、売却した株式について負担した相続税相当額を取得価額に加算することができます。取得費加算額の算式は次のとおりです。なお、相続税の取得費加算の特例を適用するためには、確定申告が必要です。また、本特例を適用できるのは、売却による所得が譲渡所得である場合に限られます。

$$\text{その者の確定相続税額} \times \frac{\text{売却した上場株式の相続税評価額}}{\text{その者の相続税の課税価格（債務控除前の金額）}}$$

※取得費加算額は、その上場株式の売却益を限度とします。

具体例

- ①上場株式の売却代金 1,200万円
- ②売却した上場株式の被相続人の取得価額 800万円
- ③その者の確定相続税額 500万円
- ④その者の相続税の課税価格（債務控除前の金額） 5,000万円
- ⑤売却した上場株式の相続税評価額 1,000万円

株式売却損益の計算

$$1,200\text{万円} - \left(800\text{万円} + 500\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{5,000\text{万円}} \right) = 300\text{万円（株式売却益）}$$

用語説明

1 株式等（申告分離課税の対象となるもの）

- ・ 株式（株主または投資主となる権利、新株予約権、株式・新株予約権の割当てを受ける権利を含む）
- ・ 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他の法人の出資者の持分
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資および資産の流動化に関する法律に規定する優先出資
- ・ 投資信託の受益権
- ・ 特定受益証券発行信託の受益権
- ・ 社債的受益権
- ・ 公社債（発行時に源泉徴収されているものなど一定のものを除きます）

2 上場株式等の売却取引（売却損と上場株式等の配当等との損益通算・繰越控除の対象となる主なもの）

- ・ 証券会社または銀行等への売委託による売却
- ・ 証券会社に対する売却
- ・ 登録金融機関または投資信託委託業者に対する公募株式投資信託の売却（買取請求）
- ・ 公募株式投資信託等の解約請求等
- ・ 株式交換または株式移転による株式交換完全親法人または株式移転完全親法人からの金銭などの交付
- ・ 単元未満株の発行会社に対する売却（買取請求）

3 信用取引の決済方法

① 差金決済

- （イ）売決済 … 新規で買付けた株式（建玉）を売却し、「株式を買う時に借りたお金」と「株式の売却代金」の差額（差金）の受渡しを行うことで決済する方法
- （ロ）買決済 … 新規で売付けた株式（建玉）を買戻し、「株式を借りた時の売却代金」と「株式を買戻した時の代金」の差額（差金）の受渡しを行うことで決済する方法

② 現物決済

- （イ）現引 … 信用取引で買付けた株式（建玉）について、買付代金相当額を証券会社に支払って融資を返済し買付株を現物株として引取る方法
- （ロ）現渡 … 信用取引で売付けた株式（建玉）について、売付けた株式と同種同量の株式（もともと持っていた現物株式や別途調達した現物株式）を証券会社に引渡して借り株を返済し売却代金を受取る方法

4 配当落調整金

信用取引で株を買うと、売った方から配当金相当額が支払われます。これは、配当落ちによる株価下落分の調整で、配当金そのものではありません。

この配当金相当額(配当落調整金)は、配当所得に該当せず、キャピタルゲインの計算において考慮されることになります。そのため、配当控除の対象にはなりません。

5 品貸料

信用取引においては、その時の市況により売り注文が買い注文を上回る場合があります。

株式の貸付けを行う証券会社は、株式が不足すると、証券金融会社から株式を調達します。さらに証券金融会社内でも株式が不足した場合、証券金融会社は、外部から株式を調達することになります。このときにかかる費用を品貸料といいます。

確定申告手続き

POINT

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合は、原則として確定申告が必要です。「損失」の場合は、確定申告は不要ですが、確定申告すれば還付等を受けられるケースがあります。

1 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合

①確定申告

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合、原則として翌年2月16日から3月15日の間に確定申告が必要です。ただし、特定口座（源泉徴収あり）や新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA内の上場株式等の売却益は、確定申告が不要です。

②納税

上場株式等の売却益にかかる所得税は、売却年の翌年2月16日から3月15日までに確定申告を行い納付します。なお、口座引落としの場合は、売却年の翌年4月中旬から下旬に引き落とされます。

住民税は送られてくる納付書により売却年の翌年6月以降に納付となります（普通徴収）。ただし、給与所得者は給与天引きによる納税（特別徴収）も可能です。確定申告書にいずれかを選択し記載します。

2 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」の場合

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」の場合、確定申告は不要です。ただし、上場株式等の売却損については、確定申告すれば申告分離課税を選択した上場株式等の配当等との損益通算や翌年以降3年間の繰越しができます。

確定申告手続きに必要な書類

POINT

確定申告手続きに必要な書類は、申告するのが上場株式等の売却益か売却損か、どの口座で売却したかなどにより異なります。

1 一般口座で上場株式等の売却益が生じた場合

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

2 特定口座（源泉徴収なし）で上場株式等の売却益が生じた場合

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

※ただし、上記明細書は、1つの特定口座の取引以外に申告すべき取引がない場合には、「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を添付することにより、提出を省略することができます。

3 特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等の売却益が生じた場合

〈2つ以上の特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等の売却益と売却損が生じたため確定申告する場合〉

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

4 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」である場合

〈上場株式等の売却損を、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と損益通算したり、翌年以降3年間繰越すために確定申告する場合〉

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（一般口座の場合または2つ以上の特定口座での取引を申告する場合）または「特定口座年間取引報告書」もしくは電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面（特定口座の場合）
- ・「申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」

確定申告義務のあるケース

POINT

上場株式等の売却益が一般口座・特定口座（源泉徴収なし）で生じた場合や投資家同士の売買で生じた場合などには、原則として確定申告義務があります。

1 確定申告義務のあるケース

次のいずれかに該当する場合、上場株式等の売却について、原則として確定申告義務があります。

- (イ)一般口座で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ロ)特定口座（源泉徴収なし）で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ハ)投資家同士で上場株式等を売買し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ニ)上記(イ)～(ハ)の上場株式等の売買を行い、それらの年間通算結果が「利益」の場合

2 確定申告が不要となるケース

年間の給与収入金額2,000万円以下で給与所得に関する年末調整がなされるサラリーマンや公的年金等の年間の収入金額が400万円以下の年金受給者は、上場株式等の売却益が20万円以下で、その他の所得がない場合は、その上場株式等の売却益は確定申告しなくてよいとされています（住民税の申告・納税は必要です）。

ただし、医療費控除等を受けるために確定申告する場合には、給与または年金以外の20万円以下の所得についても（例えば一般口座の上場株式等の売却益20万円についても）、確定申告書にすべて記載しなければなりません。

3 確定申告に関する事前準備

①一般口座で売却した場合

確定申告に関する事前準備（取得価額の計算・銘柄ごとの売却損益の計算・年間集計・添付書類の作成など）も、確定申告および納税もすべて自分で行う必要があります。

②特定口座（源泉徴収なし）で売却した場合

確定申告に関する事前準備（取得価額の管理・計算・銘柄ごとの売却損益の計算・年間集計・特定口座年間取引報告書の作成など）は証券会社が行いますが、確定申告と納税は自分で行わなければなりません。

確定申告義務はないが、申告すれば還付等の可能性のあるケース

POINT

確定申告義務が無い場合でも、確定申告することにより税金の還付等を受けられる可能性があります。

1 特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「損失」の場合

上場株式等の売却損を確定申告すれば、他の口座（新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA以外の口座）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算したり、翌年以降3年間繰越することができます。なお、特定口座（源泉徴収あり）に上場株式等の配当等を受入れている場合、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の売却損と当該特定口座に受け入れている上場株式等の配当等は自動的に通算されるため、確定申告は不要です。

2 特定口座（源泉徴収なし）・一般口座・投資家同士（※）で上場株式等を売却し、それらの年間通算結果が「損失」の場合

上場株式等の売却損を確定申告すれば、他の口座（新NISA・旧NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA以外の口座）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算したり、翌年以降3年間繰越することができます。

※投資家が証券会社等を通さず相対で売買した場合を除きます **P.142**。

3 前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を、その年の特定口座（源泉徴収あり）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算する場合

前年以前3年内の各年において生じた上場株式等の繰越売却損は、その年の上場株式等の売却益や、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算することができます。

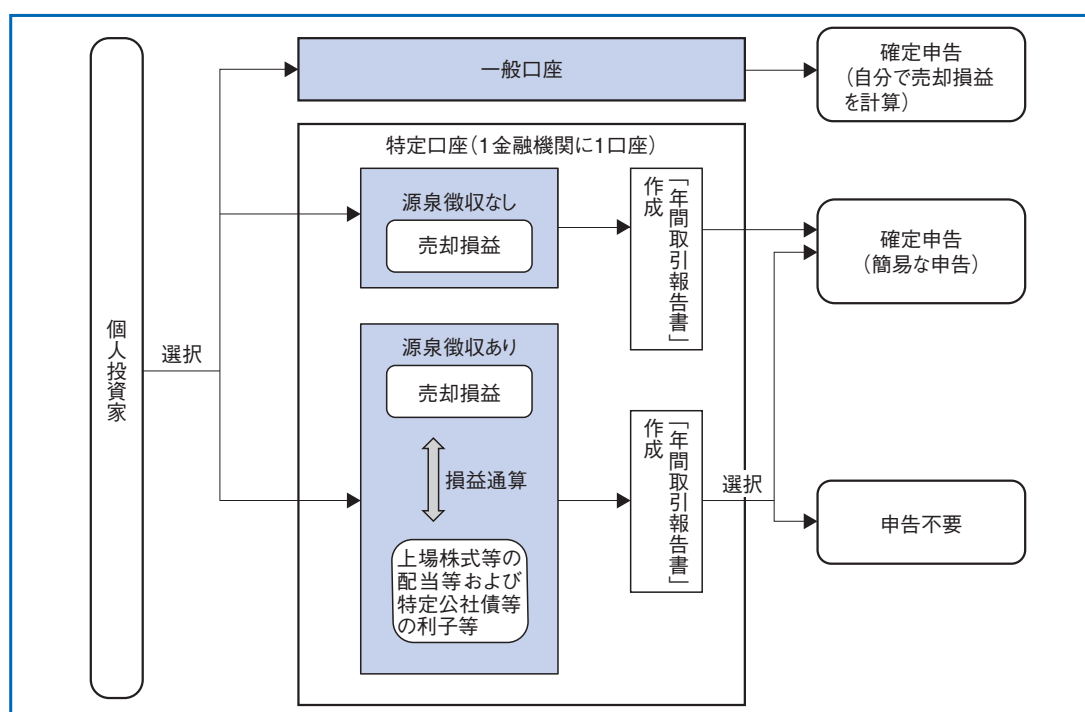
4 前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を翌年以降に繰越す場合

前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を翌年以降に繰越す場合、確定申告することが必要です。例えば、2022年の上場株式等の売却損は、継続して確定申告することで2025年まで繰越することができます。

特定口座の仕組み

POINT

- ① 特定口座内の取引については、金融機関が上場株式等の売却損益や配当等を計算し、「特定口座年間取引報告書」を作成します。
- ② 特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の売却益および配当等は、確定申告が不要です。
- ③ 特定口座（源泉徴収なし）内の上場株式等の売却益は確定申告と納税が必要ですが、売却損益の計算は金融機関が行います。



1 特定口座開設手続き

個人投資家は、金融機関1社につき1つの特定口座を開設することができます。特定口座を開設する際は、金融機関の営業所に「特定口座開設届出書」を提出し、併せて本人確認書類（「住民票の写し」など）を提示し、氏名、生年月日、住所および個人番号（マイナンバー）を告知しなければなりません。（既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは告知不要）

なお、「源泉徴収あり」を選択して上場株式等の配当等の受入れを希望する場合には「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出、および配当等の受取方法において「株式数比例配分方式」 **P.99** の選択が必要になります。

2 取得価額・売却損益の計算

特定口座で管理している上場株式等の売却については、金融機関が個人投資家の代わりに取得価額・取得日を管理・計算し、特定口座内の1年間の売却損益を計算します。なお、現物取引のほか、信用取引も特定口座で管理することができます。

特定口座内の上場株式等については、その個人投資家の他の口座にある上場株式等とは区別して、総平均法に準ずる方法等により取得価額等を計算します。

3 「源泉徴収あり・なし」の選択

特定口座を開設した人は、毎年最初の売却取引または信用取引の差金決済の時までに、「源泉徴収あり・なし」を選択します。なお、源泉徴収の取扱いは、その年の12月末までは変更できません。

4 上場株式等の配当等の受入れ

特定口座には、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等を受入れることができます **P.152**。

5 特定口座年間取引報告書

金融機関は、特定口座内の1年間の取引に関する集計結果をまとめた書類（特定口座年間取引報告書）を作成し、翌年1月末頃に個人投資家に送付または電磁的方法により提供します。特定口座年間取引報告書を見れば、その特定口座での損益の額等がわかります。

特定口座年間取引報告書は、確定申告書の提出の際に添付不要です。なお、特定口座年間取引報告書または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の代わりに確定申告の際に使うことができます **P.151**。

特定口座の対象となる商品および受入事由

POINT

- ① 特定口座で管理できる商品は上場株式等および特定公社債等です。2016年1月1日以後は特定公社債等も特定口座への受入れが可能となりました。
- ② 特定口座に受入可能な上場株式等については、その取得要因により制約があります。

1 特定口座の対象となる商品

特定口座で管理できる商品は、上場株式等 **P.103** および特定公社債等 **P.175** です。

2 特定口座に受入可能な主なケース

特定口座に受入可能な商品については、その取得要因により制約があります。

特定口座に受入れることが可能な取得要因と取得価額の一例は次のとおりです。なお、金融機関によって、特定口座への商品の受入れについて、取扱いが異なる場合がありますので、詳細は特定口座を開設している金融機関にお問い合わせください。

取得要因	取得価額
特定口座内での買付	買付の価額
他の金融機関の特定口座からの移管	移管前の特定口座における取得価額
贈与・相続・遺贈	贈与者・被相続人・遺贈者の取得価額
特定口座内の上場株式等について行われる株式交換・株式移転を通じた取得	取得の基因となった株式等の取得価額に基づき再計算した価額
オプション取引の権利行使による取得	権利行使価額等＋オプション購入代金
オプション取引の義務履行による取得	権利行使価額等－オプション売却代金
従業員持株会制度による取得	持株会で管理されていた取得価額

非課税口座内の上場株式等に付与された一定の新株予約権の行使等により取得した上場株式等についても、取得の対価として金銭の払込みをする場合、金銭の払込価額（権利行使価額）を取得価額として特定口座に受け入れることができるようになりました。

源泉徴収なし口座

POINT

特定口座で「源泉徴収あり」を選択しなかった場合、確定申告・納税は投資家自身が行わなくてはなりませんが、「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を使って簡易に申告を行うことができます。

1 確定申告

特定口座でのその年の最初の売却取引または信用取引の差金決済の時までに、「源泉徴収あり」を選択しなかった場合、確定申告・納税は投資家自身が行わなくてはなりません。

ただし、投資家は金融機関から送付または電子交付される「特定口座年間取引報告書」に記載されている数字を自分の確定申告書に転記し、税額計算するだけで確定申告することができます。

また、本来は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成し確定申告書に添付しなければなりませんが、この計算明細書に代えて「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を添付することができます（ただし、2以上の特定口座で売却し確定申告する場合は、それぞれの特定口座の年間取引報告書を添付するとともに「合計表」を作成する必要があります）。

以上のとおり、一般口座に比べて申告のための準備の手間が軽減されています。

2 上場株式等の配当等の受入れと損益通算

「源泉徴収なし」の特定口座や一般口座で受け取った上場株式等の配当等・特定公社債の利子等は特定口座年間取引報告書に記載されず、別途「上場株式配当等の支払通知書」に記載されます。特定口座内の上場株式等・特定公社債等の売却損について上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算をする場合には、確定申告が必要です（上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等は申告分離課税を選択する必要があります）。

源泉徴収あり口座

POINT

- ① 特定口座で「源泉徴収あり」を選択した場合、売却益に対して課される所得税・住民税は金融機関が源泉徴収して納付するため、確定申告は不要です。
- ② 「源泉徴収あり」の特定口座には、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れることができます。

1 申告不要制度

「源泉徴収あり」の場合、その特定口座で行う売却については、金融機関が売却損益の計算・利益にかかる税額の計算・税額の徴収・税務署等への納税をすべて行うため、確定申告は不要です。

2 上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等の受入れ

特定口座（源泉徴収あり）には、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れることができます。その場合、同一の特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等・特定公社債等の売却損と配当等・利子等は損益通算され、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等について源泉徴収された税金が還付される場合があります。なお、上場株式等の配当等を受入れるためには、その受取方法として、「株式数比例配分方式」 **P.99** を選択する必要があります。

3 確定申告が必要なケース

「源泉徴収あり」の場合でも、その特定口座で生じた上場株式等・特定公社債等の売却損をその特定口座以外の上場株式等・特定公社債等の売却益と通算する場合、申告分離課税により確定申告する上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算する場合や翌年以降に繰越す場合などは、確定申告が必要です。

4 特定口座での源泉徴収の仕組み

①売却損益に係る取引のつどの源泉徴収と還付の仕組み

(イ)源泉徴収

その取引までの年間通算損益 > 前回取引までの年間通算損益 の場合 → 源泉徴収されます。

源泉徴収税額＝

$$\left(\text{その取引までの年間通算損益} - \text{前回取引までの年間通算損益} \right) \times 20.315\%$$

(ロ)還付

その取引までの年間通算損益 < 前回取引までの年間通算損益 の場合 → 源泉徴収された税額が還付されます。

還付額＝

$$\left(\text{前回取引までの年間通算損益} - \text{その取引までの年間通算損益} \right) \times 20.315\%$$

(留意点)

- ・その取引までの年間通算損益、前回取引までの年間通算損益 はいずれもゼロ以下である場合はゼロとして扱います。

②配当等・利子等に係る源泉徴収の仕組み

配当等・利子等受入れ → その都度源泉徴収

源泉徴収税額＝

$$\text{配当等・利子等の収入金額} \times 20.315\%$$

③年末における損益通算 (年間の売却結果が売却損で終わった場合)

(イ) その年の年間通算損益(損失) < その年の配当等の収入合計 の場合 → 売却損と損益通算される配当等に係る源泉徴収税額が還付されます。

還付額＝

$$\text{その年の年間通算損益(損失)} \times 20.315\%$$

(ロ) その年の年間通算損益(損失) > その年の配当等の収入合計 の場合 → その年の配当等に係る源泉徴収税額の全額が還付されます。

還付額＝

$$\text{その年の配当等の収入合計} \times 20.315\%$$

特定管理株式等の無価値化損失のみなし売却損の特例

POINT

- ①発行会社の破産等により個人が所有する株式等の価値が失われたとしても、その損失は株式等を売却したことにより生じたものではないため、原則として他の株式等の売却益との通算等を行うことはできません。
- ②特例として、一定の要件を満たすときには、株式等の無価値化損失を売却損とみなし、他の株式等の売却益との通算等を行うことができます。

1 特例の内容

株式または公社債について、次の要件を満たす場合、その株式または公社債の取得価額相当額を上場株式等の売却損とみなし、当該売却損と同一年の上場株式等の売却益との通算、当該売却損と上場株式等の配当等との損益通算および3年間の繰越控除ができます。

①次のいずれかに該当する株式または公社債であること

特定管理株式等	特定口座で管理されていた日本法人の上場株式または特定公社債（一定のものを除く）で、上場廃止となった日以後、引続き特定管理口座で管理されている当該日本法人が発行した株式または公社債
特定口座内公社債	特定口座で管理されている日本法人が発行した公社債

②株式または公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したこと

特定管理株式等である株式	左記株式を発行した法人について発生した次に掲げる事実 ・清算結了（合併による解散を除く） ・破産手続開始の決定 ・更生計画（会社更生法）や再生計画（民事再生法）に基づく100%無償減資の実行 ・預金保険法の特別危機管理開始決定
特定管理株式等である公社債または特定口座内公社債	左記公社債を発行した法人について発生した次に掲げる事実 ・清算結了（合併による解散を除く） ・破産手続廃止または終結の決定 ・更生計画（会社更生法）や再生計画（民事再生法）に基づく債務免除の実行

2 手続き

特定管理株式等または特定口座内公社債が、株式または公社債としての価値を失った場合において、その発行会社の清算結了等の事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、金融機関から交付を受けた清算結了等の事実を確認した旨を証する書類および上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を添付の上、確定申告する必要があります。

FAQ

特定口座（源泉徴収あり）内の売却損を確定申告する場合の留意点

Q

税金の還付等を受けるために、特定口座（源泉徴収あり）内の売却損を確定申告する場合の留意点を教えてください。

A

特定口座（源泉徴収あり）内の売却損については、確定申告義務はありませんが、確定申告により、同一年に当該特定口座外で生じた上場株式等グループの売却益・償還益や申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等と通算することにより、税金の還付等を受けることができます。

ただし、その場合は、その特定口座（源泉徴収あり）で支払いを受けた配当等・利子等もすべて確定申告する必要があります。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受取った配当等・利子等は、各銘柄の1回ごとの受取について確定申告する・しないを選択できますが、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については、その特定口座（源泉徴収あり）ごとに、受入れた配当等・利子等のすべてについて確定申告する・しないを選択しなければなりません。

FAQ

特定口座(源泉徴収あり)内の利益(売却益、償還差益、配当等、利子等)を確定申告する場合の留意点

Q

税金の還付等を受けるために、特定口座(源泉徴収あり)内の利益(売却益、償還差益、配当等、利子等)を確定申告する場合の留意点を教えてください。

A

特定口座(源泉徴収あり)内の利益は、確定申告義務はありませんが、確定申告により、同一年に当該特定口座外で生じた上場株式等グループの売却損と通算したり、配当等について配当控除の適用を受けることにより、税金の還付等を受けることができる場合があります。

特定口座(源泉徴収あり)内の利益を確定申告する場合、口座ごと、かつ、売却益・償還差益、配当等・利子等ごとに確定申告するかどうかを選択することができます(ただし、その口座内の1回の売却・償還ごと、1回に支払いを受ける配当等・利子等ごとに、確定申告するかどうかを選択することはできません)。

例えば、証券会社Aの特定口座(源泉徴収あり)内で生じた売却益・償還差益について、証券会社Bの口座で生じた売却損と通算するために確定申告する場合、その証券会社Aの特定口座(源泉徴収あり)で支払いを受けた配当等・利子等については、申告不要を選択することができます。

なお、売却損が生じている証券会社Bの口座が特定口座(源泉徴収あり)であり、かつ、この口座に受入れた配当等・利子等がある場合、その配当等・利子等については、申告不要を選択できず、すべて確定申告する必要があります。

また、特定口座(源泉徴収あり)内で売却益・償還差益が生じており、かつ、その口座に受入れた配当等・利子等がある場合において、配当控除の適用を受けるために、上場株式等の配当等のみを総合課税により確定申告し、売却益・償還差益については申告不要を選択することができます。

なお、特定口座内の利益を確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じる場合がありますので、留意が必要です **P.159**。

FAQ

妻の株式売却と夫の配偶者控除の適用

Q 私は専業主婦です。私は親から相続した上場株式等を持っていますが、この株式を売って売却益が出ると、夫は確定申告で配偶者控除を受けることができなくなりますか？

A 妻が株式売却益を確定申告することにより、妻の合計所得金額が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が48万円以下の場合は、夫は配偶者控除を受けることができます。なお、夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用はありません **P.82**。

妻が売却した口座	妻が株式売却益を確定申告	夫の配偶者控除への影響
特定口座 (源泉徴収あり)	しない	売却益が多額でも影響なし(※1)
	する(任意)	影響あり(※2)
特定口座 (源泉徴収なし)	する(義務)	影響あり(※2)
一般口座	する(義務)	影響あり(※2)

※1 妻が特定口座(源泉徴収あり)内の株式売却益を確定申告しない場合、その売却益は妻の合計所得金額に含まれないため、夫の配偶者控除の適用の可否に影響を及ぼしません。

※2 妻が株式売却益を確定申告した場合、その売却益は妻の合計所得金額に含め、夫の配偶者控除の適用可否の判定を行います。

具体的には、妻の株式売却益と、それ以外の所得金額の合計額が48万円を超える場合、夫の確定申告において配偶者控除を適用することができなくなります。

FAQ

上場株式の相続・贈与と特定口座への移管

Q 上場株式等を相続する・贈与を受ける場合、相続人・受贈者の特定口座に移管することはできますか？

A 上場株式等を相続する・贈与を受ける場合、ケースによっては相続人・受贈者の特定口座に移管することができない場合があります。ケースごとの移管の可否は次のとおりです。

●相続により取得する場合

被相続人の 移管元口座	相続人の 移管先口座	移管の可否	
		同一金融機関の場合	異なる金融機関の場合
特定口座	特定口座	可能（※）	可能（※）
一般口座	特定口座	可能（※）	可能（※）

※同一銘柄の全てを相続人の特定口座に移すことが条件になります。例えば、相続した銘柄の一部を特定口座に、残りを一般口座に移管するといったことはできません。また、上場株式等の取得日や取得費用が不明な場合に取扱いできないことがあります。

●贈与により取得する場合

贈与者の 移管元口座	受贈者の 移管先口座	移管の可否	
		同一金融機関 の場合	異なる金融機関 の場合
特定口座	特定口座	条件（※）を満たす場合、 可能	条件（※）を満たす場合、 可能
一般口座	特定口座	条件（※）を満たす場合、 可能	条件（※）を満たす場合、 可能
特定口座	一部を特定口座 残りを一般口座	不可	不可
一般口座	一部を特定口座 残りを一般口座	不可	不可

※贈与者から受贈者に対して、同一銘柄の一部の贈与が行われる場合には、受贈者が受入れる特定口座に同一銘柄の株式を保有していないことが条件となります。

なお、相続・贈与により取得した上場株式等の特定口座への受入れについて、金融機関によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は証券会社にお問い合わせください。

コラム column

株式売却益や配当等が健康保険料に与える影響

株式売却益や配当等を確定申告する場合、給与所得者とその家族については、健康保険料の額に影響はありませんが、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者については、健康保険料の額に影響があります。

1 給与所得者とその家族（いずれも75歳未満）

給与所得者とその家族は、組合（もしくは全国健康保険協会）管掌健康保険または共済組合に加入していますが、その健康保険料は、給与所得者自身の月給および賞与の額に基づいて決まるため、株式売却益や配当があっても健康保険料の額に影響はありません。

2 自営業者や無職の方とその家族（いずれも75歳未満）**①健康保険料に与える影響**

国民健康保険には、上述の組合（もしくは全国健康保険協会）管掌健康保険加入者とその被扶養者や、生活保護を受けている世帯以外のすべての人が加入することになっています。

国民健康保険料（保険税）の算定方法は、市区町村ごとに定められており、各市区町村がそれぞれ算定します。算定方法としては「前年の所得金額等」（「前年の総所得金額等」から「基礎控除」を控除して計算）・「固定資産税」・「被保険者の数」・「（地域の）世帯数」の4項目すべてを基に算定する方法や、いくつかの項目を基に算定する方法等があります。「前年の所得金額等」及び「被保険者の数」の項目はすべての市区町村が採用しています。

特定口座（源泉徴収なし）や一般口座内の株式売却益は申告義務があり、確定申告をすることで「前年の所得金額等」が増加します。そのため、翌年の国民健康保険料も増加します（株式売却益が基礎控除以下であり所得金額がゼロの場合を除きます）。なお、国民健康保険料の上限は106万円です。

一方、特定口座（源泉徴収あり）内の株式売却益は申告不要です。したがって、特定口座（源泉徴収あり）内で株式売却益があっても、確定申告しない場合は国民健康保険料の額に影響はありません。

コラム column

②医療費負担(窓口負担)に与える影響

70歳以上75歳未満の人の国民健康保険の加入者の医療費負担(窓口負担)の割合は、原則2割負担です。ただし、株式売却益や配当等を確定申告することで所得や収入が現役並み所得者として一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になりますので留意が必要です。

3 75歳以上の人**①健康保険料に与える影響**

75歳以上の方は、それまで加入していた健康保険、国民健康保険から脱退して、後期高齢者医療制度に加入します。

75歳以上の方は、各自が被保険者となり、保険料を負担することになります。従来、家族(いわゆる給与所得者)が加入している健康保険の被扶養者で自分自身の保険料を負担する必要がなかった人も、後期高齢者医療制度移行後は、負担能力に応じて自分で保険料を負担します。

75歳以上の方が株式売却益や配当等を確定申告した場合における保険料に及ぼす影響は、国民健康保険と同様です。

②医療費負担(窓口負担)に与える影響

75歳以上の方の医療費負担(窓口負担)の割合は、原則1割(2022年10月1日以降の一定以上所得のある者は2割)負担ですが、株式売却益や配当等を確定申告することで所得や収入が現役並み所得者として一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になりますので留意が必要です。

NISA (少額投資非課税制度) の仕組み

POINT

- ① 非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。
- ② つみたて投資枠 (特定累積投資勘定) の年間投資枠は120万円、成長投資枠 (特定非課税管理勘定) の年間投資枠は240万円です。
- ③ つみたて投資枠と成長投資枠は併用することができます。(併用した場合の年間投資限度額360万円)
- ④ 非課税で保有できる期間に制限はありません。
- ⑤ 非課税口座 (NISA口座) 内で投資した上場株式等の売却益に対する税金 (税率20.315%) は非課税となり、売却損はなかったものとみなされます。
- ⑥ 非課税口座 (NISA口座) 内で投資した上場株式等の配当等に対する税金 (税率20.315%) は、非課税となります。
- ⑦ 非課税保有限度額 (総枠) は、1,800万円 (内成長投資枠1,200万円) です。
- ⑧ 売却によりできた非課税保有限度額の枠は、翌年以降に再利用できます。
- ⑨ 非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。

1 NISAの概要

NISAとは、個人投資家向けの税制優遇措置で、非課税口座内での上場株式等への投資に対する売却益および配当等に対する税金 (税率20.315%) を非課税とする制度です。

2 非課税口座 (NISA口座) の開設

NISAを利用するには、金融機関に非課税口座 (NISA口座) を開設する必要があります。非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。非課税口座を開設できる金融機関は、1年間に一金融機関のみです。非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

※NISA口座の開設について **P.166**

3 新NISA制度

新NISAとは、2024年1月1日から開始されたNISA制度です。2023年度税制改正において「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とす

る層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備するとの観点から、制度の抜本的拡充・恒久化が行われました。

2023年末までの旧NISA (つみたてNISAと一般NISA) では、2024年以降、新規購入はできなくなり運用のみが継続となります。 **P.171**

4 新NISA制度の内容

①「つみたて投資枠」と「成長投資枠」

新NISA制度は、長期・積立・分散投資に利用できる「つみたて投資枠」(特定累積投資勘定)と、上場株式への投資にも利用できる「成長投資枠」(特定非課税管理勘定)の2つの枠から構成されています。

②非課税期間

新NISA制度では、口座開設期間が恒久化され、非課税期間に制限はありません。

③年間投資枠

「つみたて投資枠」で投資可能な金額は年間120万円、「成長投資枠」で投資可能な金額は年間240万円となっています。これらの金額は上場株式や株式投資信託等の買付代金をもとに算定します(手数料等は含まれません。)。なお、2つの枠を併用することで年間360万円まで投資することが可能です。

④非課税措置

非課税口座の上場株式等を売却した際の売却益や、配当等に対する税金はかかりません。

※NISAでの売却・払出し **P.169**

※NISAで受取る配当等 **P.170**

⑤非課税保有限度額 (総枠)

新NISA制度では、年間投資枠のほかに非課税口座で保有する商品の金額(非課税保有限度額)に上限が設定されており、これを非課税保有限度額といいます。非課税保有限度額は買付額ベースで1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)です。非課税口座では、年間投資枠の範囲内であっても、この非課税保有限度額を超えて投資することはできません。

※NISAでの非課税保有限度額の計算 **P.167**

非課税口座に保有する商品を売却すると非課税保有額が減少し、非課税保有限度額までの枠ができます。売却した商品分(取得金額)の枠は、翌年以降に再利用が可能となります。

(参考) 非課税保有限度額を踏まえたNISA 口座の利用例

(例)

ある年の非課税保有額が、1,800万円 (うち成長投資枠が、1,200万円) であった。
その年につみたて投資枠の商品を全て (600万円分) 売却した。

- その年中、NISA口座で新たな投資はできない。
- 売却によって、翌年の非課税保有額が1,200万円 (うち成長投資枠が1,200万円) となり、つみたて投資枠に600万円分の空きができる。
- 翌年以降、非課税保有額が1,800万円に達するまで、つみたて投資枠の年間投資枠 (120万円) の範囲で、新たな投資ができる。

日本証券業協会2024年以降のNISAに関するQ&Aより

なお、2023 年までの旧NISA制度での保有額については、新NISA制度での非課税保有限度額1,800万円の枠で管理されます。

	新NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠
併用	可能	
対象年齢	18歳以上の居住者等	
口座開設期間	制限なし (恒久的な制度)	
非課税保有期間	制限なし (無期限)	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額	1,800万円 (売却翌年に売却分の投資枠につき再利用可)	
		うち成長投資枠 1,200万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式・上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど ※一定のものを除く
買付方法	定時・定額の積立投資	制限なし

5 税務署への報告

NISA口座を開設した金融機関は、毎年非課税口座の取引内容について税務署へ報告を行います。なお、NISA口座を開設する人は、NISA口座内の取引について確定申告を行う必要はありません。

NISAの対象商品および受入事由

POINT

- ① 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。
- ② 「つみたて投資枠」の対象となる金融商品は、金融庁が定める要件を満たした金融商品に限られます。
- ③ 「成長投資枠」では、上場株式等（一定のものを除く。）に投資することができます。

1 対象となる金融商品

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。主な金融商品の投資の可否については、次の表のとおりです。

金融商品	つみたて投資枠	成長投資枠
上場株式	×	○
上場投資信託の受益権 (ETF)	○	○
公募株式投資信託の受益権	○	○
上場不動産投資法人の投資口 (REIT)	×	○
国債・地方債などの特定公社債	×	×
公募公社債投資信託の受益権	×	×

① 「つみたて投資枠」の対象となる金融商品

「つみたて投資枠」において投資することができる金融商品は、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして約款等に次の定めがあり、かつ、金融庁が定める要件を満たすもの等に限られています。

- (イ) 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること
- (ロ) 信託財産は、一定の目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること
- (ハ) 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていること

②「成長投資枠」の対象となる金融商品

「成長投資枠」では、上場株式等の金融商品に投資することができますが、次に掲げるもの等が対象から除かれています。

(イ)整理銘柄・監理銘柄に指定された上場株式等

(ロ)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権等で、約款等にデリバティブ取引に係る権利に対する投資（一定の目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされているもの

(ハ)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、約款等に上記①（イ）及び（ハ）の定めがあるものの以外のもの

2 非課税口座に受入れ可能な主なケース

非課税口座には、金融機関を通じて購入した上場株式等や募集により取得した上場株式等のほか、非課税口座内の上場株式等について行われる株式交換・株式移転などにより取得する上場株式等を受入れることができます。

令和6年度改正において、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超えないこと等の要件を満たすことにより「成長投資枠」に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座内の上場株式等について与えられた一定の新株予約権等の行使等に際して、金銭の払込みのみにより取得した上場株式等その他の一定のものが加えられました。

3 非課税口座に受入れできない主なケース

ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式等、オプション取引の権利の行使や義務の履行、従業員持株会制度により取得した上場株式等を非課税口座に受入れること、および特定口座や一般口座に預けている上場株式等を非課税口座に移すことはできません。

なお、非課税口座内で信用取引を行うこともできません。

NISA口座の開設

POINT

- ①非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。
- ②非課税口座開設期間に制限はありません。
- ③非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。

1 非課税口座の開設

非課税口座を開設しようとする年の1月1日において、満18歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者が非課税口座を開設できます。

非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

2 非課税口座の開設手続き

非課税口座を開設するには、金融機関に非課税口座を開設しようとする者の氏名、生年月日、住所および個人番号（マイナンバー）（既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは個人番号（マイナンバー）不要）等を記載した非課税口座開設届出書を提出し、併せて本人確認書類（「住民票の写し」など）を提示する必要があります。

なお、開設申込日において非課税口座を開設することができます。

取扱いの有無や手続の詳細は、金融機関にお問い合わせ下さい。

3 旧NISA口座やジュニアNISA口座を開設している場合

2023年以前に旧NISA口座（一般NISA・つみたてNISA）を開設している場合には、NISA口座を開設している証券会社などに、新NISA口座が自動的に開設されているため、特段の手続は不要です。

ジュニアNISA口座を開設している場合には、18歳の1月1日時点で、ジュニアNISA口座を開設している証券会社などに新NISA口座が自動的に開設されるため、特段の手続は不要です。

NISAでの非課税保有限度額の計算

POINT

- ① 非課税保有限度額（総枠）は、1,800万円（内成長投資枠1,200万円）です。
- ② その年の投資額が、年間投資上限額（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）に達していない場合であっても、非課税保有限度額を超えて投資をすることはできません。
- ③ 旧NISA制度での保有額は、新NISA制度での非課税保有限度額の外枠で管理されます。

1 非課税保有限度額

新NISA制度では、非課税口座で保有する商品の金額（非課税保有額）に上限が設定されており、これを非課税保有限度額といいます。非課税保有限度額は買付額ベースで1,800万円（うち「成長投資枠」1,200万円）です。

その年の投資額が、年間投資上限額（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）に達していない場合であっても、非課税保有限度額を超えて投資をすることはできません。

旧NISA制度での保有額については、新NISA制度での非課税保有限度額の外枠で管理されます。

2 非課税保有限度額の計算

① つみたて投資枠（特定累積投資勘定）

以下の算式①に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「つみたて投資枠」に新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

算式①

その年分の「つみたて投資枠」に受入れた上場株式等及びこれから受入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額	+	その年分の「成長投資枠」に受入れている上場株式等の取得対価の額の合計額	+	特定累積投資勘定基準額 ※ 1	> 1,800万円
--	---	-------------------------------------	---	--------------------	-----------

※ 1 「特定累積投資勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

②成長投資枠（特定非課税管理勘定）

以下の算式②または③に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「成長投資枠」に新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

算式②

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の「成長投資枠」に受入れた上場株式等及びこれから受入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{特定非課税管理勘定基準額※2} \\ \hline \end{array} > 1,200\text{万円}$$

※2「特定非課税管理勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「成長投資枠」に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

算式③

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の「成長投資枠」に受入れた上場株式等及びこれから受入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の「つみたて投資枠」に受入れている上場株式等の取得対価の額の合計額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{特定累積投資勘定基準額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|l|} \hline \text{※1} \\ \hline \end{array} > 1,800\text{万円}$$

NISAでの売却・払出し

POINT

- ①非課税口座で生じた売却益に対する税金(税率20.315%)は、非課税となります。
- ②非課税口座で生じた売却損はなかったものとされ、他の株式等の売却益や配当等と相殺することはできません。
- ③非課税口座から払出しがあった場合には、払出し時の時価で売却があったものとみなされます。

1 売却

①売却益が生じた場合

非課税口座で売却益が生じた場合には、その所得に対する税金はかかりません。

②売却損が生じた場合

非課税口座で売却損が生じた場合には、その損失はなかったものとみなされます。

したがって、非課税口座で生じた売却損を、他の株式等の売却益や配当等と相殺することや、翌年以降に繰越すことはできません。

2 払出し

①払出し時の取扱い

非課税口座から他の口座への移管、投資した人への返還、または非課税口座の廃止により投資した上場株式等の一部または全部を払出した場合、その払出し時に、時価で売却があったものとみなされます。この払出しによって生じた所得については税金はかかりません。また、この払出しによって生じた損失はなかったものとみなされます。

②払出しをした場合の取得価額

払出しをした場合には、その払出し時に、その非課税口座にあった上場株式等と同じ銘柄を、同じ数量、払出し時の時価で取得したものとみなされます。

NISAで受取る配当等

POINT

- ① 非課税口座内で投資した上場株式等の配当等に対する税金（税率20.315%）は、非課税となります。
- ② 受取った配当等を非課税とするためには、配当等を証券会社の取引口座で受取する方法（「株式数比例配分方式」 [P.99](#)）とあります）を選択する必要があります。

1 配当等を受取った場合

非課税口座内で投資した上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融機関経由で受取った場合に限り、非課税となります。ただし、上場会社の大口株主が受取る上場株式等の配当等については、非課税の対象となりません。

2 非課税の対象となる配当等

非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関経由で受取ったものに限られます。したがって、配当（上場ETF、上場ETN、上場REITの分配金を含む）については、株式数比例配分方式を受取方法として選択する必要があります。なお、公募株式投資信託の収益分配金については、すべて非課税口座を開設する金融機関経由で支払われるので、特段の手続きを行う必要はありません。

3 株式数比例配分方式

株式数比例配分方式とは、配当等を証券会社の取引口座で受取する方法です。配当等を非課税とするためには当該方式を選択する必要があります。

また、株式数比例配分方式を選択する場合、非課税口座以外の他の口座で保有する上場株式等の配当等についても、証券会社の取引口座で受取ることとなります。

複数の証券会社で同銘柄の国内上場株式等を運用しているような場合には、各証券会社の保有株式数に応じ、各証券会社の口座で受取ることとなります。

コラム column

2023年までの旧NISA制度、ジュニアNISA制度

つみたてNISAと一般NISA(旧NISA制度)、およびジュニアNISA制度は2023年で制度が終了となりました。

1 旧NISA制度の終了

2023年度税制改正において、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われました。これに伴い、旧NISA制度は2023年末をもって終了となりました。2024年以降は、旧NISA制度での新規投資はできません。

①旧NISA制度、新NISA制度との比較

新NISA制度では、旧NISA制度の「一般NISA」を「成長投資枠」が、「つみたてNISA」を「つみたて投資枠」が引き継ぐ形となっており、年間投資上限額は、「一般NISA」の120万円が「成長投資枠」では2倍の240万円に、「つみたてNISA」の40万円が「つみたて投資枠」では3倍の120万円にそれぞれ引き上げられました。また、旧NISA制度では認められていなかった「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能となり、非課税保有期間は無制限となり恒久化されました。

	旧 NISA		新 NISA	
	一般 NISA	つみたて NISA	成長投資枠	つみたて投資枠
併用	不可		可能	
口座開設期間	2023 年末：新規投資終了 2023 年投資分：2027 年まで保有可	2023 年末：新規投資終了 2023 年投資分：2042 年まで保有可	制限なし (恒久的な制度)	
非課税保有期間	5 年間	20 年間	制限なし (無期限)	
年間投資枠	120 万円	40 万円	240 万円	120 万円
年間投資上限額	一般 NISA 選択 120 万円		360 万円	
非課税保有限度額	600 万円	800 万円	1,800 万円 (売却翌年に売却分の投資枠につき再利用可)	
			うち成長投資枠 1,200 万円	
対象年齢	18 歳以上の居住者等		18 歳以上の居住者等	
対象商品	上場株式・上場新株予 約権付社債・公募株式 投資信託、ETF、REIT など	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・上場新株予約 権付社債・公募株式投資 信託、ETF、REIT など ※一定のものを除く	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託
買付方法	制限なし	定時・定額の積立投資	制限なし	定時・定額の積立投資

コラム column

②旧NISA制度で保有している資産について

(イ)非課税保有期間内の場合

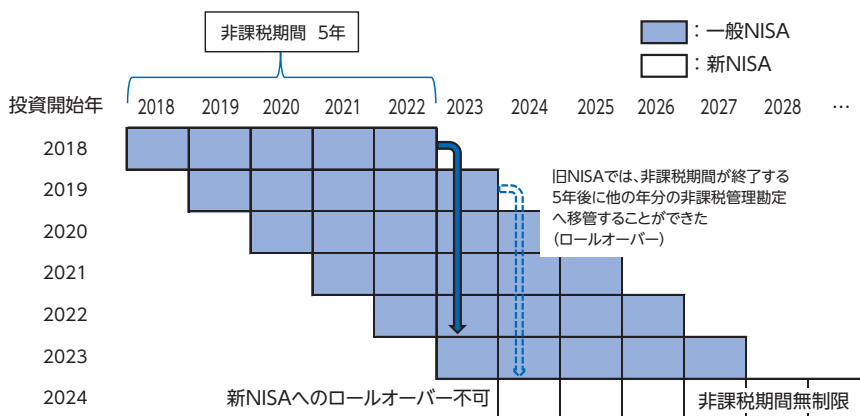
- ・ 2023年末までに旧NISA制度での「一般NISA」及び「つみたてNISA」制度において投資した商品は新NISA制度の枠外で旧NISA制度における非課税措置が継続されます。
- ・ 非課税保有期間内に売却することも可能です。ただし、売却すると非課税期間が終了するため、非課税で運用できる期間が少なくなります。

(ロ)非課税保有期間が終了した場合

- ・ 旧NISA制度での一般NISA口座・つみたてNISA口座で保有する上場株式等は、それぞれの非課税保有期間が終了した時点で、特定口座や一般口座などの課税口座に、終了時の時価で払い出されます。
- ・ 課税口座移管後に得た配当金等には、20.315%の税金が課されます。
- ・ 課税口座移管後に売却等した際は、非課税保有期間終了時の時価から売却時までの譲渡損益を算定し、譲渡益となる場合には20.315%の譲渡所得税が課税されます。
- ・ 旧NISAから新NISAへ移管（ロールオーバー）することはできません。

※払出し時の取扱いについて **P.169**

一般NISAでの投資イメージ



コラム column

2 ジュニアNISA制度の終了

ジュニアNISA制度は、2023年末をもって制度が終了となりました。2024年以降は、ジュニアNISA制度での新規投資や新規口座開設はできません。また、新NISA制度は18歳以上の人が対象となっているため、2024年からは、その年の1月1日時点で18歳未満である場合には、非課税での運用を始めることができません。

①ジュニアNISA制度で保有している資産について**(イ)非課税保有期間内の場合**

- ・非課税保有期間内(5年間)の売却であれば、未成年者口座で投資した上場株式等の売却益に対する税金はかかりません。
- ・非課税保有期間内に未成年者口座で投資した上場株式等の配当等に対する税金はかかりません。

(ロ)非課税保有期間終了後18歳で1月1日を迎える前年末までの場合

- ・1月1日に17歳以下である場合には、特段の手続きをすることなく未成年者口座内の上場株式等は非課税保有期間終了時に継続管理勘定に移管され、18歳で1月1日を迎える前年末まで非課税で保有することができます。

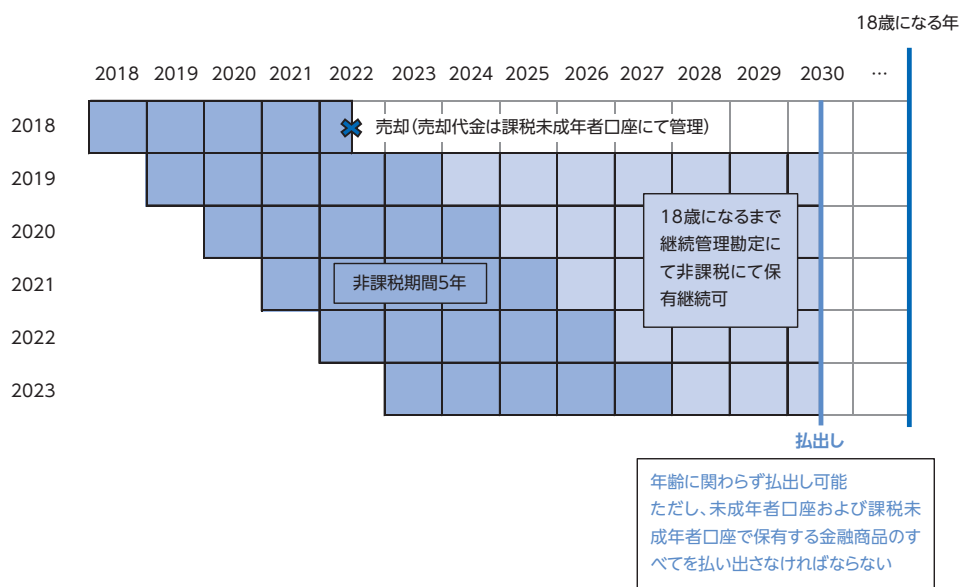
(ハ)払出しをした場合

- ・未成年者口座内で投資した上場株式等の配当等および売却した際の売却代金は、課税未成年者口座に受け入れられます。
- ・災害等のやむをえない場合を除き、18歳になるまで未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しはできませんでしたが、2024年以降は保有している上場株式等について、年齢にかかわらず、災害等やむをえない事由によらない場合でも非課税での払出しが可能となりました。
- ・上場株式等や金銭の払出しをする場合は保有している金融商品のすべてを払出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。

※払出し時の取扱いについて **P.169**

コラム column

ジュニアNISAでの投資イメージ



(参考)一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの非課税保有期間

	2023年中に投資した分の非課税保有期間
一般NISA	2027年12月末まで
つみたてNISA	2042年12月末まで
ジュニアNISA	2027年12月末あるいは口座開設者が18歳で1月1日を迎える年の前年末のいずれか遅い方

特定公社債と一般公社債の範囲

POINT

- ① 2016年以後、公社債は、税制上、「特定公社債」と「一般公社債」に分類され、それぞれ課税の取扱いが異なります。
- ② 一部を除いて、2015年以前に発行された公社債は「特定公社債」に分類され、利子や売却損益・償還差損益は上場株式等の配当等や売却損益と基本的に同じ課税の取扱いになります。

1 特定公社債の範囲

特定公社債とは、公社債のうち、以下の①～⑨のいずれかに該当するものをいいます。

	内容
①	国債、地方債、外国国債、外国地方債
②	会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（投資法人債および特定目的会社の特定社債などを除く）
③	公募公社債、上場公社債、外国公募公社債、外国上場公社債
④	発行日の前9ヶ月以内（外国法人にあっては、12ヶ月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
⑤	国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き売出し等を行った金融機関で保護預りがされているものに限る） ・ 国内において売出しがされたもの ・ 国内における私売出しの前9ヶ月以内（外国法人にあっては、12ヶ月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
⑥	金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む）において、当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類および総額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう）に基づき発行される公社債で、目論見書にその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載があるもの
⑦	次の外国法人が発行し、または保証する債券 (1) 次に掲げる外国法人が発行し、または保証する債券 ・ 出資金額等の2分の1以上が外国の政府により出資されている外国法人 ・ 外国の特別の法令に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下で運営されているもの (2) 国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し、または保証する債券
⑧	国内または国外の法令に基づいて銀行業または金融商品取引業を行う法人またはその100%子会社等が発行する社債（その取得者が1人またはその関係者のみであるものを除く）
⑨	2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社に該当する会社が発行した社債および発行時に源泉徴収がされた割引債を除く）

※ 新株予約権付社債、EB債（他社株償還条項付債券）、株価指数連動債、仕組債、割引債なども、上記①～⑨のいずれかに該当するものは特定公社債に区分されます。

2 一般公社債の範囲

一般公社債とは、特定公社債以外の公社債をいいます。

3 課税関係

- ・ 特定公社債は、上場株式等グループと基本的に同じ課税の取扱いで、売却損益、償還差損益および利子は税率20.315%の申告分離課税です。
- ・ 一般公社債は、一般株式等グループと基本的に同じ課税の取扱いで、売却損益および償還差損益は税率20.315%の申告分離課税、利子は一部のものを除いて税率20.315%の源泉分離課税です。

■ 上場株式等グループと一般株式等グループの範囲

同じグループ内であれば基本的に同じ課税の取扱いになります。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.103	未上場株式 P.199
	私募株式投資信託 P.192
特定公社債 P.175	一般公社債 P.176
公募公社債投資信託 P.197 など	私募公社債投資信託 P.197 など

公社債の利子の税金

POINT

- ① 特定公社債の利子は原則として、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ② 一般公社債の利子は一部のものを除いて、税率20.315%の源泉分離課税となり、源泉徴収で課税関係が終了します。

1 特定公社債の利子にかかる税金

- ・ 特定公社債の課税は、原則として上場株式等と同様の取扱いとなります。そのため、特定公社債の利子は、上場株式等の配当等と同様に、申告不要（源泉徴収のみで納税が完了）とすることができます。
- ・ 確定申告をする場合には、税率20.315%の申告分離課税の対象となり、上場株式等グループ **P.176** の売却損や償還差損と損益通算できます。ただし、上場株式等の配当等と異なり、総合課税として確定申告することはできません。

2 一般公社債の利子にかかる税金

- ・ 一般公社債の利子は、支払時に20.315%の税率で源泉徴収され、それにより納税が完結するため、確定申告の対象外となります（源泉分離課税）。ただし、一般公社債のうち同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の株主等が支払いを受けるものについては、総合課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、2021年度税制改正により総合課税の対象となる範囲が拡大され、同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が2021年4月1日以後に支払いを受けるものについても総合課税の対象とされることとなりました。ここでいう法人と特殊の関係のある個人とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいいます。

公社債の売却損益の税金

POINT

特定公社債および一般公社債の売却益は、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

1 特定公社債の売却損益にかかる税金

- ・ 特定公社債の課税は、上場株式等と同様の取扱いとなります。そのため、特定公社債の売却益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ・ 売却損が生じた場合には、上場株式等グループ **P.176** の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
- ・ 損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越すことができます。

2 一般公社債の売却損益にかかる税金

- ・ 一般公社債の売却益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ・ 売却損が生じた場合には、一般株式等グループ **P.176** の売却益・償還差益(私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます)と相殺できますが、一般株式等グループ **P.176** の配当等・利子等と損益通算することはできません。
- ・ 売却損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越すことはできません。

公社債の償還差損益の税金

POINT

公社債の償還差益は、発行時に源泉徴収された割引債 [P.180](#) を除き、特定公社債および一般公社債ともに、売却益と同様の取扱いであり、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

公社債の償還差損は、特定公社債、一般公社債の区分により、損益通算の範囲や繰越控除の可否が異なります。

1 特定公社債の償還差損益にかかる税金

- ・ 特定公社債の償還差益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ・ 償還差損が生じた場合には、上場株式等グループ [P.176](#) の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
- ・ 損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越することができます。

2 一般公社債の償還差損益にかかる税金

- ・ 一般公社債の償還差益は20.315%の申告分離課税の対象となります。ただし、一般公社債のうち、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。なお、2021年度税制改正により総合課税の対象となる範囲が拡大され、同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が2021年4月1日以後に支払いを受けるものについても総合課税の対象とされることとなりました。ここでいう法人と特殊の関係のある個人とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいいます。
- ・ 償還差損が生じた場合には、一般株式等グループ [P.176](#) の売却益・償還差益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます）と相殺できますが、一般株式等グループの配当等・利子等と損益通算することはできません。
- ・ 償還差損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越することはできません。

割引債の税金

POINT

- ① 2016年1月1日以後に発行されている割引債は、特定公社債または一般公社債に区分され、その売却損益および償還差損益については税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ② 上記①の割引債のうち一定のものは、償還時にみなし割引率で計算した税額について源泉徴収が行われます。
- ③ 2015年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収されたものに限ります）は、売却益は非課税、償還差益は発行時に課税されているため償還時に課税されません。

1 割引債の範囲

2016年1月1日以後、割引債として取扱われている公社債は次のとおりです（**5**に該当するものを除きます）。

① 割引の方法により発行されるもの	国債、ゼロ・クーポン債
② 分離元本公社債（公社債で、元本に係る部分と利子に係る部分とに分類されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であったもの）	ストリップス債
③ 分離利子公社債（公社債で、元本に係る部分と利子に係る部分とに分類されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であったもの）	ストリップス債
④ 利子が支払われる公社債でその発行価額が額面金額の90%以下であるもの	DDB

2 特定公社債に該当する割引債（**5**に該当するものを除く）

- ・ 特定公社債に該当する割引債の売却益・償還差益はともに、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ・ 売却損・償還差損が生じた場合には、上場株式等グループ **P.176** の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
- ・ 損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越することができます。

3 一般公社債に該当する割引債（**5**に該当するものを除く）

- ・ 一般公社債に該当する割引債の売却益・償還差益はともに、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。ただし、一般公社債のうち同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の株主等 **P.179 2** が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。

- ・売却損・償還差損が生じた場合には、一般株式等グループ **P.176** の売却益・償還差益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます）と相殺できますが、一般株式等グループの配当等・利子等と損益通算することはできません。
- ・売却損・償還差損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越すことはできません。

4 割引債の償還金に係る源泉徴収（5に該当するものを除く、特定公社債・一般公社債共通）

- ・2016年1月1日以後に償還する割引債（5に該当するものを除きます）の償還金は、次の表のとおり取扱われています。

【割引債の償還金に係る源泉徴収】

債券の種類	口座の種類	源泉徴収税額	確定申告の取扱い
特定公社債に 該当する割引債	特定口座 (源泉徴収あり)	当該割引債の償還差益に対し20.315%	申告不要を選択可
	特定口座 (源泉徴収なし)	なし	確定申告が必要（実 際の償還益に対して 20.315%（※2））
	一般口座	償還金額にみなし割引率（※1） を乗じて計算した金額に対し20.315%	
一般公社債に 該当する割引債	—	償還金額にみなし割引率（※1） を乗じて計算した金額に対し20.315%	

※1 みなし割引率

- ・発行日から償還日までの期間が1年以内のもの（分離利子公社債を除く）・・・ 0.2%
- ・発行日から償還日までの期間が1年超のもの、または分離利子公社債・・・ 25%

※2 源泉徴収税額が実際の所得に対する税額よりも多い場合は、確定申告により還付を受けることができます。

5 2015年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収されたもの）

2015年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収が行われたもの）に限ります。売却益は非課税、償還差益は発行時の源泉徴収により課税関係は終了（源泉分離課税）とされています。

損益通算・分離課税の対象範囲(2016年1月1日以後)

POINT

- ① 特定公社債と上場株式等は同じグループに区分され、同じグループ内で損益通算および3年間の繰越控除が適用されます。
- ② 一般公社債と未上場株式は同じグループに区分され、同じグループ内で損益通算できます（繰越控除の適用なし）。
- ③ 上場株式等と未上場株式は、別々の分離課税制度の対象とされ、上場株式等と未上場株式の売却損益は、2016年以後、損益通算できなくなりました。

1 分離課税の対象範囲

公社債は税制上、上場株式等グループと一般株式等グループに分類され、別々の分離課税制度の対象になります。

公社債のうち特定公社債は上場株式等と、一般公社債は未上場株式と同じグループに分類されます。

■ 上場株式等グループと一般株式等グループの範囲 P.176

同じグループ内であれば、基本的に同じ分離課税制度の対象になります。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.103	未上場株式 P.199
	私募株式投資信託 P.192
特定公社債 P.175	一般公社債 P.176
公募公社債投資信託 P.197 など	私募公社債投資信託 P.197 など

2 損益通算および繰越控除

① 上場株式等グループ

- ・ 特定公社債等 **P.198** の利子等、売却損益および償還差損益は、上場株式等の配当等や売却損益と損益通算できます。
- ・ 損益通算の結果、控除しきれない損失の額については、確定申告により翌年以後3年間繰越することができます。

② 一般株式等グループ

- ・ 一般公社債等 **P.198** の売却損益および償還差損益(私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます)は、未上場株式の売却損益と相殺できます。
- ・ 一般株式等グループ内の売却損と配当等・利子等とは、損益通算することはできません。
- ・ 一般株式等の売却損益および償還差損益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以降に繰越することはできません。

③ 上場株式等と未上場株式との損益通算

- ・ 上場株式等と未上場株式の売却損益は2016年以後は損益通算ができません。

公社債の課税関係のまとめ

1 2016年1月1日以後の課税関係

種 類	利 子	償 還 差 損 益	譲 渡 損 益
特定公社債	20.315%の申告分離課税 (※1、2)	20.315%の申告分離課税 (※1)	20.315%の申告分離課税 (※1)
一般公社債	20.315%源泉分離課税 (※4)	20.315%の申告分離課税 (※3、4)	20.315%の申告分離課税 (※3)

- ※1 上場株式等グループ **P.176** の配当等、利子等、売却損益、償還差損益と損益通算できます。損益通算の結果、控除しきれない損失の額は、翌年以後3年間繰越すことが可能です。
- ※2 特定公社債の利子は、申告不要とすることができます。
- ※3 未上場株式・一般公社債等の売却損益、償還差損益(私募公社債投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます)と損益通算できますが、配当等、利子とは損益通算はできません。また、損失の額を繰越すこともできません。
- ※4 同族会社が発行した社債の利子および償還金で、その同族会社の株主等 **P.179 2** が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。

2 2015年12月31日までの課税関係

種 類	利 子	償 還 差 益	譲 渡 益
国内利付債	20.315%源泉分離課税	雑所得（総合課税※3）	非課税
国内割引債	－	発行時に源泉分離課税 （償還差益の18.378%）	
一部の円建外債	総合課税	雑所得（総合課税※3）	
一部の発展途上国の債券	みなし外国税額控除		
国外利付債	20.315%源泉分離課税 （差額徴収方式）		
国外割引債	－（※5）		
新株予約権付社債	20.315%源泉分離課税		譲渡所得（総合課税※1）
他社株償還条項付債券（EB）			譲渡所得 （申告分離課税※2）
株価指数連動債		雑所得（総合課税※4）	非課税
	20.315%源泉分離課税	額面に達するまでの部分は 雑所得（総合課税※3） 額面を超える部分は 利子所得として源泉分離課税 （税率20.315%）	発行から1年以内に 償還されるもの：非課税 発行から償還まで1年を 超えるもの：譲渡所得 （総合課税※1）

- ※1 譲渡までの保有期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し、他の総合課税の対象となる資産の譲渡等による譲渡所得と合算して、課税されることになります。
- ※2 株式の譲渡所得と同様の取扱いとなります。
- ※3 償還差損については、課税所得の計算上考慮されません。
- ※4 EBの償還が現金償還の場合は、額面金額での償還となるため、通常、償還差損益は発生しません。他方、株式償還の場合、そのEBの取得価額と償還時に交付される株式の時価との間に差額が生じることになります。この場合の償還差損は、課税所得の計算上考慮されませんが、償還差益が生じる場合には、雑所得として総合課税の対象となります。
- ※5 利子の支払いを受けるものは、国外利付債の取扱いに準じます。

障害者等の非課税貯蓄制度

POINT

公社債・公社債投資信託に対する課税のうち、利子・収益分配金に対する課税の特例として、「マル優」「特別マル優」と呼ばれる制度があります。

1 「マル優」について

- ・元本350万円までの次の貯蓄の利子等が非課税となる制度です。
 - ①利付公社債、公社債投資信託、野村MRF、円建外債（一定のものを除きます）
 - ②預金、貯金
 - ③貸付信託、金銭信託
- ・元本350万円までであれば、何種類の貯蓄に分けても数店舗にまたがって利用が可能です。
- ・マル優を利用したとしても、利付公社債や公社債投資信託等の売却益・償還差益が非課税になるわけではありません。

2 「特別マル優」について

- ・元本350万円までの国債、公募地方債の利子が非課税になる制度です。「マル優」とは別枠で適用を受けることができます。

3 適用対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・寡婦年金または遺族基礎年金を受けることができる妻など

4 適用の留意点

- ・「マル優」「特別マル優」の適用を受けるためには、最初に公社債等を購入する日までに「非課税貯蓄申告書」または「特別非課税貯蓄申告書」を金融機関を通じて税務署に提出する必要があります。なお、これらの申告書には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。
- ・非課税申告書に記載した預貯金等の残高を有さず、2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、預貯金等の預け入れを行わなかった場合には、その年の翌年1月1日に「非課税貯蓄廃止申告書」の提出があったものとみなされるため、注意が必要です。

財形住宅貯蓄の非課税制度

POINT

給与所得者が財形住宅貯蓄を行う場合には、その利子等について、非課税となる制度があります。

1 制度の概要

- ・ 勤労者の持家取得の促進を図ることを目的とした勤労者財産形成促進法に基づく財形住宅貯蓄を税金の面で援助することを目的とした制度です。
- ・ 5年以上の期間にわたって定期的に給与天引き預入により積み立てることや住宅の取得等の頭金として払出されることなどを要件として、元本550万円までの財形住宅貯蓄の利子等について非課税とされます。
- ・ 財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の両方を有する場合は、両方合わせて最高550万円とされます。
- ・ 目的外の払出しが行われた場合には、原則として払出しが行われた時点で過去5年間の税金を支払わなくてはなりません。ただし、災害等の事由に基因して目的外の払出しが行われた場合には、一定の要件の下、その払出しにかかる利子等に課税がなされません。

2 適用対象者

- ・ 原則として国内に住所を有する年齢55歳未満の勤労者で勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます。
- ・ 退職等による不適格事由が生じた場合は、非課税の適用は受けられません。

3 対象となる貯蓄等

- ・ 預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険の保険料などで1人1契約に限られます。

4 利用するための手続き

- ・ 最初の預入等をする日までに「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」を勤務先等および金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として預入等の都度「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

財形年金貯蓄の非課税制度

POINT

給与所得者が財形年金貯蓄を行う場合には、その利子等について、非課税となる制度があります。

1 制度の概要

- ・ 勤労者の計画的な財産形成や老後の生活安定のための元本550万円までの勤労者財産形成年金貯蓄の利子等について、所得税を非課税とする制度です。
- ・ 5年以上の期間にわたって定期的に給与天引き預入により積み立てることや60歳以降の年金の支払開始まで払出しをしないことなどを要件とします。
- ・ 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の両方を有する場合には、両方合わせて最高550万円までとされています。
- ・ 生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険料は、385万円までとされており、残りの165万円については財形住宅貯蓄の非課税の枠として利用できます。
- ・ 目的外の払出しが行われた場合には、原則として払出しが行われた時点で過去5年間の税金を支払わなくてはなりません。ただし、災害等の事由に基因して目的外の払出しが行われた場合には、一定の要件の下、その払出しにかかる利子等に課税がなされません。

2 適用対象者

- ・ 原則として国内に住所を有する年齢55歳未満の勤労者で、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます。
- ・ 退職等により勤労者に該当しなくなった場合でも、その退職等が財形年金貯蓄の積立期間終了後などの場合には、一定の手続きを行うことで、引き続き非課税の適用が受けられます。

3 対象となる貯蓄等

- ・ 預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険の保険料などで1人1契約に限られます。

4 利用するための手続き

- ・ 最初の預入等をする日までに「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を勤務先等および金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として預入等の都度「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

FAQ

個人向け国債の中途解約時における換金金額の計算

Q

個人向け国債を中途解約した場合には、換金金額はどのように計算されるのでしょうか？

A

個人向け国債を中途解約した場合の換金金額は、以下の算式により計算されます。

$$\text{額面金額} + \text{経過利子相当額} - \text{中途換金調整額}$$

中途換金調整額は、中途解約の時期によって、次のように計算されます。

①第3期利子支払日以降に換金する場合

直前2回分の各利子 (税引前) 相当額 $\times 0.79685$

②第2期利子支払日から第3期利子支払日前までの間に換金する場合

直前2回分の各利子 (税引前) 相当額 $\times 0.79685$ ※

③初回の利子支払日から第2期利子支払日前までの間に換金する場合

初回の利子 (税引前) 相当額 $\times 0.79685 +$ 経過利子相当額 ※

④初回の利子支払日前に換金する場合

経過利子相当額 ※

※ 購入時に初回の利子の調整額を払い込んでいる銘柄は、上記金額から、初回の利子の調整額 (税引前) 相当額が差し引かれます。

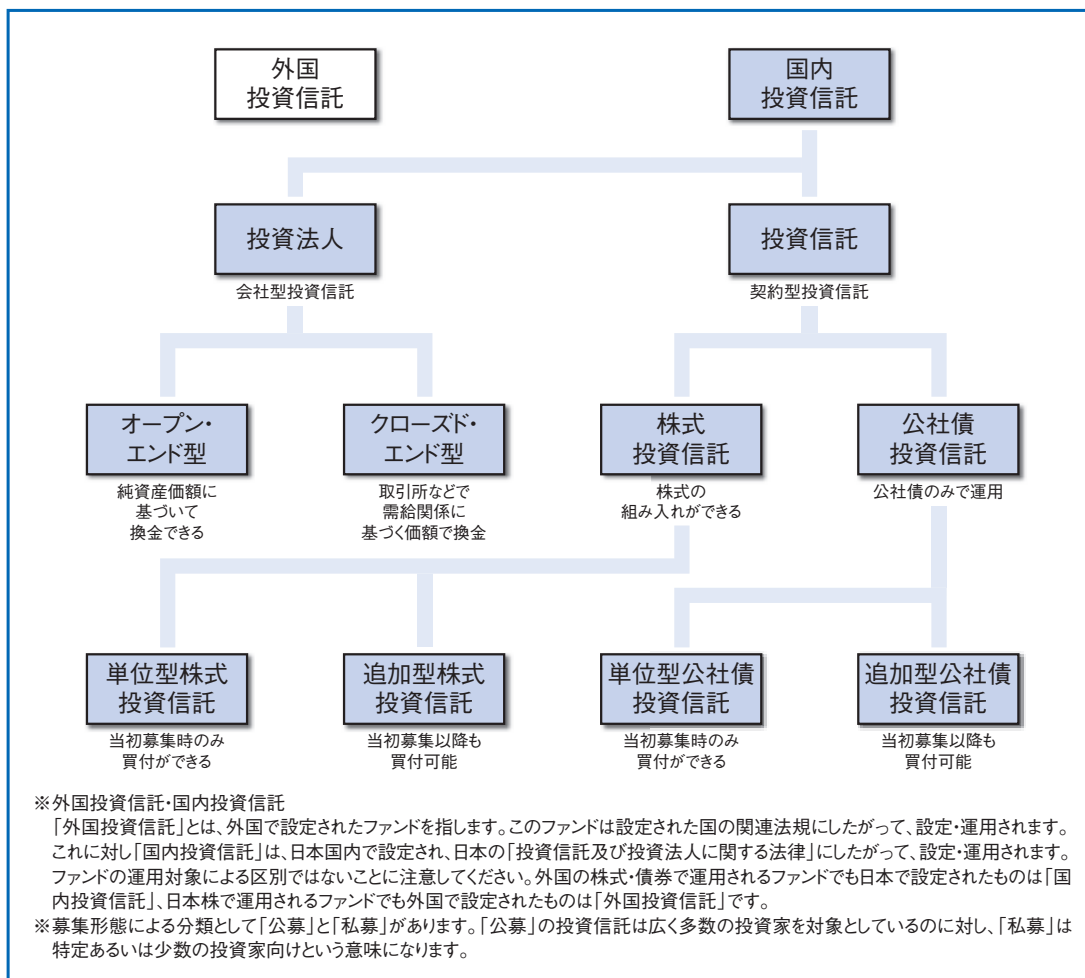
投資信託の種類

POINT

- ①投資信託とは、投資家から集めたお金を、専門の運用会社が株式や公社債などに投資して、その利益をその投資家に分配する商品です。
- ②税法上は、有価証券を主な投資対象とする投資信託を「公社債投資信託」と「公社債投資信託以外の投資信託」に分類し、税金の取扱いを区別しています
P.197。
- ③公社債投資信託以外の投資信託のうち、代表的なものが株式投資信託で、証券会社で一般的に販売されているものは公募株式投資信託です。

・国内投資信託についての主な分類は下表のとおりです。

投資信託の主な分類



公募株式投資信託の収益分配金

POINT

公募株式投資信託の収益分配金(普通分配金)は、申告不要(源泉徴収のみで課税を完了)と確定申告(総合課税または申告分離課税)のいずれかを選択することができます。

1 公募株式投資信託の収益分配金と税金

- ・契約型の公募株式投資信託から生じる収益分配金は、普通分配金と特別分配金に分けられます **P.197**。
- ・普通分配金は、配当所得として上場株式の配当と同様の課税となり **P.94**、20.315%の税金が源泉徴収され、原則として確定申告不要です。
- ・特別分配金は、元本の払戻に相当するため非課税です。
- ・外国投資信託の税金については **P.204**。

2 確定申告

- ・公募株式投資信託の普通分配金は、原則として確定申告不要ですが、選択により申告分離課税または総合課税として確定申告をすることができます(ただし、同じ年分の確定申告において総合課税と申告分離課税の両方を選択することはできません。)
- ・特定口座は口座ごと、その他は分配金ごとに申告の可否を選択することができます。

①申告分離課税による申告

- ・公募株式投資信託の普通分配金を上場株式等グループの売却損および償還差損と損益通算するためには、申告分離課税を選択して確定申告をする必要があります。
- ・申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

②総合課税による申告

- ・公募株式投資信託の普通分配金は、申告不要とするよりも、総合課税を選択して配当控除を適用したほうが、税負担が小さくなる場合があります。
- ・公募株式投資信託の内容(外貨建資産や株式以外の資産への投資割合)によって、配当控除の適用の有無や控除率は異なります。

配当控除率 **P.96**

		外貨建資産割合			
		50%以下		50%超75%以下	75%超
非株式割合	50%以下	所得税 5%	住民税 1.4%	所得税 2.5%	住民税 0.7%
	50%超75%以下	所得税 2.5%	住民税 0.7%	所得税 2.5%	住民税 0.7%
	75%超	控除なし		控除なし	

※課税総所得金額等が1,000万円超の場合、1,000万円を超える部分については配当控除率が左記の2分の1となります。
※外貨建資産割合や非株式割合は、信託約款に記載されたところによります。

公募株式投資信託の換金

POINT

公募株式投資信託を換金した場合（買取・解約）の税務上の取扱いは、上場株式等の売却損益と同様です **P.111**。

1 公募株式投資信託の買取・解約・償還と税金

- ・公募株式投資信託は、買取と解約のいずれの方法により換金した場合も「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識します。換金方法については **P.198**。
- ・公募株式投資信託が償還された場合も同様に、「償還価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識します。
- ・売却益は、20.315%の税率で課税され、売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等、売却益および償還差益と損益通算することができますし、また、翌年以後3年間繰越することができます。
- ・なお、非居住者が国内籍の公募株式投資信託を解約して生じた利益については配当所得として源泉分離課税（15.315%）の対象となります。

2 公募株式投資信託の取得価額

- ・2000年4月以降に投資した公募株式投資信託か、2000年3月以前に投資した公募株式投資信託かで、「取得価額」の取扱いが異なります。

①2000年4月以降に投資（設定・追加設定）した公募株式投資信託

$$\begin{array}{l} \text{個別元本 (P.193) の金額} \\ \text{(金額調整後の金額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{購入手数料} \\ \text{(消費税含む)} \end{array} = \text{取得価額}$$

②2000年3月以前に投資（設定・追加設定）した公募株式投資信託

次の(イ)、(ロ)のいずれか高い金額が取得価額となります。

(イ) $\begin{array}{l} \text{実際に取得に要した金額} \\ \text{(購入手数料等含む)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{2000年4月以降における} \\ \text{特別分配金等の調整金額} \end{array}$

(ロ) 個別元本（2000年3月末時点の平均信託金（※）をベースに計算した金額）に購入手数料を加えた金額

※平均信託金とは、2000年3月までの制度で、投資家のすべての平均購入価額を全投資家の元本とする方法をいいます。

私募株式投資信託の税金

POINT

私募株式投資信託の収益分配金や売却に係る税金は、原則として未上場株式と同様の取扱いです。

1 収益分配時の課税関係

- ・私募株式投資信託 **P.197** の普通分配金は、未上場株式の配当と同様 **P.199** で、20.42%の所得税等が源泉徴収され、原則として、総合課税により確定申告を行います。
- ・少額配当 **P.103** に該当すれば、申告不要を選択できます。申告不要を選択した場合でも、住民税は総合課税となるため、住民税の申告は必要です。
- ・外貨建資産および株式以外の資産への投資割合によって、配当控除の控除率が変わります **P.97**。

2 売却時等の課税関係

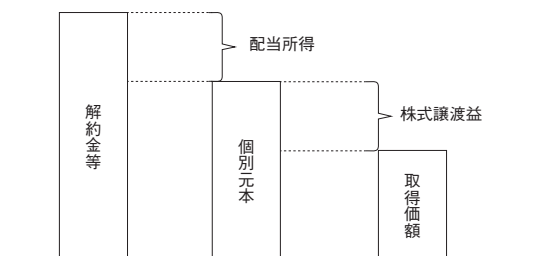
①買取（譲渡）の場合

- ・私募株式投資信託の譲渡は、未上場株式と同様の課税 **P.199** がなされ、その年の一般株式等グループ **P.176** の売却損益・償還差損益とのみ損益通算が可能です。

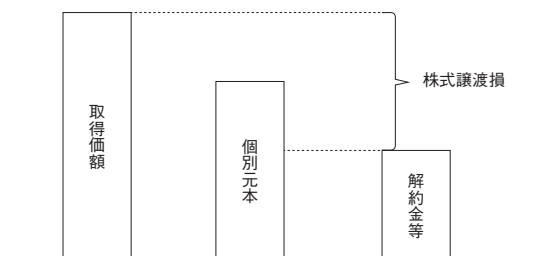
②解約・償還の場合

- ・解約・償還時、元本相当額超過額は上記**1**の収益分配金と同様に課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は上記**2**①の譲渡所得と同様に課税されます。具体的な課税関係は、次の図表のとおりです。

〈図1〉配当所得が生じるケース



〈図2〉配当所得が生じないケース



コラム column

分配金受取時と売却時の税金と個別元本

以下の前提によりA株式投資信託（公募）から収益分配金を受取った場合および同信託を買取により売却した場合に、甲さん、乙さんそれぞれに課される税金がいくらになるか教えてください。また、個別元本の意味を教えてください。

<具体例>

- ①甲さんがA株式投資信託を1万円（手数料は100円）払込んで購入しました（投資信託の設定）。甲さんはA株式投資信託の設定当初の購入者です。

1万円（甲さんの個別元本）

- ②A株式投資信託に運用益2,000円が生まれました。投資信託ファンド総額は1万2,000円になりました。

1万円（甲さんの個別元本）	2,000円（※）
---------------	-----------

- ③乙さんがA株式投資信託を購入しました（投資信託の追加設定）。購入価格（投資金額）は「ファンド総額÷口数」で計算した金額すなわち1万2,000円です（手数料は100円）。

1万円（甲さんの個別元本）	2,000円（※）
1万2,000円（乙さんの個別元本）	

※運用益の2,000円は甲さんが解約した場合に譲渡益とされる部分です。

- ④A株式投資信託について各投資家に収益分配金が1,000円ずつ払われます（甲さんが受取る収益分配金は普通分配金に該当し、乙さんが受取る収益分配金は特別分配金に該当します）。
- ⑤収益分配金受領後、甲さん、乙さんはA株式投資信託を各11,000円で売却しました。

1 甲さんに課される税金

①収益分配金に係る税金

甲さんが受取る1,000円は、甲さんの当初の個別元本1万円を上回る部分であり運用益ですから、この1,000円は普通分配金に該当し税金がかかります。

算式：収益分配金1,000円×20.315%=203円（配当所得課税）

コラム column

②売却に係る税金

普通分配金受領後の甲さんの個別元本は10,000円ですから、当該売却に係る税金は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{算式：} & (\text{売却価格} 11,000 \text{円} - \text{取得価額 (個別元本} + \text{購入手数料)} 10,100 \text{円}) \times 20.315\% \\ & = 182 \text{円 (株式譲渡所得課税)} \end{aligned}$$

2 乙さんに課される税金

①収益分配金に係る税金

乙さんは1,000円を受取りますが、これは乙さんが以前投資した1万2,000円の一部払戻しですので、乙さんが受取った1,000円（特別分配金）に税金はかからず、個別元本から控除します。

②売却に係る税金

特別分配金受領後の乙さんの個別元本は11,000円となりますから（後記3参照）、当該売却に係る税金は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{算式：} & \text{売却価格 } 11,000 \text{円} - \text{取得価額 (個別元本} + \text{購入手数料)} 11,100 \text{円} \\ & = -100 \text{円 (株式売却損)} \end{aligned}$$

∴税金はかからず、上場株式等の売却損と同様の取扱いとなります。

3 個別元本の意味

個人投資家が追加型株式投資信託に投資（設定・追加設定）した場合の投資金額（手数料は除きます）から特別分配金を控除し、買付分を加算したものを「個別元本」といいます。

したがって、甲さん、乙さんの収益分配後の個別元本は次のように変動します。

1万円(甲さんの個別元本)	1,000円(※)
1万1,000円(乙さんの個別元本)	

※1,000円は甲さんが解約した場合に譲渡益とされる部分であり、個別元本ではありません。

乙さんのように払戻し（特別分配金）があった場合にはその分個別元本が減額され、また、ファンド内で新たな買付けがあった場合には買付け分が個別元本に加算されます。つまり個別元本はその都度金額調整が行われるため変動します。

公社債投資信託の税金

POINT

公社債投資信託は「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分され、区分ごとに課税関係が異なります。

- ・ 上場公社債投資信託・公募公社債投資信託は「特定公社債等」に区分され、私募公社債投資信託は「一般公社債等」に区分されます。
- ・ 課税関係は次のようになります。

上場公社債投資信託、公募公社債投資信託 (特定公社債等)	毎決算時の収益分配金の取扱い	20.315%の源泉徴収が行われ、確定申告時には、申告不要・申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した収益分配金は、上場株式等グループの売却損・償還差損と損益通算することができます。
	解約・償還・買取請求時の取扱い	解約等により受取った金銭等は上場株式等の譲渡所得の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。 ・ 上場株式等グループの売却損益・償還差損益と相殺でき、申告分離課税を選択した配当等・利子等との損益通算ができます。 ・ 通算後に残った損失は翌年以降3年間繰越すことができます。
私募公社債投資信託 (一般公社債等)	毎決算時の収益分配金の取扱い	20.315%の源泉徴収が行われ、課税関係が終了します(源泉分離課税)。
	解約・償還・買取請求時の取扱い	・ 解約・償還により受取った金銭等のうち、元本に達するまでの金額は、一般株式等グループの譲渡所得の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。元本を超過する部分の金額は、20.315%の源泉徴収が行われ、課税関係が終了します(源泉分離課税)。 ・ 買取請求により受取った金銭等は、一般株式等グループの譲渡所得等の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。 ・ 解約・償還・買取請求に係る譲渡損益は一般株式等グループの売却損益と相殺することができます。 ・ 相殺後に残った損失は翌年以降に繰越しをすることができません。

- ・ 特定公社債等に該当する公社債投資信託の収益分配金等は特定口座への受入が可能です。一般公社債等に該当する公社債投資信託の収益分配金等は特定口座へ受入ができません。

上場株式投資信託(ETF)・J-REITの税金

POINT

上場株式投資信託(ETF)や上場J-REITに係る税金は、上場株式等と同様の取扱いです。

ただし、外国株価指数連動型ETF・上場J-REITの収益分配金・配当については配当控除の適用がありません。

1 上場株式投資信託(ETF)の税金

- ・上場株式投資信託(ETF)は、契約型・公募株式投資信託の一種です。
- ・日経平均株価、東証株価指数、日経株価指数300など特定の指数に連動するように構成・運用されている投資信託で、その信託約款に「信託契約期間を定めない」「受益権が金融商品取引所に上場する」等一定の定めがあるものをいいます。
- ・上場株式投資信託(ETF)の収益分配金や売却損益に対する税務上の取扱いは上場株式等と同じです。
- ・ただし、外国株価指数連動型ETFなど、一定のETFの収益分配金等については、配当控除の適用がありません。

2 J-REITの税金

- ・J-REITは、投資家から集めた資金を賃貸ビルなどの不動産に投資し、賃貸収入などを原資として投資家に分配するものをいいます。
- ・上場J-REITは会社型不動産投資信託として組成されており、税務上の取扱いは上場株式等と同じです。
- ・ただし、上場J-REITの配当については配当控除の適用がありません。

	収益分配金・配当	売却損益	配当控除
上場株式投資信託(ETF)	上場株式等と同様		適用あり(※)
上場J-REIT			適用なし

※外国株価指数連動型ETFなど、一定のETFの収益分配金等については、適用がありません。

用語説明

1 株式投資信託

- ・株式投資信託とは、約款上株式に投資することを認めている投資信託をいいます。
- ・「公募」と「私募」のうち「公募株式投資信託」の税制は上場株式等と同じ取扱いになっています。

2 公募株式投資信託

- ・公募株式投資信託とは、株式投資信託のうち、不特定多数の人を対象とする公募形式で資金を集めてファンド設定・運用する株式投資信託をいいます。

3 私募株式投資信託

- ・私募株式投資信託とは、不特定多数の人を対象とする公募形式と異なり、2人以上49人以下の少人数から資金を集めてファンド設定・運用する株式投資信託をいいます。

4 公社債投資信託

- ・公社債投資信託とは、約款上株式に投資することを認めていない投資信託をいいます。
- ・国債等の安全性の高い公社債を中心に運用するもので、その代表的なものとして「MRF」等があります。
- ・公募公社債投資信託は上場株式等グループに、私募公社債投資信託は一般株式等グループに分類され、それぞれ税金の取扱いが異なります **P.176**。

5 普通分配金

- ・追加型の株式投資信託の収益分配金については、普通分配金と特別分配金に区別されます。
- ・普通分配金とは、分配後の基準価額が個別元本 **P.193** と同等の場合または個別元本を上回る場合にその運用益から支払われる分配金を指しています。
- ・普通分配金は、株式等の配当所得として課税されます。

6 特別分配金

- ・特別分配金とは、分配後の基準価額が個別元本を下回る場合にその下回る部分の額をいい、元本を取り崩して支払われる分配金を指します。
- ・つまり、特別分配金は元本の払戻しの性格を有するため、課税対象ではありません。
- ・特別分配金が支払われた分だけ個別元本は少なくなります。

用語説明

7 株式投資信託の換金方法

①買取(図1)

- ・投資家が保有する受益権を金融機関に売却し、金融機関が換金代金を支払うものです。
- ・買取請求により信託財産は減少しませんが、通常金融機関は買い取った受益権を解約します。

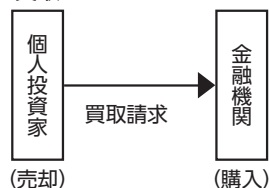
②解約(図2)

- ・投資家が保有する受益権と引き換えに、信託財産からその受益権相当分を引き出すものです。
- ・この場合、金融機関は投資家の解約請求を取次ぐことになります。
- ・外国投資信託の換金方法は買取に限られます。

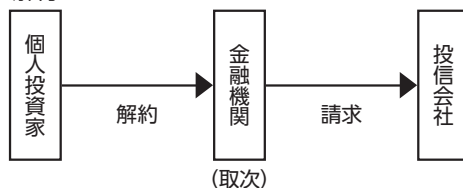
③償還

- ・信託期間の満了等により運用期間が終了した場合に、信託財産の清算を行い、投資家が保有する受益権に応じた償還金を返還することをいいます。

(図1) 買取



(図2) 解約



8 特定公社債等

- ・特定公社債 **P.175**
- ・公募公社債投資信託の受益権
- ・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託のうち、不特定かつ多数（50名以上）の投資家を対象にした投資信託）
- ・特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（資産の流動化に関する法律上の特定目的信託が発行する社債的受益権のうち公募のもの）

9 一般公社債等

- ・特定公社債等以外の公社債等をいい、例えば、次のような公社債等が該当します。
 - ・特定公社債以外の公社債
 - ・私募公社債投資信託等の受益権
 - ・証券投資信託以外の私募投資信託の受益権
 - ・特定目的信託の社債的受益権で私募のもの

未上場株式の税金

POINT

- ①未上場株式の配当は、原則として総合課税の対象です。
- ②未上場株式の売却益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ③2016年1月1日以後の未上場株式の売却損益は、一般株式等グループの売却損益および償還差損益と相殺できます。

1 未上場株式の配当

- ・未上場株式の配当は、配当受取時に、20.42%の税率で所得税が源泉徴収され、総合課税の対象として確定申告が必要です。ただし、少額配当 [P.103](#) に該当する場合、所得税については申告不要を選択することができます（住民税の申告は原則必要です）。
- ・未上場株式の配当は、一般株式等グループ [P.176](#) の売却損と損益通算することができます。
- ・日本法人の株式の配当については、配当控除の適用 [P.96](#) があります。

2 未上場株式の売却

- ・未上場株式の売却益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ・未上場株式は、一般株式等グループ [P.176](#) に区分され、同じグループ内の売却損益および償還差損益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます）と相殺できます。相殺後に残った一般株式等の売却損を翌年以後に繰越すことはできません。
- ・一般株式等グループと上場株式等グループの売却損益は相殺できません。

外国株式の配当の税金

POINT

外国で税金が源泉徴収されている外国株式の配当については、その外国税の徴収後の金額を基に、日本国内で所得税（復興特別所得税を含む）および住民税が源泉徴収されることになります。

1 概要

外国株式とは、海外（外国籍）の企業が発行する株式のことをいいます。
課税等の順序を整理すると以下のとおりです。

- ①外国で課税される（国外源泉徴収）
- ②国内株式の配当と同様に課税される（国内源泉徴収）[※]
※国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合
- ③確定申告した場合には、外国税額控除の適用がある（配当控除の適用なし）

2 課税の取扱い

基本的な課税の取扱いは、国内株式の配当と同じです。上場株式等の配当は20.315%、上場株式等以外の配当は20.42%の税率で源泉徴収されます。上場株式等の配当を受け取った個人は、「申告不要」「申告分離課税」「総合課税」のいずれかを選択します。一方、上場株式等以外の配当を受け取った個人は、原則として総合課税として確定申告する必要があります。少額配当 **P.103** に該当する場合、所得税については申告不要を選択することもできます。

申告方法と源泉徴収税率を表にまとめると、以下のようになります。

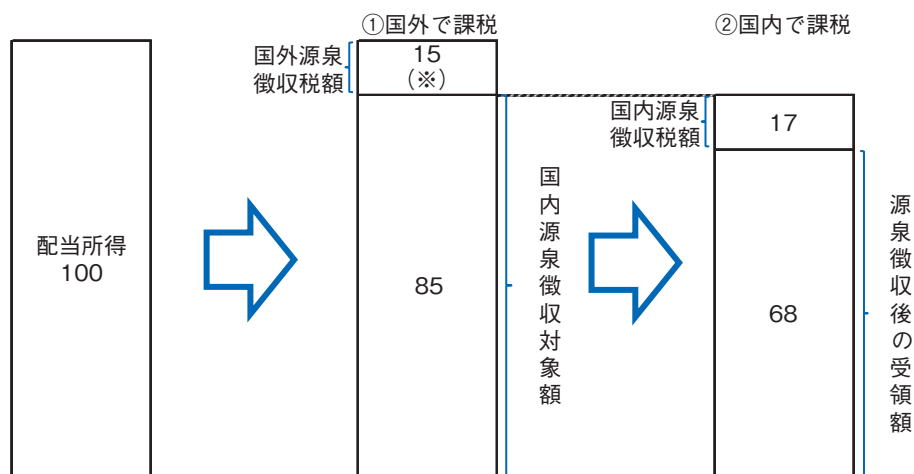
外国株式の配当の種類		申告方法	国内源泉徴収税率
上場株式等の配当		いずれかを選択（※1） ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税（※2）	20.315%
上場株式等以外の配当	少額配当	いずれかを選択 ・申告不要 ・総合課税（※2）	20.42%
	少額配当以外	総合課税（※2）	

※1 大口株主 **P.103** は、総合課税しか選択できません。

※2 外国株式は、配当控除の対象外です。

3 上場外国株式の配当所得における源泉徴収

上場外国株式の配当について、すでに外国税が源泉徴収されている場合には、その徴収後の金額に対して、日本で20.315%の税率で源泉徴収されます。具体的には、配当を100、国外源泉徴収税額を15とすると、100から15を差し引いた85の20.315%に相当する税額17が、日本において源泉徴収されることになります。



※国外源泉徴収税額について、外国税額控除 [P.207](#) を適用する場合には、確定申告が必要です。

4 邦貨換算方法

原則、支払開始日と定められている日の対顧客直物電信買相場 (TTB) で換算します (外国公社債の利子、外国投資信託の収益分配金についても同様です)。

外国株式の売買の税金

POINT

- ①外国株式の売却益は、国内の株式と同様に申告分離課税の対象です。
- ②売却に伴って生ずる為替差損益は売却損益に含めて計算します。

1 外国株式の売買方法

外国株式を売買する方法には、証券会社等を通じて国内で上場されている外国株式を売買する方法、証券会社等を通じて海外で上場されている外国株式を売買する方法、証券会社等を相手方として売買する方法等があります。

2 売却損益における課税の取扱い

上場・未上場株式の売却損益における課税の取扱いは、下図のとおりです。

	上場	未上場
売却益	申告分離課税 20.315%	
売却損	上場株と未上場株の売却損益の相殺 ⇒なし	

なお、上場外国株式の売却損については、申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等・売却益・償還差益の金額から控除することができます。なお、控除しきれずに残った上場外国株式の売却損（日本で登録を受けている証券会社を通して行われた売却により生じたものに限る）は、確定申告をすることによって翌年以降3年間繰越することができます（繰越控除 [P.114](#)）。

3 邦貨換算方法

外貨建株式等に係る売却損益を計算する場合には、売却収入と取得価額をそれぞれ邦貨に換算した上で計算します。したがって、取得時から売却時までの為替の変動による損益（為替差損益）は外国株式の売却損益に含まれます。なお、邦貨換算の方法は、原則として次のとおりです（外国公社債や外国投資信託の売却・償還差損益についても同様です）。

- ・売却収入・・・約定日における対顧客直物電信買相場（TTB）
- ・取得価額・・・約定日における対顧客直物電信売相場（TTS）

外国公社債の税金

POINT

- ① 特定公社債にあたる外国公社債の利子は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ② 外国公社債の売却益および償還差益は、原則、譲渡所得として税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

1 利子の取扱い

① 特定公社債にあたる外国公社債の利子

20.315%の税率による申告分離課税の対象です。外国で課税（源泉徴収）された場合、その税額を控除した金額に税率20.315%が課されます。

外国税額控除 **P.207** の適用が受けられます。

② 一般公社債にあたる外国公社債の利子

差額徴収方式 **P.206** による源泉分離課税の対象です。外国税額控除の適用はありません。

③ 外国通貨で支払いを受けた外国公社債の利子の計算

外国通貨で支払いを受けた外国公社債の利子を計算する場合には、記名・無記名の公社債の種類に応じて、次の表に掲げる日の対顧客直物電信買相場（TTB）により邦貨換算します。

外国通貨で支払を受けた利子の邦貨換算

	種 類	邦 貨 換 算 日
①	記名の外国公社債の利子	支払開始日と定められている日
②	無記名の外国公社債の利子	現地保管機関等が受領した日

- ・②の場合、現地保管機関等から受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、支払の取扱者が当該通知を受けた日を邦貨換算日として差し支えないとされます。
- ・外国公社債の利子にかかる所得税の額から控除する外国所得税の邦貨換算については、当該外国公社債の利子にかかる邦貨換算日におけるTTBによるものとされます。

2 売却損益および償還差損益の取扱い

外国公社債の売却損益および償還差損益は、原則、譲渡所得として税率20.315%による申告分離課税の対象です。特定公社債に当たる場合は、上場株式等グループ **P.176** の配当等・利子等・売却損益・償還差損益との通算が可能となります。

種類	内容	所得区分	課税方式	税率	損益通算
特定公社債	利子	利子所得	申告分離 (原則)	20.315% (※3)	可 (※1)
	売却損益	譲渡所得 (原則)	申告分離 (原則)	20.315%	
	償還差損益				
一般公社債	利子	利子所得	源泉分離	20.315%	不可
	売却損益	譲渡所得	申告分離	20.315%	可 (※2)
	償還差損益				

※1 上場株式等グループの配当等・利子等・売却損益・償還差損益との損益通算が可能となります。

※2 一般株式等グループの売却損益・償還差損益について損益通算は可能となりますが、その年に損益通算しても控除しきれない金額の翌年以降の繰越は不可となります。

※3 外国で課税（源泉徴収）された場合、外国税額を控除した後の金額に対して20.315%が課されます。

外国投資信託の税金

POINT

外国投資信託とは、外国の法令に基づいて設定・運用される投資信託で、会社型と契約型に大別されます。

1 概要

- ・会社型の外国投資信託の課税は、外国株式と同様の取扱いです。
- ・契約型の外国株式投資信託（以下、「外国株式投資信託」）の課税は、原則として国内株式投資信託と同様の取扱いです（特別分配金や配当控除の取扱いを除きます）。
- ・契約型の外国公社債投資信託（以下、「外国公社債投資信託」）の課税は、公社債と同様の取扱いです。
- ・会社型の外国投資信託および外国株式投資信託は、「上場株式等グループ」と「一般株式等グループ」に区分し [P.176](#)、外国公社債投資信託は「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分して [P.198](#)、各々課税されます。

2 収益分配金にかかる税金

- ・外国投資信託は会社型と契約型に大別されます。
- ・会社型と契約型の外国投資信託、外国株式投資信託や外国公社債投資信託に対する課税関係は以下のとおりです。

	分類	種類		課税区分	所得		申告方法	源泉徴収税率(※1)	外国税額控除の適用			
					所得	区分						
外国投資信託	会社型	上場		上場株式等グループ	配当所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税	20.315%	○(※2)			
		未上場		一般株式等グループ		少額配当	いずれかを選択 ・申告不要 ・総合課税	20.42%				
						少額配当以外	総合課税	20.42%				
	契約型	外国株式投資信託		公募	上場株式等グループ	配当所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税	20.315%	○(※2)		
							私募	一般株式等グループ	少額配当		いずれかを選択 ・申告不要 ・総合課税	20.42%
									少額配当以外		総合課税	20.42%
		外国公社債投資信託		公募	上場株式等グループ	利子所得	—	いずれかを選択 ・申告不要 ・申告分離課税	20.315%	○(※2)		
							私募	一般株式等グループ	—	源泉分離課税	20.315%	—

※1 外国で課税（源泉徴収）された場合には、その税額を控除した金額に課税されます。
（一般公社債等に該当する外国公社債投資信託は差額徴収方式 [P.206](#) によります。）

※2 外国源泉税がある場合には、確定申告を行うことで外国税額控除の適用が受けられます。

3 売却および償還にかかる税金

- ・会社型の外国投資信託・外国株式投資信託・外国公社債投資信託の売却益および償還差益は、20.315%の税率による申告分離課税の対象です。
- ・会社型の上場外国投資信託・公募外国株式投資信託・公募外国公社債投資信託の売却損および償還差損は、上場株式等の配当所得・譲渡所得等や特定公社債等の利子所得・譲渡所得等との損益通算や3年間の繰越控除をすることができます。

外国投資信託の売却益の課税関係

	分類	種類		区分	申告方法	上場株式等グループとの 損益通算・繰越控除
外国投資信託	会社型	上場		上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
		未上場		一般株式等 グループ		×
	契約型	外国株式 投資信託	公募	上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
			私募	一般株式等 グループ		×
		外国公社債 投資信託	公募	上場株式等 グループ	申告分離課税 (20.315%)	○
			私募	一般株式等 グループ		×

差額徴収方式

POINT

一般公社債にあたる外国公社債の利子は、外国税額と合計して20%を限度に日本で源泉徴収されます。復興特別所得税（外国税額を控除した後の所得税額×2.1%）もあわせて源泉徴収されます。この方法を差額徴収方式といいます。
なお、特定公社債に当たる外国公社債の利子に差額徴収方式は適用されません。

1 外国で源泉徴収されない場合

外国で源泉徴収されない場合、日本の投資家には利子の全額が支払われます。これについて20.315%の源泉徴収を日本で行うため、投資家の手取額は利子の全額の79.685%となります。

2 限度税率の範囲内で、外国で源泉徴収される場合

限度税率（租税条約で定められた当該国で課税できる最高税率）の範囲内で、外国で源泉徴収される場合は、以下の計算式の合計によって、日本での源泉徴収税額が定まります。

日本での源泉徴収税額＝

外国税額控除後の所得税額(イ)＋復興特別所得税額(ロ)＋住民税額(ハ)

(イ)利子金額×15% (所得税率)－外国源泉徴収税額＝外国税額控除後の所得税額

(ロ)外国税額控除後の所得税額×2.1% (復興特別所得税率)＝復興特別所得税額

(ハ)利子金額×5% (住民税率)＝住民税額

3 限度税率を超えて、外国で源泉徴収される場合

限度税率を超えて外国で源泉徴収される場合、外国での源泉徴収税額が、限度税率によって行われたものとして、日本での源泉徴収を行います。

例えば、スイス（源泉徴収税率35%、限度税率10%）の場合、利子に対して、実際は現地において35%の源泉徴収が行われます。しかし、日本の源泉徴収に当たっては、限度税率である10%で現地での源泉徴収が行われているものとして、**2**の計算式により日本での源泉徴収税額を計算します。その結果、現地源泉徴収税率（35%）が限度税率（10%）を超える25%の部分については、スイスに対して還付請求を行うことになります。

外国税額控除

POINT

外国証券投資によって生じる国際的二重課税を調整するため、外国で課された税額のうち一定の金額を、日本の所得税・住民税から控除することができます。

1 概要

外国証券投資に係る利子・配当等は、まず外国で課税（源泉徴収）されます。日本の投資家（居住者）の場合は、この利子・配当等に対して日本国内でも課税されます。このように外国と日本とで二重に課税されるケースでは、二重課税を調整するため「外国税額控除」の規定が設けられており、日本で確定申告することで、支払った外国税のうち一定額を日本の所得税・住民税から控除することができます。

2 税額控除できる金額

支払った外国税のうち控除できる金額は、次の計算式によって計算します。

外国税額控除限度額の計算

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

道府県民税の控除限度額＝所得税の控除限度額×12%（一定の指定都市の区域内に住所を有する方は6%）

市町村民税の控除限度額＝所得税の控除限度額×18%（一定の指定都市の区域内に住所を有する方は24%）

※その年分の所得総額は、その年分の国内所得総額と国外所得総額の合計です。

日本の居住者（非永住者を除きます）の場合、課税対象はすべての所得であり、源泉が国内にあるか国外にあるかを問いません。

- ・支払った外国税額が所得税の控除限度額よりも多い場合には、まず道府県民税の控除限度額から控除し、次に市町村民税の控除限度額から控除します。
- ・外国税額控除の適用を受けられるのは確定申告をした場合に限られます。したがって、源泉分離課税である一般公社債等の利子や、申告不要を選択した上場株式等の配当等、特定公社債等の利子等については、外国税額控除の適用はありません。
- ・外国税額が所得税等の控除限度額を下回った場合の差額を「控除余裕額」といい、逆に上回った場合の差額を「控除限度超過額」といいます。「控除余裕額」と「控除限度超過額」は、翌年以後、3年間繰越すことができます。

コラム column

公募投資信託等の収益の分配金に対する外国税額控除（二重課税調整制度）

1 制度の趣旨

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、その投資から得た配当等に対して、まず外国で課税されます（外国所得税）。そして、証券会社等が、国内の投資家に対して、この公募投資信託等の収益の分配金を支払う際には、国内でも所得税が課税されることから、外国所得税との二重課税が生じていました。そこで、2018年度税制改正により、2020年1月1日以降、証券会社等が、外国所得税が課税された公募投資信託等の収益の分配金を支払う際に、二重課税調整計算を行うこととされました。

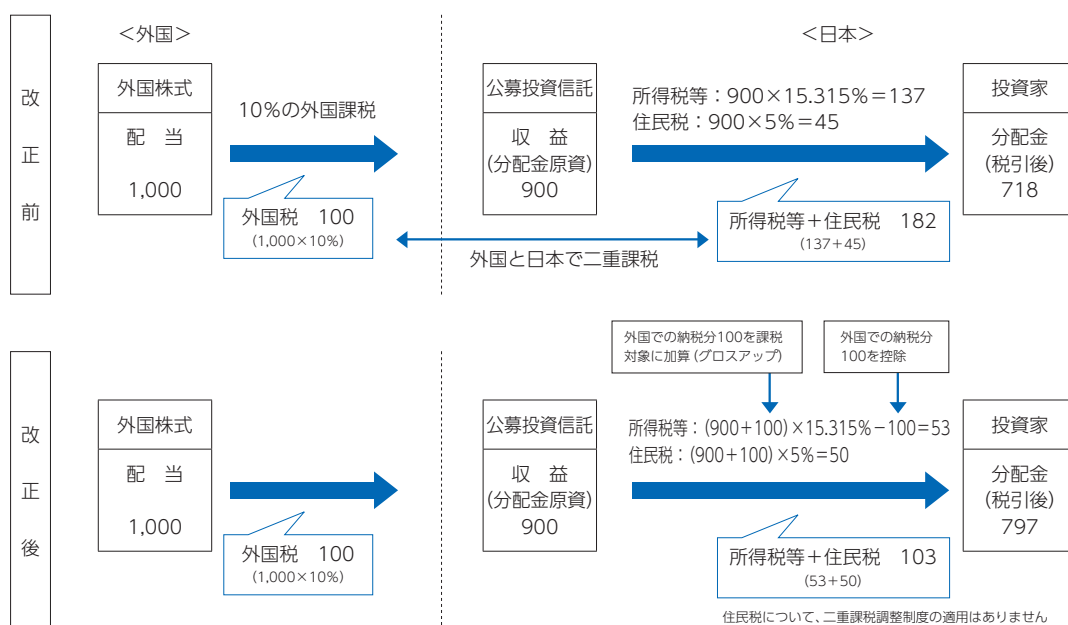
2 制度の内容

①収益の分配金を支払う際に行われる二重課税調整

外国所得税が課税された公募投資信託等の収益の分配金を支払う証券会社等は、外国において課税されていないとみなされる分配金の額を算出（グロスアップ計算）し、所得税額を計算した後、そこから一定の外国所得税を控除することにより、二重課税調整後の分配金を投資家に対して支払うこととなります。

税制改正前後における二重課税調整のイメージ

（外国株式の配当1,000円、普通分配金としてすべてを分配する場合。外国課税を税率10%で計算、売却益はないものと仮定。）



コラム column

②対象商品

2020年1月1日以降、二重課税調整制度の対象となっている商品は、以下のとおりです。

～税制改正前後における二重課税調整制度の対象～

改 正 前			改 正 後		
国内籍の 商品	公募投資信託 (ETF、上場REIT、上場JDR を除く)	×	国内籍の 商品	公募投資信託 ※1 (ETF、上場REIT、上場JDR を除く)	○ 新設
	私募投資信託	○		私募投資信託	○ ※2
	ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式)	×		ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式)	○ 新設
	ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式以外)	○		ETF、上場REIT、上場JDR (株式数比例配分方式以外)	○ ※2

○：外国税額控除の対象

×：外国税額控除の対象外

※1 公募投資信託の元本払戻金（特別分配金）は二重課税調整の対象外となります。

※2 私募投資信託等の外国税額控除も2020年1月1日以降に支払われる分配金から、確定申告時の扱いを公募投資信託等の外国税額控除と統一し、④の分配時調整外国税相当額控除の対象となっています。

③証券会社等からの通知

二重課税調整を行った証券会社等は、個人の投資家に対して、収益の分配金のほか、源泉徴収される所得税の額、控除外国所得税相当額等を書面にて通知することとされています。なお、特定口座（源泉徴収あり）内で受け入れている時は、「特定口座年間取引報告書」の「上場株式配当等控除額」欄に、控除された一定の金額が記載されます。

④確定申告における分配時調整外国税相当額控除

①の調整後、支払いを受けた公募投資信託等の収益の分配金について、個人の投資家が確定申告をする場合、総合課税と申告分離課税のいずれを選んだ場合であっても、証券会社等が調整を行った外国所得税相当額を、一般の外国税額控除 [P.207](#) と区別して、その年分の所得税額から控除することになります（確定申告時の控除のことを「分配時調整外国税相当額控除」といいます）。分配時調整外国税相当額控除は、まず所得税額から控除し、所得税額から控除しきれないときは残額を復興特別所得税額から控除します。復興特別所得税額からも控除しきれないときは切り捨てとなり、その控除しきれない部分については還付されません。また、住民税については控除対象外となります。

みなし外国税額控除

POINT

一定の開発途上国の債券や株式に投資した場合、実際に課税されていなくても、その国で納税したものとみなした税額を、国内の所得税・住民税から控除できます。なお、税額控除できる金額には限度があります。

1 概要

開発途上国の多くは自国の経済開発等を目的として、海外からの投資に対して優遇税制措置を講じていますが、外国税額控除制度のもとでは、開発途上国において税額が減免されても、その分投資家の居住国での外国税額控除が少なくなるだけにすぎません。

そこで、租税条約により、開発途上国で減免された税額について、あたかも開発途上国で課税されたかのように取扱い、納付したとみなした税額を投資家の居住国における納付税額から控除するという制度が設けられています。これを「みなし外国税額控除」といいます。

「みなし外国税額控除」にも、税額控除できる金額に限度があります。

2 みなし外国税額控除が適用される主要国と税率

国名	利子	配当
ブラジル	20%	25%
中国	10%	10%

3 みなし外国税額控除の適用手続き

①外国株式の配当

- ・みなし外国税額を証明する書類（証券会社から受取る計算書の写し等）を確定申告の際に添付する必要があります。

②特定公社債に当たる外国公社債の利子

- ・みなし外国税額を証明する書類（証券会社から受取る計算書の写し等）を確定申告の際に添付する必要があります（一般公社債のうち、差額徴収方式が適用されたものは、手続不要です）。

③国内発行で国内において利払いが行われる一般公社債の利子

- ・証券会社等から発行される利子についての明細書等を添付して「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を提出する必要があります。
- ・還付請求書の提出先は、所得税は納税地の所轄税務署、住民税は証券会社の営業所等の所轄都道府県税事務所になります。

FAQ

記名外国株式の配当を受けた場合

Q

記名外国株式の配当を受けた場合における課税の取扱いについて教えてください。

A

記名外国株式の配当を受けた場合には、「支払開始日と定められている日」の対顧客直物電信買相場 (TTB) で換算します。したがって、邦貨換算日と実際に証券会社等から配当が交付される日との間に為替相場が変動した場合には、為替差損益が発生します。この為替差損益は雑所得に該当し、具体的には次のように取り扱われます。

〔計算例〕

記名の上場外国株式を保有しており、次のような条件で配当の支払を受けたとします。

保有株式数	100株
1株当たり配当金	10 \$
支払開始日と定められている日の為替レート	1 \$ = 100円
証券会社等から配当金が支払われた日の為替レート	1 \$ = 105円
現地源泉徴収税率	15%

この場合、日本での課税関係は次のようになります (ただし、外国税額控除制度があります)。

配当所得	$100株 \times 10 \$ \times 100円 = 100,000円$
外国源泉徴収税額	$100株 \times 10 \$ \times 100円 \times 15\% = 15,000円$ …外国税額控除対象額 P.207
国内源泉徴収税額	$(100,000円 - 15,000円) \times 20.315\% = 17,267円$ (1円未満切捨て)
雑所得 (為替差益)	$100株 \times 10 \$ \times (100\% - 15\%) \times (105円 - 100円) = 4,250円$

- ・配当所得は、「保有株式数」に「1株当たり配当金」と「支払開始日と定められている日の為替レート」を乗じて計算します。
- ・外国源泉徴収税額は、上記「配当所得」の金額に「現地源泉税率」の15%を乗じて計算します。
- ・国内源泉徴収税額は、「配当所得」から「外国源泉徴収税額」を控除した残額に国内源泉徴収税率を乗じて計算します。
- ・雑所得 (為替差益) は、「保有株式数」に「1株当たり配当金」を乗じた外貨ベースの金額から「外国源泉徴収税額」 (外貨ベース) を控除した残額に「証券会社から配当金が支払われた日の為替レート」と「支払開始日と定められている日の為替レート」の差額を乗じて計算します。

FAQ

外貨建株式等の決済

Q

外貨建株式等の決済において、外貨決済と邦貨決済といった決済方法の違いによって課税関係は異なるのでしょうか。

A

課税関係は、異なりません。外貨決済する場合でも決済時のレートで邦貨換算して売却損益を認識します。

邦貨換算レートについて

外貨建株式等に係る売却損益を計算する場合には、売却収入と取得価額をそれぞれ邦貨に換算する必要があります。売却収入と取得価額は、原則として、それぞれ以下の為替レートを使用して邦貨に換算します。

- ・ 売却収入の邦貨換算・・・約定日における対顧客直物電信買相場 (TTB)
- ・ 取得価額の邦貨換算・・・約定日における対顧客直物電信売相場 (TTS)

また、売買によって生ずる為替差損益は売却損益に含めて計算を行います。

【計算例】

・ 2022年4月27日に外国株式を10,000ドルで購入
(2022年4月27日TTS：110円/ドル)

・ 2024年4月27日に同株式を11,000ドルで売却
(2024年4月27日TTB：135円/ドル)

売却収入：11,000ドル×135円＝1,485,000円

取得価額：10,000ドル×110円＝1,100,000円

売却損益：1,485,000円－1,100,000円＝385,000円

売却損益385,000円は、外国株式の取得時点から売却時点までの為替差損益を加味して計算した金額となります。

FAQ

外貨建定期預金と外貨建MMFの相違点

Q

外貨建定期預金と外貨建MMFの相違点について教えてください。

A

「外貨建定期預金」と「外貨建MMF」は、それぞれ運用面の特徴や手数料等に違いがあります。また、為替差損益に関する税金の取扱いも異なります。

1 円貨で外貨建定期預金に預入れ、または外貨建MMFを購入した場合

所得税は損益を課税対象としますので、円貨で外貨預金に預入れまたは外貨建MMFを購入したことによる課税は生じません。

2 利息または収益分配金の取扱い

①外貨定期預金の利息

20.315%の税率による源泉分離課税ですので確定申告の必要はありません。

②外貨MMFの収益分配金

利子所得として20.315%の税率により源泉徴収されます。「申告不要」または「申告分離課税」のいずれかを選択します。

3 外貨建預金を払出した場合

①外貨建預金を払出し、他の金融機関に預入れた場合

Q A銀行に米ドル建で預入れた定期預金5万ドルが満期になったため、満期日に全額を払出し、同日、当該5万ドルをB銀行に預入れました。この場合、B銀行に預入れた時点で当該5万ドル部分に関する為替差益を所得として認識する必要がありますか。

- ・預入時のレート … 1ドル100円
- ・払出時のレート … 1ドル110円

A 同一の外国通貨で行われる外貨建預金の預入れ・払出しは税法上の外貨建取引に該当しないものと考えられているため、B銀行に預入れした時点では為替差益を認識しません。

②外貨建預金を払出し、外貨建MMFに投資した場合

Q ミドル建で預入れた預金5万ドルを払出し、その全額を使って米ドル建の外貨建MMFを購入しました。この場合、当該外貨建MMFを購入した時点で預金にかかる為替差益を認識する必要がありますか。

- ・ 預金の預入時のレート …………… 1ドル100円
- ・ 外貨建MMFの購入時のレート … 1ドル110円

A 為替差益を認識する必要があります。

外貨建の預金をもって外貨建MMFという資産を購入する行為は、税法上、外貨建取引に該当します。したがって、外貨建MMFの購入金額の円貨換算額と当該外貨建MMFの購入に充てた外国通貨の取得時の為替レートにより円貨換算した金額との差額を為替差益として認識します。預金に対する為替差益のため「雑所得」として総合課税の対象となります。

$(110円 - 100円) \times 50,000\text{ドル} = 500,000\text{円}$ (為替差益：雑所得)

4 外貨建定期預金や外貨建MMFを円貨や別の外貨に換えた場合**①外貨建定期預金 … 為替差損益は「雑所得」に該当し総合課税**

例えば、1ドル105円の時に米ドルの外貨建定期預金に預入れ、満期時(1ドル110円)に円貨として引き出したケースを想定します。満期時には、利息とは別に円安による効果、すなわち元本1ドルにつき5円(110円-105円)の為替差益が生じます。この差益は「雑所得」に含まれ、総合課税の対象となります。

為替差益の場合には、給与所得等の他の所得と合算され累進税率が適用されます。

為替差損の場合には、他の雑所得(貸付金の利子や年金等)と通算します(通算しきれない為替差損は、なかったものとされるため、給与所得等の他の所得と通算できません)。

②外貨建MMF … 為替差損益は譲渡所得に含めて計算

例えば、1ドル105円の時に米ドルの外貨建MMFを購入し、1ドル110円の時に中途換金(売却)して円貨に換えたケースを想定します。

この際に生じる為替差益(5円に相当する部分)は、外貨建MMFの売却益に含まれるため、上場株式等グループ内の譲渡所得として、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

※①②は円貨として引き出すまたは円貨に換えたケースを記載していますが、別の外貨の場合であっても同様の取扱いになります。

デリバティブ取引の税金

POINT

一定のデリバティブ取引の差金等決済に係る利益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。損失は確定申告により3年間の繰越控除が可能です。

1 原則

デリバティブ取引に係る損益は、事業所得または雑所得に分類され、原則として総合課税の対象とされています。しかし、一定のデリバティブ取引の差金等決済に係る損益については、下記2の特例が適用されます。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

①申告分離課税

一定のデリバティブ取引(※1)の差金等決済に係る損益(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます)については、20.315%の税率による申告分離課税が適用されます。

差金等決済とは、反対売買による差金決済、オプションの権利行使(有価証券等の受渡しが行われるものを除きます)・権利放棄、カバードワラント(※2)の譲渡・権利行使・権利放棄をいいます。

なお、暗号資産デリバティブ取引(※3)に係る損益は申告分離課税の対象外ですので、原則通り総合課税の対象です。

※1 特例の対象となる主なデリバティブ取引

- ・有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引
- ・有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引
- ・外国為替証拠金取引(FX取引)
- ・カバードワラント(上場カバードワラント、店頭カバードワラント)
- ・商品先物取引

ただし、以下のデリバティブ取引は特例の対象外となります。

- ・外国市場デリバティブ取引(外国の取引所におけるデリバティブ取引)
- ・商品先物取引業者及び金融商品取引業者等以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引

※2 カバードワラント

一定期間にあらかじめ定められた価格で、個別株式や東証株価指数(TOPIX)などの指数を売買する権利を証券にしたもの

※3 暗号資産デリバティブ取引

暗号資産とは、法定通貨等以外のインターネット上でやりとりできる財産的価値であり、不特定の者に対する代金の支払い等や法定通貨との相互交換に使用でき、電子的に記録・移転できるものをいいます。暗号資産デリバティブ取引とは、暗号資産を原資産とするデリバティブ取引や、暗号資産の価格や利率等を参照指数とするデリバティブ取引をいいます。

②損益通算

差金等決済による損失が生じた場合、他の「先物取引に係る雑所得等の金額」との損益の通算は可能ですが、「先物取引に係る雑所得等の金額」以外の所得の金額との損益通算はできません。

③損失の繰越控除

「先物取引に係る雑所得等の金額」について、1年間の集計結果が損失であった場合、毎年連続して確定申告書を提出することによりその損失を翌年以降3年間繰越することができます。

3 オプションの権利行使や義務履行により株式を取得・譲渡する場合の取扱い

オプション取引において権利の行使または義務の履行により株式を取得または譲渡した場合には、「先物取引に係る雑所得等」としての課税はなく、「株式等の譲渡所得等」の計算を行います。その計算の際には、オプション料等を考慮します。

補足 有価証券オプション取引により取得した上場株式等の取得価額

有価証券オプション取引とは、特定の有価証券を特定の価格（権利行使価格）で買う権利（コールオプション）、または売る権利（プットオプション）を売買する取引です。

株式等の譲渡所得等の金額の計算上、取得価額・収入金額については以下のとおり計算されます。

<取得価額・収入金額>

区分	コールオプション	プットオプション
買い手：権利保有者 (権利行使または権利放棄を選択できる)	取得価額＝①＋②＋③ ①権利行使により支出した金額 ②委託手数料 ③支払オプション料	収入金額＝①－② ①権利行使により受領した金額 ②支払オプション料
売り手：権利付与者 (権利保有者の権利行使に対する義務を負う)	収入金額＝①＋② ①義務履行により受領した金額 ②受取オプション料	取得価額＝①＋②－③ ①義務履行により支出した金額 ②委託手数料 ③受取オプション料

投資型年金保険の税金

POINT

投資型年金保険（変額年金保険）とは、生命保険の機能が付加されている運用商品です。保険料を投資信託などを投資対象とする特別勘定で運用し、運用（据置）期間中の運用成績によって受取る年金の額や解約払戻金の額が変動します。投資型年金保険に関する税金の取扱いは、契約形態によって異なります。

以下では、投資型年金保険に多く見られる一時払いの投資型年金保険について基本的な税金の取扱いを説明します。

なお、年金保険はさまざまな商品があり、その活用事例もさまざまであることから、ここで説明している規定がそのまま適用されないケースも考えられますので、具体的事例については税理士や税務署等にご確認ください。

1 契約者＝被保険者の契約（自分のための年金づくり）

本人が保険料を支払い、運用し、自分で年金を受取る契約です。

<契約形態例>

契約者（保険料負担者）	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	夫	夫	妻

<税金の取扱い>

契約時	■保険料支払時	<u>支払保険料に係る所得控除</u> ～契約者＝被保険者 一時払いの投資型年金保険の契約を締結し支払った保険料は、一定の要件を満たした場合には、支払った年において生命保険料控除の適用を受けることができます。 なお、保険料を追加で支払う場合も支払った年において、生命保険料控除の適用があります。 主な要件は以下のとおりです。 ・受取人の全てを保険料負担者もしくはその配偶者その他の親族とする契約 ・生存または死亡に基因して一定額の保険金が支払われる契約 ・保険期間が5年以上の契約

■運用先の変更

運用益に対する課税 ～契約者＝被保険者

運用（据置）期間中に、運用先の変更（特別勘定間のスイッチング）をした場合、生じている運用益には課税されません。

■解約時

解約差益に対する課税 ～契約者＝被保険者

保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

【一時所得の計算（同じ年に他の一時所得がない場合の計算）】

$$\{(解約払戻金 - 支払保険料) - 50万円\} \times 1/2$$

なお、確定年金（※）は、契約後5年以内に解約し、保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合は、その利益に対して税率20.315%の源泉分離課税が適用されます。

■被保険者（夫）の死亡時

死亡給付金に対する課税 ～契約者＝被保険者

運用（据置）期間中に保険料負担者である被保険者（夫）が亡くなった場合、年金は支払われず、死亡給付金受取人（妻）に死亡給付金が支払われます。死亡給付金受取人（妻）が受取る死亡給付金は、相続税の課税対象ですが、相続人である妻が受取るため死亡保険金の非課税枠の対象です。

$$\text{非課税限度額の計算} = 500万円 \times \text{法定相続人の数}$$

なお、当該死亡給付金を年金形式で受取る場合は「定期金に関する権利」（有期定期金）（評価額については [P.224](#)）として相続税の課税対象となります（以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税については [P.220](#)）。この場合も死亡保障であることから、相続税の死亡保険金の非課税枠の対象です。

※確定年金とは、契約時に定めた一定期間にわたって一定金額の年金を受取ることができるものをいいます。

■年金受取時

受取年金に対する課税 ～契約者＝被保険者

被保険者（夫）が年金受取開始年齢に達した場合には、年金受取人（夫）に年金が支払われます。保険料負担者（夫）が毎年受取る年金のうち支払保険料を上回る金額（いわゆる運用益部分）として計算される金額は、雑所得として総合課税の対象となります。

なお、運用益部分が25万円以上の場合には、年金の受取時に税率10.21%が源泉徴収されます。

【確定年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{受取年金総額}}$$

【終身年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{年金年額} \times \text{一定年数} (\ast 1)}$$

※1 次のうち、いずれか長い期間

- ・ 余命年数（所得税法施行令別表の余命年数表の年数）
- ・ 年金の保証期間

ただし、確定年金を年金形式で毎年受取るのではなく、一括で受取る一時金について、一時金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

また、保証期間付終身年金（※2）の一括受取り部分は、雑所得として総合課税の対象となります。

■年金受取人（夫）の死亡時

死亡一時金に対する課税 ～契約者＝被保険者

年金受取人（夫）の年金受取期間中に、被保険者（夫）が亡くなった場合で、年金受取りの残存期間があるケースは、その残存期間の年金に対応する死亡一時金が支払われます。この死亡一時金は、相続税の課税対象となります。

また、当該死亡一時金を年金形式で受取る場合は「定期金に関する権利」（有期定期金）（評価額については **P.224**）という相続財産として相続税の課税対象となります（以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税については **P.220**）。

なお、いずれも年金残額の支払いであって死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

- ※2 保証期間付終身年金とは、契約時に定めた保証期間後は、生存している場合に限り年金を受取ることができ、保証期間中に死亡した場合には、残りの保証期間について遺族に未払分の年金が支給されるものをいいます。

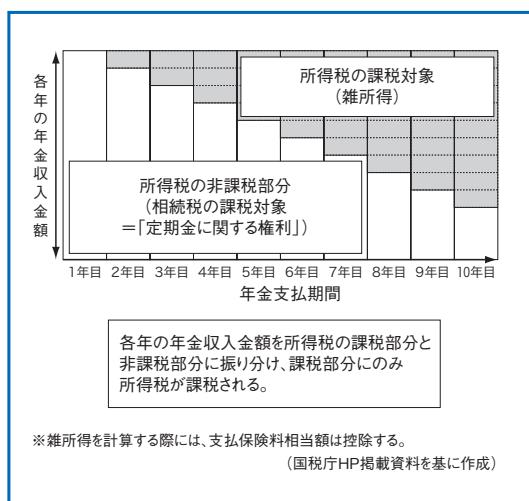
補足 死亡給付金等を年金形式で受取る場合の年金収入に関する所得税・住民税の取扱い

運用(据置)期間中に保険料負担者である被保険者(夫)が亡くなった場合、死亡給付金受取人(妻)に死亡給付金が支払われ相続税の課税対象となります。

その死亡給付金を年金として分割で受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として相続税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、財産の総額が基礎控除以下になったこと等により、実際に相続税の納税額が生じなかった方も対象となります。



また、年金受取期間中に被保険者である年金受取人(夫)が亡くなった場合に支払われる「死亡一時金」を年金形式で受取る場合の所得税・住民税の課税も上記のように取扱われます。

※具体的には、支払いを受けた年金について、年金支給1年目は全額非課税とし、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算されます。

2 契約者≠被保険者の契約（配偶者・子どものための年金づくり）

例えば、夫が保険料を支払い、被保険者を妻とする契約です。夫が亡くなった場合、契約者、年金受取人名義を妻に変更することによって妻に年金を残すことができます。

<契約形態例>

契約者（保険料負担者）	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻	夫	夫

<税金の取扱い>

契約時	■保険料支払時	<u>支払保険料に係る所得控除</u> ～契約者≠被保険者 一時払いの投資型年金保険の契約を締結し支払った保険料は、一定の要件を満たした場合には、支払った年において生命保険料控除の適用を受けることができます。 なお、保険料を追加で支払う場合も支払った年において、生命保険料控除の適用があります。 生命保険料控除の主な要件： P.217
	■運用先の変更	<u>運用益に対する課税</u> ～契約者≠被保険者 運用（据置）期間中に、運用先の変更（特別勘定間のスイッチング）をした場合、生じている運用益には課税されません。
運用（据置）期間中	■解約時	<u>解約差益に対する課税</u> ～契約者≠被保険者 保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。 【一時所得の計算（同じ年に他の一時所得がない場合の計算）】 $\{(解約払戻金 - 支払保険料) - 50万円\} \times 1/2$ なお、確定年金は、契約後5年以内に解約し、保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合等は、その利益に対して税率20.315%の源泉分離課税が適用されます。

運用(据置)期間中

■ 契約者(夫)の死亡時

生命保険契約に関する権利に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取開始前、すなわち、保険料負担者である契約者(夫)が1回も本契約から年金を受取らずに亡くなった場合、本契約の契約者の地位は「生命保険契約に関する権利」という相続財産として、相続税の課税対象となります。相続税評価額は相続発生時点の時価(解約払戻金相当額)です。

なお、死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

夫の死亡後、本契約の契約者の地位を被保険者(妻)が相続し、かつ、年金受取人を妻に変更した場合、以下の契約形態になります。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	死亡給付金 受取人
妻	妻	妻	子ども等

その後の妻が受取る年金についての税金の取扱い、原則通りの取扱い： **P.219**

■ 被保険者(妻)の死亡時

死亡給付金に対する課税 ～契約者≠被保険者

運用(据置)期間中に被保険者(妻)が亡くなった場合、年金は支払われず、死亡給付金受取人(夫)に死亡給付金が支払われます。保険料負担者(夫)が受取る死亡給付金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

■年金受取時(※1)

年金受取期間中

受取年金に対する課税 ～契約者≠被保険者

被保険者(妻)が年金受取開始年齢に達した場合には、年金受取人(夫)に年金が支払われます。保険料負担者(夫)が毎年受取る年金のうち支払保険料を上回る金額(いわゆる運用益部分)として計算される金額は、雑所得として総合課税の対象となります。

【確定年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{受取年金総額}}$$

【終身年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{年金年額} \times \text{一定年数}(\text{※2})}$$

※2 次のうち、いずれか長い期間

- ・余命年数(所得税法施行令別表の余命年数表の年数)
- ・年金の保証期間

ただし、確定年金を年金形式で毎年受取るのではなく、一括で受取る一時金について、一時金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

また、保証期間付終身年金の一括受取り部分は、雑所得として総合課税の対象となります。

※1契約者(夫)が年金受取人として妻を指定している契約の場合は、被保険者(妻)が年金受取開始年齢に達した時に、年金受取人の地位(「定期金に関する権利」(評価額：P.224))が夫から妻に対して贈与されたものとして妻に贈与税がかかります(以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税：P.220)。

■年金受取人(夫)の死亡時

「定期金に関する権利」に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取人(夫)が年金受取期間中に亡くなっても、被保険者(妻)は生きていますので、引き続き年金は支払われます。本契約の年金受取人の地位は「定期金に関する権利」という相続財産として、相続税の課税対象となります(以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税：[P.220](#))。

相続税評価額は以下のとおりです。

なお、死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

【「定期金に関する権利」(有期定期金)の評価額】

次の(イ)～(ハ)のいずれが多い額

(イ)解約返戻金の金額

(ロ)定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額

(ハ)[給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額]×[残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率(※1)]

※1複利年金現価率とは、毎期末に一定金額を一定期間受取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率をいいます。例えば、期間18年のときの複利年金現価率は、予定利率0.5%の場合：17.173、予定利率0.75%の場合：16.779です。

【「定期金に関する権利」(保証期間付終身年金 [P.219](#))の評価額】

次の(イ)～(ニ)のいずれが多い額

(イ)～(ハ)上記有期定期金と同様

(ニ)[給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額]×[終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の平均余命(※2)に応ずる予定利率による複利年金現価率]

※2ここで使用する「平均余命」は、厚生労働省が男女別、年齢別に作成する完全生命表に掲載されている平均余命(1年未満切捨て)です。例えば、第23回完全生命表によれば、70歳女性の平均余命は20年、80歳女性の平均余命は12年です。

■被保険者(妻)の死亡時

死亡一時金に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取人(夫)の年金受取期間中に、被保険者(妻)が亡くなった場合で、年金受取りの残存期間があるケースは、その残存期間の年金に対応する死亡一時金が支払われます。

この死亡一時金を保険料負担者(夫)が受取る場合、運用益部分が一時所得として、また、死亡一時金ではなく引き続き年金を受取る場合は、従前と同様に毎年運用益部分が雑所得として総合課税の対象となります。

補足

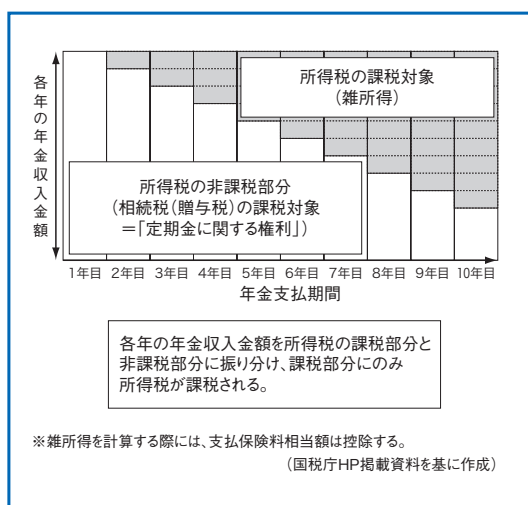
「定期金に関する権利」を相続または贈与により取得し、以降、毎年年金形式で受取る場合の年金収入に関する所得税・住民税の取扱い

被保険者が妻である契約において、年金受取期間中に年金受取人（夫）が亡くなった場合、本契約の年金受取人の地位は、「定期金に関する権利」という相続財産として相続税の課税対象となります。

以降、毎年年金を受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として相続税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、財産の総額が基礎控除以下になったこと等により、実際に相続税の納税額が生じなかった方も対象となります。



また、契約者（夫）が年金受取人として妻を指定している契約の場合は、被保険者（妻）が年金受取開始年齢に達した時に、年金受取人の地位「定期金に関する権利」が夫から妻に対して贈与されたものとして妻に贈与税がかかります。

以降、毎年年金を受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として贈与税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、実際に贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

支払通知書

POINT

上場株式等の配当等または特定公社債等の利子等については、支払を受ける者の住所・氏名・支払金額等が記載された支払通知書が証券会社等から支払を受ける個人に交付されます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等または利子等については交付されません。

1 支払通知書の交付

- ・個人が証券会社等から上場株式等の配当等・利子等、オープン型証券投資信託の収益分配、みなし配当の支払を受ける場合には証券会社等から支払通知書が交付されます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については交付されません。
- ・支払通知書には支払を受ける者の住所・氏名・支払金額等が記載されます。
- ・支払通知書は、原則として証券会社等ごとに支払確定日から1ヶ月以内に交付されます。ただし、証券会社等がその年に支払った配当等または利子等の合計額を記載した支払通知書を作成する場合、支払確定日の翌年1月31日までに交付されます（みなし配当を除きます）。
- ・支払通知書、特定口座年間取引報告書等の交付をする者は、その交付を受ける者の承諾を得て、これらを電磁的手法により提供することができます。
ただし、期限を定めて承諾を求めたが、その交付を受ける者が期限までに回答しない場合には、承諾があったものとみなし、電磁的手法により提供できます。

2 特定口座（源泉徴収あり）を開設している場合

特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については特定口座年間取引報告書 **P.149** がその支払を受けた個人に交付されるため、支払通知書は交付されません。

配当金の支払通知書

銘柄名	お支払日	配当単価(円)	数量
〇〇株式会社	2023年6月26日	15.000000	100
配当金額(税引前)(円)	所得税	地方税	お受取金額
1,500	229	75	1,196
備考：		配当基準日：2023年3月31日	

配当所得の収入金額
(源泉徴収前の配当合計額)

所得税・復興特別所得税
の源泉徴収税額

住民税の源泉徴収税額

源泉徴収が行われている場合には、原則として確定申告は不要です。

ただし、確定申告を行うことにより、配当控除の適用や源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

配当等や株式等の譲渡対価を受領する者の告知

POINT

- ①配当等や株式等の売却益にかかる税金は、配当等や株式等の譲渡対価の支払を受けた個人が自ら所得を計算し納税することが原則です。そこで、課税当局が申告漏れ等をチェックできるように所得税法では「告知」と「支払調書」の制度が設けられています。
- ②個人が配当等や株式等の譲渡対価の支払を受ける際には、証券会社等に本人確認書類を提示して氏名・住所・個人番号（マイナンバー）を告知しなければなりません。
- ③取引口座開設の際に告知を行っている場合は、取引の都度告知する必要はありません。ただし、マイナンバー制度導入に伴い、口座開設時に氏名および住所の告知を行っている個人も2016年以降は個人番号（マイナンバー）を証券会社等に提出する必要があります。ただし、既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有している場合は、提出不要です。

1 証券会社等に対する告知

①内容

- ・個人が国内において証券会社等から配当等や株式等の譲渡対価の支払を受ける際は、当該証券会社等に氏名・住所・個人番号（マイナンバー）を告知する必要があります。
- ・告知の際は証券会社等に一定の本人確認書類 **P.229** を提示します。
- ・原則として、配当等の支払確定日（株主総会日等）または譲渡対価の支払を受ける時までに告知します。

②告知不要

- ・取引口座開設の際に告知を行っている場合は、取引の都度告知する必要はありません。
 - ・マイナンバー制度導入に伴い、既に氏名および住所の告知を行っている個人も、2016年以降は個人番号（マイナンバー）を証券会社等に提出する必要があります。
- ただし、既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは、提出は必要ありません。

2 相対取引の場合の告知

①個人から個人に対する株式等の譲渡の場合

告知は不要です。

②個人から法人に対する株式等の譲渡の場合

個人から法人に対し本人確認書類を提示して告知を行う必要があります。

3 告知をする際の本人確認書類

国内に住所を有する個人が **1** の告知をする際は、次に掲げるいずれかの書類を提示します。

確認書類の種類	備考
個人番号カード	提示をする日に有効なもの
個人番号通知カード及び住所等確認書類	
住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のあるもの）及び住所等確認書類（住民票の写し及び住民票の記載事項証明書以外のもの）	住民票の写しや住民票の記載事項証明書については、提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの
住民票の記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）の記載のあるもの）及び住所等確認書類（住民票の写し及び住民票の記載事項証明書以外のもの）	

住所等確認書類

次に掲げる書類（その者の氏名および住所の記載のあるものに限る）をいいます。

確認書類の種類	備考
個人番号カード（おもて面）	提示をする日に有効なもの
住民票の写し、住民票の記載事項証明書	提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの
戸籍の附票の写し、印鑑証明書	
国民健康保険の被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証	
健康保険の被保険者証、健康保険特別退職被保険者証、健康保険高齢受給者証、健康保険特別療養証明書、健康保険被保険者受給資格者票	
国家公務員共済組合の組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・特別療養証明書・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・遠隔地被扶養者証・船員被扶養者証・任意継続組合員証	
自衛官診療証	
地方公務員共済組合の組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・特別療養証明書・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証・遠隔地被扶養者証・船員被扶養者証	
私立学校教職員共済制度の加入者証・加入者被扶養者証、私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書	
船員保険の被保険者証、船員保険高齢受給者証、船員保険被扶養者証	
健康保険日雇特例被保険者手帳	
介護保険の被保険者証	
後期高齢者医療の被保険者証	
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳	
国民年金手帳、厚生年金保険手帳、船員保険年金手帳	
国税の領収証書、地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書	提示をする日前6ヶ月以内の領収日付の押印または発行年月日の記載のあるもの
運転経歴証明書	2012年4月1日以後に発行されたもの
運転免許証	
旅券（パスポート）（※1）	提示をする日に有効なもの
在留カード、特別永住者証明書	
官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（例 住民基本台帳カード、転出証明書など）	提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの（有効期間等のあるものについては、提示する日に有効なもの）

※1 2020年2月4日以降発行の旅券は税法上の住所等確認書類としては使用できなくなりました。

※上記各書類が顔写真ありの場合は1枚、顔写真なしの場合は2枚必要となります。

※上記各書類は、氏名および住所（告知すべき居住地等も含みます）の記載のあるものに限ります。

※「外国人登録証明書」もその有効期間内は、本人確認書類として使用可能です。

支払調書

POINT

- ①個人が株式の発行会社または証券会社等から配当等・利子等または譲渡対価の支払を受けた場合には、原則として、その者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が株式の発行会社または証券会社等から税務署に提出されます。
- ②特定口座内の譲渡や特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については、支払調書は提出されません（なお、ここでは個人を対象とした支払調書について説明します。）。
- ③個人がFX業者を通じて為替取引を行った場合には、原則として、その者の氏名・住所・個人番号（マイナンバー）・取引の内容・決済損益等が記載された支払調書がFX業者から税務署に提出されます。

1 配当等または利子等にかかる支払調書

- ・個人が株式の発行会社または証券会社等から配当等・利子等の支払を受けた場合には、当該株式の発行会社または証券会社等から税務署に対してその者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が提出されます。
- ・上場株式等の配当等及び特定公社債の利子にかかる支払調書は、金額の大小にかかわらず税務署に提出されます。なお、それぞれの支払調書の提出期限は、上場株式等の配当等にかかる支払調書については支払確定日から1ヶ月以内、特定公社債の利子にかかる支払調書については原則として支払確定日の翌年1月31日までとなります。

配当・分配金・利子にかかる支払調書の提出基準

商品	種類	提出基準
国内上場株式	配当	すべて(※ 1)
上場外国株式 (会社型投資信託を含む)		
公募株式投資信託		
	収益分配金 (特別分配金を除く)	
公社債の利子	利子	すべて(※ 1)(※ 2)
公社債投資信託の分配金	収益分配金	すべて(※ 1)(※ 2)

※1 特定口座（源泉徴収あり）で受取る配当等については、特定口座年間取引報告書が提出されるため、支払調書は提出されません。

※2 源泉分離課税の対象となる特定公社債以外の公社債の利子・公社債投資信託の収益分配金については、支払調書が提出されません。

2 譲渡対価にかかる支払調書

個人が証券会社等を通じて株式・公社債・投資信託等の譲渡対価の支払を受けた場合には、次のいずれかの方式により当該証券会社等から税務署に対して、その者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が提出されます。

①原則（名寄せ）方式

1年間の株式等の譲渡について支払調書が作成され、支払確定日の翌年1月31日までに提出されます。

②特例方式

その支払ごとに支払調書が作成され、支払確定日の翌月末日までに提出されます。

※特定口座内の譲渡については、支払調書は提出されません。

※相対取引の場合において、買手が法人の場合には、譲渡を受けた当該法人から支払調書が提出されます。

3 特定口座を開設している場合

特定口座内の譲渡や、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等は、「特定口座年間取引報告書」が税務署に提出されるため支払調書は提出されません。

特定口座年間取引報告書の記載事項
・住所・氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）・口座開設年月日・源泉徴収選択の有無 ・譲渡対価の支払状況 （銘柄・株数・譲渡対価の額・譲渡年月日など。お客様宛の年間取引報告書は記載を省略することが可能） ・年間取引損益（譲渡対価の額・取得費等・差損益金額の合計）・源泉徴収税額 ・配当等の交付状況（銘柄・株数・配当等の額・交付年月日など）・源泉徴収税額 ・証券会社の名称、所在地など

4 先物取引にかかる支払調書

個人がFX業者を通じて為替取引を行った場合には、当該FX業者から税務署に対してその者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・取引の内容・決済損益等が記載された支払調書が金額の大小にかかわらず提出されます。

また、令和2年度税制改正で、令和3年分からは、個人が仮想通貨交換所を通じて行った暗号資産デリバティブ取引（仮想通貨の証拠金取引）にかかる支払調書も同様に、金額の大小にかかわらず税務署に提出されます。

国外送金等調書

POINT

- ① 国外送金等調書制度は、海外での所得隠しや海外への資産隠し等を防止するための制度の一つです。
- ② 個人または法人が金融機関を通じて100万円超の国外送金等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）等を記載した告知書を金融機関に提出し、当該金融機関から税務署に対して国外送金等調書が提出されます。

1 国外送金等

国外送金等とは、国内から国外へ送金することおよび国外から国内への送金を受領することをいいます。

2 国外送金等をする者による金融機関に対する告知

① 内容

個人または法人（※）が国外送金等をする場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等を記載した告知書を金融機関に提出しなければなりません。

※公共法人、銀行、金融商品取引業者等を除きます。

② 告知不要

次に掲げる場合には、金融機関に告知書を提出する必要はありません。

- ・ 国内から国外へ送金をする者が自らの口座から国外へ送金する場合
- ・ 国外から国内への送金を受領する者が自らの口座で送金を受領する場合

3 金融機関から税務署に対する国外送金等調書の提出

① 内容

個人または法人が金融機関を通じて国外送金等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等が記載された国外送金等調書が当該金融機関から税務署に提出されます。

② 提出不要

個人または法人の国外送金等の額が100万円以下の場合には、金融機関から税務署に対する国外送金等調書は提出されません（金額は一取引ごとに判定します）。この場合でも、個人または法人からの金融機関に対する告知書の提出は必要です。

国外証券移管等調書

POINT

- ① 国外証券移管等調書制度は、海外での所得隠しや海外への資産隠し等を防止するための制度の一つです。
- ② 個人または法人が証券会社等を通じて国外証券移管等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）等を記載した告知書を証券会社等に提出し、当該証券会社等から税務署に対して国外証券移管等調書が提出されます。

1 国外証券移管等

国外証券移管等とは、国内から国外へ有価証券を移管することおよび国外から国内へ有価証券を受け入れることをいいます。

2 国外証券移管等をする者による証券会社等に対する告知**① 内容**

個人または法人（※）が国外証券移管等をする場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等を記載した告知書を証券会社等に提出しなければなりません。

※公共法人、銀行、金融商品取引業者等を除きます。

② 告知不要

次に掲げる場合には、証券会社等に告知書を提出する必要はありません。

- ・ 国内から国外へ有価証券を移管する者が自らの口座から国外へ移管する場合
- ・ 国外から国内へ有価証券を受け入れる者が自らの口座で有価証券を受け入れる場合

3 証券会社等から税務署に対する国外証券移管等調書の提出

個人または法人が証券会社等を通じて国外証券移管等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容、有価証券の種類・銘柄等が記載された国外証券移管等調書が当該証券会社等から税務署に提出されます。

国外転出時課税制度

POINT

- ① 国外転出時課税制度は、時価1億円以上の有価証券等を有する居住者が、イ) 出国した場合、ロ) 海外居住者に有価証券等を贈与した場合、ハ) 海外居住者に有価証券等を相続させる場合に、みなし売却益に対して所得税が課される制度です。
- ② 納税猶予制度（最長10年4ヶ月）が設けられていますが、納税猶予を受けるためには担保の提供・納税管理人の選任・毎年の継続適用届出書の提出等が必要です。
- ③ 5年以内に売却等せずに帰国するなど、一定要件を満たした場合には、課税を取消することができます。

1 対象者・対象資産

① 対象者

出国時・贈与時・相続発生時において時価1億円以上の有価証券等を所有する居住者で、かつ、出国日・贈与日・相続発生日の前10年以内に、国内に住所または居所を有していた期間が合計5年超の人が対象となります。

外国人も対象者となりますが、次の期間は除かれます。

イ	入管法 ^(※) 別表第一の上欄の在留資格で在留していた期間 例) 投資・経営、法律・会計、研究、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能など
ロ	2015年6月30日までに入管法別表第二の上欄の在留資格で在留していた期間 例) 永住者、永住者の配偶者等、定住者など

※ 出入国管理及び難民認定法

② 対象資産

対象となる有価証券等とは、公社債、株式、投資信託、匿名組合契約の出資持分、未決済デリバティブ取引、未決済の信用取引、発行日取引です。新株予約権の権利行使による所得の全部または一部が国内源泉所得となるもの（ストック・オプション等）は、有価証券等の範囲から除かれます。

また、対象資産の時価が合計1億円以上であるかどうかは、原則、出国日などの時価（公社債、株式、投資信託、匿名組合契約の出資持分などの時価と、未決済デリバティブ取引、未決済の信用取引、発行日取引の含み損益の評価額の合計額）で判断します。

2 対象者が出国した場合

対象者が出国する場合、出国日に時価で有価証券等を売却したものとみなして「みなし売却益」に15.315%の所得税（復興特別所得税を含む、以下同じ）が課税されます。

■即時納付をする場合

・納税の方法

納税管理人の届出をしない場合、出国日までに準確定申告をして納付します。

納税管理人の届出をする場合、出国の翌年3月の確定申告期限までに、確定申告をして納税します。

・その後の取扱い

取扱い	要件（いずれかに該当する場合）
課税が取り消される場合 （更正の請求をすることにより、税金の還付を受けることができます。）	・5年以内に、有価証券等を売却等せずに帰国した場合（帰国時まで所有等している有価証券に対応する部分のみ）
	・5年以内に、有価証券等を日本の居住者に対して贈与した場合
	・5年以内に出国時課税の適用を受けた本人が亡くなり、その有価証券等を相続等した人がすべて日本の居住者となった場合
課税が取り消されない場合	上記以外の場合

■納税猶予の適用を受ける場合

・納税猶予の適用を受ける方法

出国日までに納税管理人の届出をした上で、出国日の翌年の確定申告期限までに猶予税額および利子税相当額の担保を提供し、保有する有価証券に関して継続適用届出書を毎年提出することで、5年4ヶ月（申請すれば最長10年4ヶ月）の間、納税が猶予されます。

・その後の取扱い

取扱い	要件（いずれかに該当する場合）
課税が取り消される場合 （更正の請求をすることにより、課税がなかったものとみなされます。）	・納税猶予期間中に、有価証券等を売却等せずに帰国した場合（帰国時まで所有等している有価証券に対応する部分のみ）
	・納税猶予期間中に、有価証券等を日本の居住者に対して贈与した場合
	・納税猶予期間中に出国時課税の適用を受けた本人が亡くなり、その有価証券等を相続等した人がすべて日本の居住者となった場合
課税が取り消されない場合 （納税猶予は終了し、猶予されていた所得税と利子税を納めなければなりません（※1、2））	・納税猶予期間が満了した場合
	・納税猶予期間中に、課税の対象となった有価証券等を売却等した場合（売却した有価証券等について課税）
	・毎年の「継続適用届出書」を提出しなかった場合

※1 上記に該当しない場合でも、猶予されていた所得税および利子税を自ら納付することができ、その場合には納税猶予期間は終了することになります。

※2 納税猶予が終了した場合において、その時点の有価証券等の時価が出国時の時価に比べて下落しているときは、更正の請求をすることによって下落部分については納税しなくてよいことになっています。

3 非居住者に有価証券等を贈与した場合

対象者が非居住者に対して有価証券等を贈与した場合、贈与時に時価で有価証券等を売却したものとみなされ、「みなし売却益」に15.315%の所得税が課されます。

課税された場合、その後5年以内に受贈者が売却等せず帰国等した場合に課税を取消せること、納税猶予(5年4ヶ月、申請すれば最長10年4ヶ月)の適用を受けられること等、**2** 対象者が出国した場合と同様の制度が設けられています。

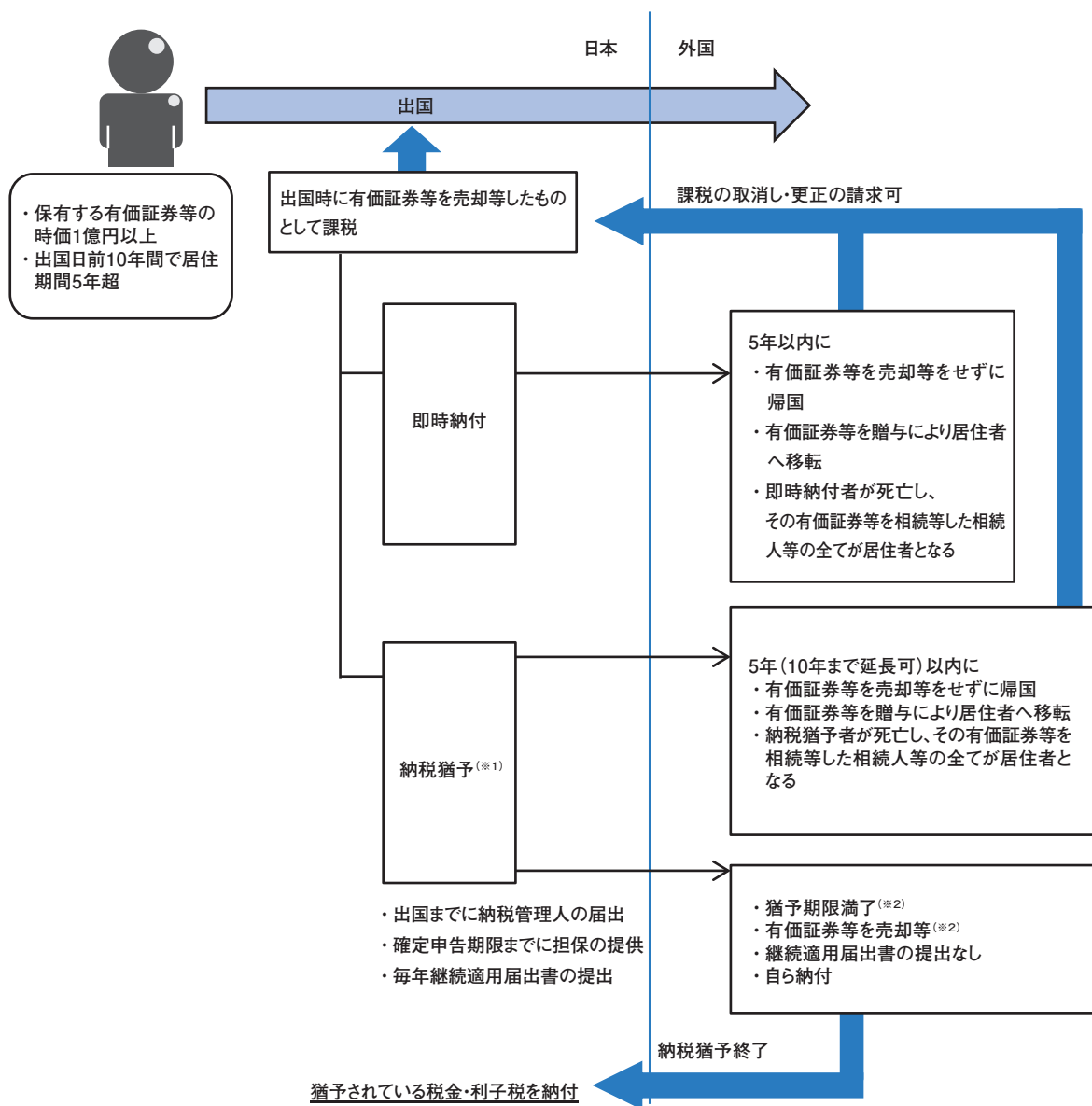
4 本人が亡くなって、非居住者が有価証券等を相続した場合

対象者が亡くなり、非居住者が有価証券等を相続等により取得する場合、被相続人が相続時に時価で有価証券等を売却したものとみなして「みなし売却益」に15.315%の所得税が課されます。申告・納税すべき人は既に亡くなっていますので、相続人が代わって申告(所得税の準確定申告)します。その税額は相続税の計算上、債務となります。

課税された場合、その後5年以内に相続人等が売却等せず帰国等した場合に課税を取消せること、納税猶予(5年4ヶ月、申請すれば最長10年4ヶ月)の適用を受けられること等、**2** 対象者が出国した場合と同様の制度が設けられています。

※なお、遺産分割がまとまらない等の場合には、各相続人が民法の規定による相続分で相続したものととして、非居住者の法定相続分で、国外転出時課税の申告を行います。その後、遺産分割協議が成立し、非居住者に係る有価証券の取得割合が変動した場合は、修正申告または更正の請求を行います。

対象者が出国した場合の概要



※1 ①納税猶予の適用を受けた者が死亡した場合や、受贈者が死亡した場合は、相続税・贈与税の納税義務の判定に際し、相続等前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなします。

②納税猶予中の者が死亡した場合は、猶予されている税金の納税義務が相続人に引き継がれます。

※2 納税猶予終了時の有価証券等の時価が出国時より下回るときは、更正の請求をすることにより、所得税額を減額できます。

金地金の税金

POINT

- ① 金地金を売却して生じた利益は、原則、譲渡所得として総合課税の対象です。
- ② 金投資口座から生ずる利益は、税率20.315%の源泉分離課税の対象です。

1 金地金（現物）を売却した場合

① 所得区分

原則、譲渡所得として総合課税の対象です。

ただし、継続的に営利目的で売買を行っている場合の利益は、事業所得または雑所得に分類されます。

② 譲渡所得の計算方法

金地金の売却に係る譲渡所得の計算は、特別控除（最高50万円）の適用があるほか、所有期間が5年超の場合には課税対象が1/2となります。

(イ) 所有期間5年以内（短期譲渡所得）の場合

課税される譲渡所得の金額

$$= \{ \text{売却収入} - (\text{取得価額}^{(\ast 1)} + \text{譲渡費用}) \} - \text{特別控除 (最高50万円)}^{(\ast 2)}$$

(ロ) 所有期間5年超（長期譲渡所得）の場合

課税される譲渡所得の金額

$$= [\{ \text{売却収入} - (\text{取得価額}^{(\ast 1)} + \text{譲渡費用}) \} - \text{特別控除 (最高50万円)}^{(\ast 2)}] \times 1/2$$

※1 金地金の取得価額には購入時の手数料や消費税が含まれます。

※2 特別控除は、金地金の売却益とそれ以外の総合課税の短期・長期譲渡益の合計額に対して50万円です。これらの金額が50万円以下のときはその金額までしか控除できません。なお、短期譲渡所得と長期譲渡所得がある場合、まず短期譲渡所得から控除し、それでも控除しきれない金額がある場合は長期譲渡所得から控除します。

2 金投資口座などから生ずる利益

金融類似商品の収益として、税率20.315%（所得税および復興特別所得税、住民税）の源泉分離課税の対象です。この場合、源泉徴収だけで課税関係は終了します。